

40538

教科書文庫

4
110
42-1925
20000 87016

Kodak Gray Scale

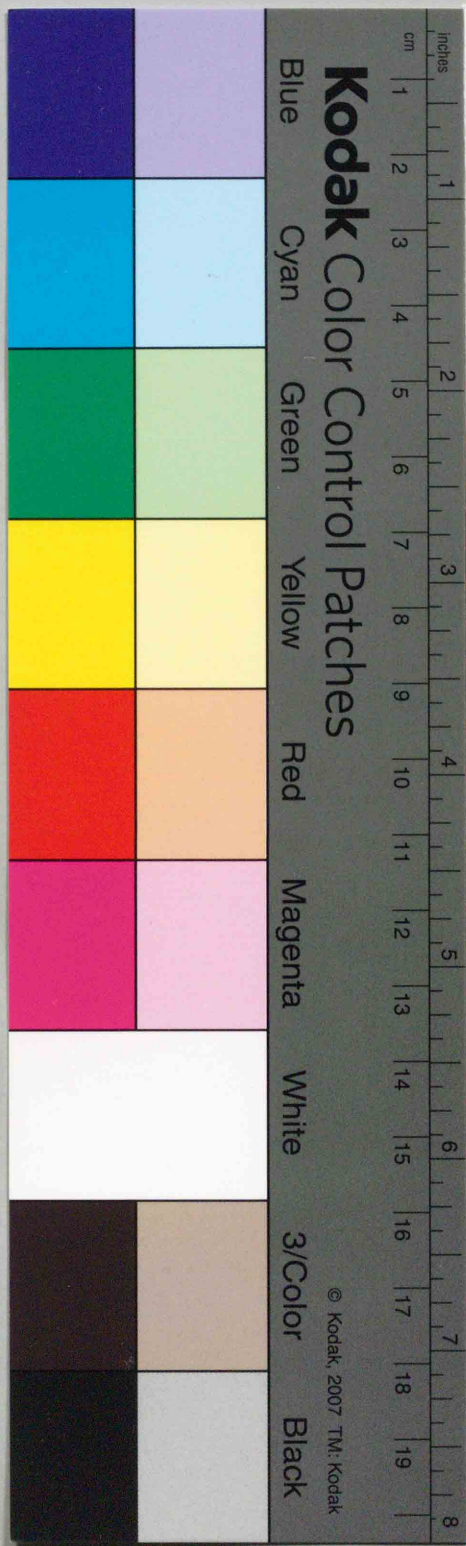
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



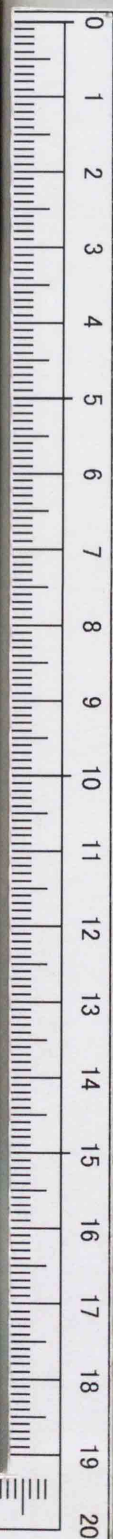
© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak



女子修身書

卷四



資料室

教科書文庫
4
110
42-1925
2000087016

下更

アヒラキノ其リヤウ

4b  
110  
大14

文部省檢定濟

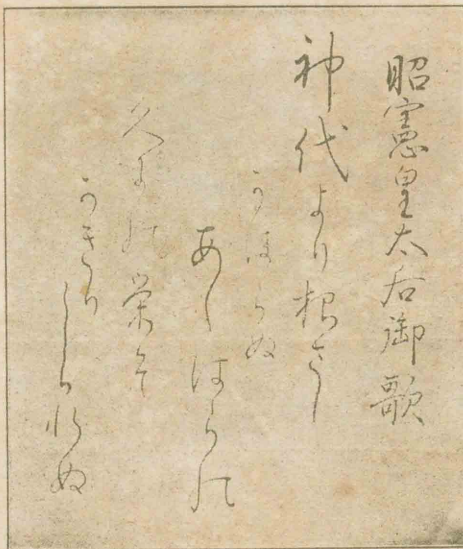
大正十五年一月十九日女學校修身科用

# 女子修身書

## 四卷

東京高等師範學校教授

巨理三章郎著



東京中文館藏版

広島大学図書

2000087016



昭憲皇太后御歌

寄國祝

『神代より 根ざしかはらぬ あし原の

くにの榮えぞ かぎり知られぬ』

深い厚い根柢を固めて、悠久幾千年の神代の昔から、  
天壤と興に隆えつゝある皇國。我等は、此の皇國に  
生を承けた歡びと共に、無限に貴い本務を有するこ  
さを思はればなりません。

豊葦原千五百秋之瑞  
穗國是吾子孫可王之  
地也宜爾皇孫就而治  
焉行矣寶祚之隆當與  
天壤無窮者矣



五箇條ノ御誓文 明治元年三月十四日

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マ  
サラシメンコトヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天  
地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ント  
ス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義

勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治三十三年十月三十日

### 御名御璽

### 詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ  
成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪  
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今  
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ  
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ  
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

### 御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

### 詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之  
ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ  
教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ  
掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ  
勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ  
尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾  
來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位  
以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂  
悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌  
シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前  
緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ  
紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮

振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ實實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

### 御名 御璽

### 攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

### 軍人へ勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐる中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しらしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此開世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狂れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農のつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の開武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは入力もて挽回すへきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺聞しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき



勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひして  
そ忝くも又惶けられ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返  
上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復し  
ぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひ  
し御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れる  
か故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年  
か程に陸海軍の制をは今に様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其  
司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきもの  
あらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を  
存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥な  
るそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深か  
るへき朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるる事を得る  
も得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さるるとに由るそかし我國の稜威振はさ  
ることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と  
其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは

我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし  
朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へ  
む  
一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆる  
の心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へし  
とも思はれす軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長  
するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる  
軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵  
力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘  
らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕  
しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ  
一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職  
の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者  
は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に  
朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停

年の己より奮きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには雷に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへさかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に挫るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくしては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はし始より其事の成し得へさか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ是非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとて守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたは英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を

誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるをかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

緒言

- 一、國家は、最高の綜合的な組織社會であります。我等人格の理想的創造も社會の理想的創造も、すべて國家の中に、綜合的に組織的に行はれるのであります。本書第四卷の前半は、すべて國家に關するもので、前卷の人格と社會との諸徳目の修養を、此處に綜合的に完成せんとするものであります。
- 二、今日は、どうかすると、國家に就いても、甚だ偏私な悖謬な思想が行はれません。そして、其の説の詭激なことに氣附かないで、却つて興味を感じ、それにはも禍する思想はないのであります。
- 三、本卷は國家の眞義を明かにし、特に我が國體國性の説明に力を盡くしました。これ、我等皇國民の自覺と信念とを確立したいといふ本書の本願に他ならないのであります。
- 四、既往幾千年の光榮ある歴史を基礎とし、將來無窮に興隆せんとする我が現代國民の道を明かにしようとすることは、本卷各章の最も意を用ひたと

ころであります。

五、本巻後半部は、すべて、家族、親族の道德を説述するに力を盡くしました。家族は、我等の生活する種々の社會の中で、最も手近い、しかも最も深切な意義を有するもので、國家の社會的單元として、特に我が國に於いて、重要な意義を有してゐるものであります。それで、本巻では、我が國の家族及びそれと國家との關係を明かにして記述しました。

六、女子の天職が、多く家族の中に存するといふことは、古今東西に普通の眞理だと思ひます。此の見地から、本巻は其の記述に特に意を用ひました。

七、高等女學校を卒業しますと、遠からずして結婚問題も起りませうし、妻として主婦として、新家族生活の創造者となるのであります。そして、それ等は、其の時に直面して、急な不用意な考へを以て身を持すると、過つことが多いのです。前からよく考を練つて置かなければなりません。それで、本巻は結婚前後の心得から新家族生活に關する心得を、詳に述べて置きました。十分に御研究を願ひます。

八、主婦を、家族生活の主要なる創造者、責任者として、最後に齊家の一章を設

けて、其處に前巻以來の諸徳を綜合することにししました。家族は社會的、殊に國家的家族として、其の理想的創造を遂げねばなりません。本書の意を用ひたところも、其處に存するのであります。

九、人格の向上、社會の榮昌、國家の興隆が無限なる如く、道德の修養も亦無限であります。高等な女子教育の終了も間近くなつてゐる方々の、行末長き御自重と御清福とを祈ります。

著者識

# 女子修身書 卷四

## 目次

第一章 國家	一
一 社會と國家	一
社會の組織的發展○社會組織の多方面な複雑な發達○社會の諸方面の組織と其の綜合的組織：國家○國家を綜合的組織といふ意義	
二 國家の解説	三
國家の要素○國民の意義○國籍○民族と國民○領土の意義○主權の意義○主權の自主獨立○統治權○國家は全一な組織體○國家は縱に横に全一な組織體	
三 國民的自覺	七
國家の目的○國家と人類の本性○國家は單純な權力團體ではない○國家價値の自覺	
第二章 國體 國性	一〇

目次

第一章 國家

一 社會と國家

社會の組織的發展○社會組織の多方面な複雑な發達○社會の諸方面の組織と其の綜合的組織：國家○國家を綜合的組織といふ意義

二 國家の解説

國家の要素○國民の意義○國籍○民族と國民○領土の意義○主權の意義○主權の自主獨立○統治權○國家は全一な組織體○國家は縱に横に全一な組織體

三 國民的自覺

國家の目的○國家と人類の本性○國家は單純な權力團體ではない○國家價値の自覺

第二章 國體 國性

一 國體・國性の意義…………… 一〇

    國體の意義○國體と主權存立の體制○國體の分類と國體の特殊○政體の意義政體と國體○國性の意義國性と國體

二 我が特殊の國體と國性…………… 一四

    根本的な國民的自覺○我が國體…皇國の意義○我が絶對の國體と國性

三 天壤無窮の神勅と根本國性…………… 一七

    天壤無窮の神勅○神勅と國民○神勅實現と根本國性

四 皇國の由來…………… 一九

    我が國は擴皇室の族制國家○新しい兄弟を有する家族的皇國○擴家族的國家の特性○家族的な國性と國體○我が國體の皇室中心の意義君民一體の國體○國性の自覺と國民の本務

    【附録】一、國體の分類。二、天成の國體。天性の君民。

第三章 皇室 皇祖皇宗 天皇…………… 二六

一 皇室…………… 二六

    國家と皇室○皇室の唯一無二の尊貴と其の名稱○皇室の唯一無二の尊貴の意義○皇室の地位は所謂階級以上の天秩天序

二 皇祖皇宗…………… 二六

    皇祖皇宗と國體○皇祖皇宗と皇室○皇祖皇宗と國民

三 天皇…………… 三四

    皇位皇業の公的性質○皇位繼承の公的性質○我が本來の國家公共觀○天下知ろしめす天職○皇位の繼承と神器

    【附録】君德史即愛民史

第四章 國 民…………… 三六

一 皇室と國民…………… 三六

    族制國家の理想的創造○君民關係の絶對と普遍○勤王史が國民道德史の精華○勤王の史實

二 國民相互の關係…………… 四一

    同胞愛の創造○同胞愛と現代の鬭争思想○特權階級の本務○下層階級の自覺と自重○近時の新同胞との友愛

三 國家と國民…………… 四四

    愛國と君民一體○國家と國民との一體關係○現代國民と國家の過去及び將來○我が國家肇造史觀○神社の意義○皇國祖國神國の無限の創造

第五章 國憲國法

- 一 國民生活の規範としての法律 ..... 四九
- 法律の價值○法律の遵守

- 二 國憲國法 ..... 五一
- 國憲の意義、皇室典範及帝國憲法○國法—法律命令

- 三 法律と道德 ..... 五三
- 法律と道德○法律の特效○遵法の能力と國民の品性

【附錄】一、明治天皇の國憲制定の聖旨 二、法律と命令との區別の存する理由。

第六章 立憲政體

- 一 立憲政體の本義 ..... 六二
- 立憲政體の特徴○國民參政の倫理的意義○立憲政體の眞髓

- 二 我が國の立憲政體の創設 ..... 六四
- 本來君民同治の國體、其の歴史○中外立憲史の對照○憲法制定の由來○立憲と君德臣道○地方自治制度

- 三 參政と選舉 ..... 六八
- 立憲自治の國民の參政の權能○帝國議會、市町村會○選舉の本務○選舉の自由と公正と有效

【附錄】憲法發布ノ勅語。

第七章 國家の獨立

- 一 國家の獨立と戰爭 ..... 七一
- 國家獨立の必要○國家獨立の道○戰爭の慘禍戰爭の事實○戰爭の避くべからざる場合○正義の戰爭

- 二 軍備と平和 ..... 七三
- 軍備の要務○軍備に關する虛妄な思想○軍備充實の倫理的意義

- 三 國民の兵役と武德 ..... 七八
- 兵役の本務○國民皆兵の意義○全國民の武力の鍛鍊○武德の養成○我が國民の忠勇尙武の氣風

第八章 國家の富榮

- 一 國富と民富 ..... 八五

國家國民の富榮の理想○租稅と公債○國富と民富との一體的繁榮○國富

増進の急務

二 國産の發達と資源の開發……………八九

國産の發達○國産の精製○國民の産業と資源資源として自然界に關する注意○資源として我が國の自然界

三 國民の經濟と道德……………九四

財貨偏重の禍害○時弊と國民の經濟生活○經濟の意義と其の効果○眞の經濟は道德の一面

第九章 國家の文化……………九八

一 文化と國家……………九八

文化の意義○文化と國家

二 國民文化の創造と世界文化……………一〇〇

文化の世界的發展と其の學習○國民文化の自力的創造○各國特有の文化の創造

三 國民文化と國民教育……………一〇四

文化の發展と教育○明治維新以來の教育の發展○文化の新發展と専門教育○普通教育の振興○國民の教育と國體

【附録】文化と文明。

第十章 國際社會……………一一〇

一 世界の平和……………一一〇

全人類の一體關係○平和論○平和は理想○平和を無視する者は世界の公敵

二 國際主義と國際聯盟……………一一三

世界平和と國家○國際主義○個別國交と國際聯盟○國際聯盟の由來と目的○我が國交の國是○國際の現實と理想

三 國際社會と國民……………一二〇

國民各自の世界的意義○他國人との交際○世界的國民○世界道德と恭儉博愛の聖訓

【附録】平和條約公布ニ關スル詔書。

第十一章 家族……………一二六

一 家族の意義……………一二六

家族の要素と體制○家族と親族と血族○我が國の家族の體制○家族主義の家族と個人主義の家族

二 家族と人生社會……………一二八



老幼男女の生活と家族○家族は強固で永續的な社會○家族は國家の存続  
發展に必要○誤つた個人思想と家族生活

三 家族の道德的價値

家族は道德の淵源○家族の道德と社會國家の道德

【附録】一、法律上の家族と親族。二、羅馬の盛衰と其の家族道德。

第十二章 祖 先

一 祖先敬慕の精神

祖先敬慕は人情の自然で社會意識の高尙な發展○祖先敬慕は報本反始の  
感恩の義徳○祖先敬慕の精神は家族和協の中核○婚嫁後の祖先敬慕

二 祭祀と述志

祭祀の道德的意義○我が國の祖先祭祀の美風○祭祀以外の孝敬追遠の行  
事○述志と我が國の孝道

三 祖先敬慕の精神と現代思潮

祖先敬慕と子孫尊重○祖先の歴史と子孫の進歩  
【附録】西洋の風俗と祖先敬慕

第十三章 父母 兄弟姉妹

一 孝

愛なからしむると悦ばしむると

二 奉 養

養體養志○養志と孝順○孝諫○婚嫁後の實父母に對する孝道

三 友 愛

兄弟姉妹の一體關係○兄弟姉妹と愛の社會の擴大

四 兄弟姉妹の相互扶助

境遇の差別と一體の友愛○兄弟の妻に對する友愛

第十四章 夫 婦

一 婚姻と其の時期

人倫としての夫婦○婚姻の重大○婚期

二 婚姻の道

配偶者の選擇○婚姻に關する悖謬な思想○婚禮

三 夫婦の道

夫婦と家○夫婦の相和○貞操は男女相互の本務○夫婦愛の創造

第十五章 舅姑及び夫の兄弟姉妹

一〇

一 舅姑と媳婦……………一七

舅姑と媳〇兩者の別居と同居

二 舅姑への孝道……………一九

舅姑を理解〇老人を理解〇夫に孝を勤む〇姑と媳〇親の歿後に於ける孝道

三 夫の兄弟姉妹……………二八

新なる愛の社會〇夫の兄弟と姉妹とに對する友愛〇夫と其の兄弟姉妹〇夫の兄弟姉妹の不運不幸なる者

第十六章 子女

女

一 父母と子女の教養……………一八五

子女教養の天職〇母と子女の教養〇胎教〇慈と教〇子女教養の擔任者

二 子女幼時の教養……………一九〇

家庭の教養と子女の立身處世〇子女の爲の教養指導

三 成長後の子女……………一九三

子女の意志を尊重〇媳と姑〇親の老後と子女〇善く子たる者は善く親と

なる

【附録】 召使の人々。

第十七章 親族

一九九

一 親族の關係……………一九九

通常の意義の親族〇親族は根本的な天縁〇利害關係以上の親族關係

二 親族の道……………二〇一

親族の特別關係と其の常道〇親族の交際と情誼の創造〇親族の救護〇親族交際の公正〇親族相互の扶助と依頼〇親族の道と民族の道〇社會組織の基本條件としての血統

第十八章 職業

二〇九

一 職業の意義……………二〇九

女子と職業〇職業の意義

二 職業と公益世務……………二二二

公益世務として各個人の職業〇特殊の公益世務と日常の公益世務〇職業を商賣視する思想〇無職の遊民たるなかれ

三 職業の選擇 職業の道德……………二二七

職業と性能との關係○自己の嗜好と努力勤勉○性能と嗜好との關係○職業と生計○自己の職業に關する父母兄長の意見希望○職業と社會の需要○職業選擇の諸要件の一致しない場合○職業道徳

### 第十九章 家計

#### 一 家計の必要

家計と家族生活○生計難の悲惨○家計と社會問題○一家の生計と青年

#### 二 勤勞

生計の創造と勤勞○安逸驕奢な生活の非違○富者の務○正當な收得と不正な收得○投機射倖の弊○借財

#### 三 善用と節約

財の善用○奢侈○消費經濟の注意○用財の節約○絶對的の奢侈○關係的の奢侈○家計と主婦

#### 四 財產

財產の蓄積○財產の價值○私有財產を非認する思想○共產生活の歸結○私有財產問題の因由○有産無産の階級闘争○財產善用の本務○生計の要道

### 第二十章 齊家

#### 一 婦人齊家の職分

家と婦人の天職○齊家の職分の重大

#### 二 主婦道

先づ我が身を修む○家の内の事○家の外の事○家事萬端主婦の品性のあらはれ○愛の一體生活の創造

### 目次終

社會  
二人以上集り相依り相助ケ共同生活ヲス、團體  
例 家族、町村、會社

# 女子修身書 卷四

巨理章三郎著

## 第一章 國家

### 一 社會と國家

個人と社會とは、全く一體不離なものであつて、我等の價値ある生活は、すべて社會の中にのみ創造せられる。そして其の社會は、内容の分化と綜合とによつて、組織的に發展する。社會組織の發展は、即ち我等の生活の價値の創造である。

社會の組織は、血統の關係、土地の關係、又は職業の關係な

社會の組織的發展

社會組織の多方面な複雑な發展

社會の諸方面の組織と其の綜合的組織：國家

綜合組織 / 社會 = 國家  
社會 / 中テ最モ大キハ口家デアル

二  
ど、種々の關係によつて發展するのであるが、それ等種々の組織を綜合し、全體として之を整へて行く組織が存しなればならぬことは、道理の極めて明かなことである。さうでなければ家族と家族、家族と地方、地方と地方、地方と組合、組合と組合など、種々の社會組織の複雑な關係が混亂して、甚だしきは鬭争を起し、侵略を逞しうし、社會の共同生活の目的を達することが出来ないで、人々は其の慘禍に苦まなければならぬこととなるのである。それで、社會は各方面に、種々の組織を發展すると共に、それ等各方面の組織を綜合した全體的組織を發展する。此の全體として、其れ自らの組織をなせる社會を國家と稱するのである。我等の社會關係は世界に延長して居る方面もあるけれども、それは

國家を綜合的組織といふ意義

國家の要素

國家を通して行はれるので、我等に國家以上の綜合的な組織的な社會はない。

かく國家は綜合的な組織的社會であり、國民生活は我等の社會生活全體を、綜合的に組織的に創造して行くものであるから、國家は、すべての社會の中に於いて、最も重要な意義を有するものとなるのである。我等の價值ある生活は、すべて國家組織の中に、又は其の組織を通して、綜合的に創造せられるのである。我等はよく國家の意義を理解して、國民として其の道を盡くす所がなければならぬ。

## 二 國家の解説

國家は、一定の人と、一定の土地と、これ等を統治する主權とを、要素とする組織的社會である。

國民の意義

國家が一定の人を要素とすることは云ふまでもない。地理的に一定の地域を國と稱することがあるけれども、國家といふ社會には、必ず其の要素として一定の人がなければならぬ。此の一定の人を國民と稱し、國民たる身分を國籍又は國民籍と稱する。

國籍

民族と國民

ひとしく人といつても、世界の人類は、幾多の民族にわかれて居る。民族とは、完全なる意義に於いては、共通の血統と文化とを有し、同一の社會生活を爲せるものを云ふのである。そして今日の國家は、一定の民族を要素とするを常とし、民族の差別なしに、世界の人類が雜然として群集して居るのではない。一定の民族といふことは、一種の民族に限るといふわけではなく、二種以上の民族の存する場合も

治しつゝ年々三三三  
ワリあり  
日本へ下りて  
ソレをリキル  
一ツノ民  
民族と國民

領土の意義

多いが、其の幾つかの民族が、國民たる關係を持続することに依つて、共同の國家を組織して居るのである。此の一定の民族の社會に、他の民族に屬する人が歸化・結婚等によつて混在し、國民籍を有することもあるけれども、それ等は少數であることを常とする。

今日の國家は一定の土地を基礎として存立する。此の一定の土地を國家の領土と稱し、其の領土といふ觀念の中には、沿海又は其の領域内に存する湖沼等を入れていふのである。一國の領土は、其の統治が完全に及ぶ區域を爲せるもので、個人でも團體でも、其の領土内にある者は、皆是を支配する、外國人といへども、其の領土内に入り來つたものには、支配を及ぼすのである。

主權の意義

主權の自主  
獨立

主權

リ國

もこと

高く

一つ

練

る

統治權

國家は全一  
な組織體

國家を綜合的組織社會として成り立て、行くところの國家自らの力を主權と稱する。即ち主權は、國家が國家自らを統治する力であつて、其の國家の固有にして且つ最高獨立なるものである。國家は此の固有の主權によつて自ら統治する以外に、他の何物からも支配せられることを許さない。若し他の力によつて支配せられ、國家自らの力に依つて統治することが出来なければ、即ち主權を有しないならば、假令、名は國家であつても、其の實國家と稱することは出来ない。此の主權は、國家を統治する力であるから、之を統治權とも稱する。

國家の要素を説明すれば、人民・土地及び主權の三つにわけることが出来るけれども、國家は何處までも、渾然たる全

國家は縦に  
横に全一な  
組織體

一の組織體たることを知らねばならぬ。そして此の國家といふ組織體は、單に現代社會を横に綜合して居るものと考へてはならぬ。過去・現在・未來を通じて一體の活動を爲し、永久に存續することを期するものである。世界の歴史を見ると、國家の興亡が相次いで居るけれども、個人が何時しか死滅する如く、國家が必然に滅亡する運命を有するものといふことは出来ない。國民が斷えず生々し、其の獨立を完全に維持することに依つて、無窮に存續・發展することが出来る道理である。即ち國家は縦に横に渾然たる全一の組織體であつて、國民は其の中に、祖孫一體の永遠の生活を爲すのである。

三 國民的自覺

國家の目的

國家は我等人類の社會性に本づいて發展した最高の組織體であつて、其の目的は、人類の社會生活を総合的に創造するところに存する。

國家と人類の本性

一面から観ると、國家は權力の強制によつて存立する權力團體と思はれるけれども、其の實、我等人類の内部的要求によつて組織せられて居るもので、決して外部から無意義に我等を強制するものではない。我等人類は、本來社會的なものであつて、其の社會は必ず組織を要し、其の組織の総合的なものが國家であるから、國家は我等社會生活の最高の創造である。國家は社會生活の本務を自律的に守らな

國家は單純な權力團體ではない

的創造である。殺人強盜を敢へてするものに、國家の刑法や警察の存することは、脅威であり強制であるけれども、之によつて良民の生命財産を保護して居るのである。

國家價値の自覺

我等は國家の中に生まれ、國家の中に長じ、國家の生活に慣れて居るから、空氣や日光の中に生活しながら、其の效益を自覺しないことがあるやうに、却つて國家の價値を自覺しないやうなことがあるけれども、國家が我等の屬する唯一最高の社會であることは、我等の國籍は唯一なものであつて、同時に二つ以上の國家に屬することは出來ず、裁判戰爭等は、國家の決定を最終のものとするといふ點から考へても明かなことであつて、國家は實に平素から、我等の全生活を総合的に創造しつゝある所の、大價値を有するものた



るのである。此の國家の大價値を自覺し、我等の國民生活を創造して行くことを國民的自覺といふので、我等に取つて之ほど重要なことはない。

### 第二章 國體 國性

國家の性質

#### 一 國體・國性の意義

國體とは國家組織の體制をいふのである。人の四肢百骸が、一定の系統ある組織を成して居るものを身體と稱するやうに、國家は一定の體制を以て、渾然たる一つの組織を成して居る、之を其の國體と稱する。人の身體が各人同様などころもあり、又特殊なところもあつて、一の個人と他の

國體の意義

白王太子降下は  
明治三十四年の  
八月二十九日の  
事なり

大正十五年  
八月二十九日  
白王太子降下  
の事なり  
明治三十四年  
八月二十九日  
の事なり  
川和はしとや

東宮、御幸同行に  
はりたりと

阪長(乃か大將)  
長(東御大將)

個人と區別し得るやうに、國體にも各國同様のところもあり、特殊なところもある。そして其の特殊なところが、他の國家との區別を立て、其の國の其の國たる所以を成すのであるから、國體を其の國家組織の特殊の體制と解釋することもある。口體、狹義、主權存立、體制

國體と主權  
存立の體制

國體といふ語を狹義に用ひて、國家組織に於ける主權存立の體制をさしていふこともある。これ主權は國家の組織を成立する中心力であつて、其の存立の體制は、國家組織の主眼とする處たるからである。法學で國體と稱するのは、多くは此の意義に用ひられて居る。主權存立の體制は、國家によつて必ずしも同一でない。國家の主權が、君主に表現する體制となつて居るときは、之を君主國體と稱し、人

1 國體の性質  
2 國體の組織  
3 國體の意義  
4 國體の表現  
5 國體の存立  
6 國體の維持  
7 國體の發展  
8 國體の變遷  
9 國體の消滅  
10 國體の再生

政治

國家の分類

國體の分類  
と國體の特  
殊

日本はわが国は君主立憲

制憲の意義

明治三十二年より

皇室憲法

ついでに

一と帝の御座る

二憲法

三政治

民の組織せる機關に表現する體制となつて居るときは、之を民主國體と稱することもあるけれども、各國皆それ〴〵に特殊な處があるから、國體は君主民主などの一般的な分類に拘らないで、各國別々に研究するを可とする、さうでないといふ誤解に陥ることがあらう。

國體といふ觀念に似て、明かに區別すべきものは、政體といふ觀念である。政體は其の國體に本づいて統治を行ふ爲に立てた組織の體制をいふので、國體は國家組織其の者の體制であり、政體は國家の統治組織の體制であるから、兩者の間に明かな區別が存する。君主國體でも、君主が其の獨裁の意志に依つて統治するところの專制政體もあり、憲法といふ基本法律を定めて置いて、其の條規によつて統治

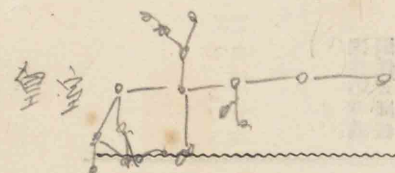
國性の意義  
國性ニ國體

を行ふところの立憲政體もある。現代の諸國家は、其の國體が君主でも、民主でも、其の政體は立憲であることを常とするが、民主國體でも、其の政體は專制たることもあるから、我等は國體と政體とを混同してはならぬ。

國家が一定の體制を具へて存立するのは、其の内面に、それだけの性質が存するからである、各國特殊の國體を有するも、其の内面にそれだけの特性を存するからである。即ち國體は國家の内面の性質が、外に顯はれたものであるといふことが出来る。此の國家の性質を國性と稱する。國體といふ語を、最も廣義に用ひるときは、それが直に國家の性質を意味することもある。國體を國がらと解釋する場合が、即ちそれであつて、教育勅語に「國體ノ精華」と仰せられ

我が口体 | 不世一系 | 天皇 = 神勅 = 至高ノ理想  
 天威口体 | 思君愛民 | テイト = コフテ スグレテイル  
 主權強大 | 天皇 = 口家  
 君民一休 | 同ジ  
 我が國體! 皇國の意義

神勅 = 至高ノ理想  
 不世一系 = 口家ノ事  
 不世一系 = 口家ノ事  
 天皇 = 口家  
 皇室の家族的口家  
 根本的國體 國民的自覺



てあるのは、我が國の性質の純美なところといふ意義に解すべきものと思はれる。併し、我等は國家に關する觀念を明瞭にする爲に、此處に國體といふ語を、國家組織の體制といふ意義に、國性といふ語を國家の性質といふ意義に用ひるのである。

二 我が特殊の國體と國性

國民的自覺とは、單に其の國籍を有することを知るに止まらない。國家と自己と一體の生命を成せるもので、國民として我等の一切の價值ある生活を綜合的に創造しつゝ、あるを自覺することである。其の國家は特殊の國體、國性を有するものであるから、其の國體を知り、國性を知つて、其の根本的特性が如何なるものかを知るに至つて、其の國民

的自覺が透徹したものとといふことが出来る。然らば、我が特殊の國體、國性とは、果して如何なるものであらうか。  
 我が國體の最も特異な處は、萬世一系の天皇を中心として組織せられ、國家統治の大權が天皇に總攬せられて居るといふことである。天皇の國家に於けるは、首腦の身體に於けるが如きもので、天皇は國家組織の絶對の中心にましまし、天皇と國家とを二つに分けることは出来ない。皇運の隆昌は即ち國運の隆昌であつて、たゞ一つのものを、中心から觀ていふと、全體から觀ていふとの差があるだけである。天皇と國民とは一體不離、永久に運命を共にして居るものであつて、君民の利害が兩立しないなどいふことは絶對にない。我等は此の意義に於いて、我が國は皇國といふ

我が絶対の國體と國性

國體を成して居るといふのである。そして、我が國が皇國といふ絶対の國體を有するといふことは、我が國家の内面に、天皇を絶対の中心として、國家組織を成さうとする根本的特性が、存することを示すものである。悠久の昔から、今日に至るまで、我が國の歴史を達觀すると、此の根本的特性が此の國體を創造して居ることが明かに知られる。一國の特性といつても、多くは他國に比べて、程度の差の著しいものを云ふので、絶対の差ではない一國の自主力が強いといつても、統一がよく行はれるといつても、其の程度が特に高いといふまで、他の國に全く、自主統一の性質が缺けて居るといふのではない。然るに、我が國が皇國たることは、全く萬國無比の事實で、程度ではな

く、絶対の差である。故に、我が國を皇國たらしめて居る特性は、明かに我が國の特性中、最も根本的なもので、我が國の中心生命であるといふことが出来る。

### 三 天壤無窮の神勅と根本國性

昔、天照大神は、皇孫瓊々杵尊が、我が國に君臨し給ふときに、三種の神器を授け、勅して「豊葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王とますべき地なり。爾皇孫就て治らせ、さきく寶祚の隆えまさんこと天壤と與に窮なかるべし。」と仰せられた。

我等の祖先は、此の神勅を奉賛して「萬代無窮の眞文なり。」といひ、「是れ王道の元なり。」といひ、又「我が國、寶祚天壤無窮の神勅、萬萬歴歴たるが如きは、則ち六合の間、載籍の傳はる、譯

天壤無窮の神勅

神勅と國民  
一、忌部  
二、三、山  
三、山  
崎間齋の語

説の通ずる、未だ曾て見聞せざる所なり。』などと云つて居る。實に、我等國民は、此の天壤無窮の神勅を拜誦する毎に、無限の靈感が湧き出で、國民的大信念・大希望に勇み立つて、已むに已まれないものがある。これ何の爲かといふに、蓋し我等國民の心の中に奥深く存する所の、我が國の根本的特性を、最も崇高に表明せられたものたるからである。此の神勅のまに、君民一體となり、我が國を皇國として、永遠に創造すべきものたるからである。又、實に我が國は、此の神勅を至高の理想とし、至靈の光明として、幾千年來、世界無比の歴史を發展しつゝあるのである。

如何なる國家といへども、其の存立して居るときは、國運の永久不滅なることを期して居ないものはないであらう。

神勅實現さ  
根本國性

皇國は我々の  
心せしめたる  
ものなり

歸化 = 例 支那人が日本 = 未だ五年内 = 3770 x 30 x 30 x 30  
等 1977 x 100 日本人トナルルコト

歸領 = 年ケン = 歸り 99ルバカエラレテヤルナドコト

我が國は  
皇室の  
族制  
國家

併し、事實は、常にさうであるといふことは出来ない。無窮不易と思はれた羅馬の都府も、蠻族の爲に蹂躪せられて、亡國の悲みを殘した。秦の始皇は六國を滅し、支那全土を統一して、自ら始皇帝と號し、二世・三世より、數へて千萬世に至り、以て帝位を無窮に傳へようとしたけれども、僅に三世にして滅んだ。然るに、我が國では、神勅が儼として事實の上に光を放ちつゝあるといふことは、我が國の根本性に然るものが存するからである。我等はよく此の根本性を理解し、我が國體を益、善美に創造する所がなければならぬ。

四 皇國の由來

我が國の根本的特性は、全く皇室と國家との關係、即ち我が國が擴皇室の家族的國家たることに由來する。我が國

は皇室の擴大したもので、國其のものが大きな家であり、天皇は其の家長にましく、國民は其の家族の生々繁榮しつつあるものである。國語のオホヤケといふのは、大きい家といふ意義を有し、もと皇室をさしたものであるが、皇室が擴大して國家となつたから、國家公共體をもオホヤケと稱するやうになつたのである。古來、歸化・歸順等によつて、我が國に入り來つた他民族は多數あつたけれども、皆擴皇室の族制國家の成員となり、其の子孫は皆我が日本民族として、少しも差別のないものとなつたのである。之は父系家族に於いて、代々結婚によつて、他の血統に屬するものが入り來つても、皆其の家の祖先を本とする家族となり、其の子孫は、其の家族として生々するのと同じことである。之と

新しい兄弟  
を有する家  
族的皇國

擴家族的國  
家の特性

家族的な國  
性之國體

同じ道理で、近頃、我が國民となつた多數の諸民族も、皆我等の兄弟姉妹であつて、我が國が皇國たることに於いては少しも變りがない。

我が國は擴皇室の家族的國家であるから、其の特性は家族といふ社會の特性を、其のまゝ國家にまで擴大したものである。最もよく理解することが出来る。家族は、人類自然の血縁を本として、一定の體制の下に組織せられ、愛の一體生活を最も高度に創造し易い性質を具へた社會である。此の家族の特性其のものを、直に特殊の國性として居るのが我が國である。

そして、此の家族的國性の根本的な要求に率つて、皇國といふ國體が立つて居るのである。家族といふ社會は、祖親

を本幹として擴大する社會であつて、家族として全體の社會意識を統一する絶對の中心は祖親である。此の家族が擴大して氏族となり、民族となつても、之を擴家族の社會として、其の社會意識を統一する絶對の中心は、其の共同の祖先及び其の直系の子孫である。之を中心としなければ、他の如何なる方法を以てするも、擴家族の社會たる根本組織を失つてしまふことゝなるのである。我が國の如き、擴皇室の家族的社會が、如何に繁衍しても、其の全體が家族の特性を失はないで、國家組織を成す爲には、共同の皇祖皇宗を本とした一系の皇統が絶對の中心でなければならぬ。かくの如くにしてのみ、人間社會の最も貴い性質を具へた家族其のまゝの國家を、永遠に創造して行くことが出来るの

我が國體の  
皇室中心の  
意義君民一體の  
國體國性の自覺  
と國民の本  
務

である。又、實に我が國體は、此の家族的國家組織の根本條件を具へて、創造せられて居るのである。我が國體に於いて、天皇が國家の中心生命にましく、一系の皇統にのみ行はれる皇位の繼承が最も重大なことゝなつて居るのは、之が爲である。

世界萬國の盛衰興亡が常なき中に、我が國が悠久の昔から光榮ある歴史を作り來つたことは、種々の原因もあらうが、我が國の特性が、其の最も根本的なものであることは、甚だ明かである。けれども、此處に我等の最も深く注意しなければならぬことは、益、此の國性を涵養し、此の國性に本づける國體を益、善美に創造することに、斷えず力を用ひなければならぬといふことである。天性の優れたものも、修養

を力めなければ低劣なものとなり、系圖自慢をしながら、祖先傳來の家を衰へしめる者の存することが世の習ひであるから、我等はたゞ徒らに我が特殊の國性と歴史とを誇りとしてゐるやうのことがあつてはならぬ。我が國性の美を自覺すると共に、其の光榮ある歴史に責任を負ひ、之を將來に發展せしめることは、我等國民の至高の本務である。

### 一 國體の分類難

今日君主國と稱するものでも、其の實國體は民主であつて、君主といふのは、民主權の下に存する世襲の行政長官の稱號たるに過ぎないものがある、白耳義の如きがそれである。英國の如きは、之を君主國體であると稱する者もあり、民主國體であると稱するものもあり、又主權は國王と國會とに存する體制であると稱するものもあり、立君民政の國體などと稱するものもある。北米合衆國の如き聯邦國家では、各州の權力と聯邦全體としての權力と、互に制限する所があつて、其の國體は

頗る混沌たるものである。昔の希臘の民主國體と、今日の米國の民主國體と、著しく異なる所があるやうに、古來の歴史にあらはれた諸國家と、現代の諸國家とは、それ／＼國體を異にする。

### 二 天成の國體 天成の君民

我が皇國は、家族を自然社會と稱すると、全く同一の意義に於いて、自然國家である。其の國家の本性の自然の要求に従つて、國體を立て、萬世一系の皇統を國家組織の絶對の中心として居るのであるから、國體は天成の國體であり、君民は天成の君民である。一家に於いて、親は本來の親であり、子に對する親の地位が自然であるやうに、皇位は自然である。他國の君主は、選定・禪讓・篡奪・征服等によつて立つたもので、皆人爲的に出來たものであるから、又或る場合には、之を人爲的に動かすことを當然とするやうになり、廢立・革命等の事が行はれるやうになるのである。選立せられた君主は、選立したものゝ意志によつて、廢棄せられ、篡奪によつて立つた君主は、又他の篡奪を拒むことは出來ない。かくて、君主のある國が、君主のない國となつたり、君主のない國に君主が出來たりするやうになつても、いづれも皆人爲的の制度として出來たものである。單に君主と稱する所から、我等の君主も、



他國の君主も、同一の性質を有するものと考へてはならぬ。我等の天皇は、親を親と稱するのと同じく、我が國本來の天成の君主であらせられる。又、他の諸國民は諸部族の集合、征服・被征服の關係ある異民族の混成せるものを、人爲的に組織したものと觀るべきであるが、我が國民は一大家族其のものである。我が國は自然國家として、まことに著しい特性を有するものと云はなければならぬ。

### 第三章 皇室 皇祖皇宗 天皇

#### 一 皇室

皇室は我が國家公共體の絶對の中心にあらせられ、天皇は其の皇室の中心にあらせられる。天皇は皇祖皇宗の後を受け、國家を統治することを天職として、之を皇子皇孫に傳へさせられ、一系の皇統萬世に連綿として、皇運を無窮に

國家と皇室

國の中心  
天皇は皇室の中心  
皇室は國家の中心

氏名は皇室の中心

皇室は國家の中心

血縁ヲ表ス

皇室の唯一  
無二の尊貴  
と其の名稱

隆えさせ給ふ。是れ我が國體の最も根本的なところであつて、皇室は我が國家の中心生命の傳はる所であり、我が國家の中で、唯一無二の尊貴にあらせられる。我が國の諸氏族は、相互の區別を明かにする爲に、夙に大伴・物部・中臣・忌部等の氏名を生じたけれども、皇室は唯一無二の尊貴で、他に齊匹するものがないから、他の諸氏族のやうな名稱を附ける必要もなく、古來絶對の大家として傳はり給ふのである。之は又我が國體と共に世界に類例のない事實であつて、他の王家は、皆選定・篡奪等によつて立つたものであるから、其の國民の諸家族と同様に、氏名を有するけれども、皇室はさうでない。此の一事だけでも、皇室が本來的に我が國家組織の中心にましますことが明かに知ら

支那ト日本ト  
白鳥の皇統  
天皇の皇統  
皇室の中心  
皇室の唯一  
無二の尊貴  
と其の名稱

皇室の唯一  
無二の尊貴  
の意義

皇室の地位  
は所謂階級  
以上の天秩  
天序

れる。此の皇室の存するは、即ち皇國といふ國體の存する  
 所以で、我が國家の命脈は、一に皇室に繋がり存する。  
 かく皇室が唯一無二の尊貴にあらせられるといふのは、  
 國民と全く懸け離れたものにあらせられるといふことは  
 ない、皇室が國民の唯一の本源であり、君民一體の國家の  
 絶對の中心として、無二の尊貴にましますのである。古來、  
 皇室の血統は分派して、國民の中に生々し、后妃の册立によ  
 つて、國民の血統は其の中心に還源し、血統の同化も、文化の  
 統一も、社會の發展も、一體普遍の國民生活は、すべて皇室を  
 絶對の中心として、創造の歴史を進展したのである。  
 尙、此處に注意すべきことは、皇室の我が國家組織に於け  
 る地位を、普通の所謂階級と同一の性質のものと誤解して

皇祖皇宗と  
國體

はならぬといふことである。近時は成るべく階級の差別  
 を撤廢して、社會國家の組織を平等化しようとする思想が  
 強いけれども、我が國家の根本的體制を、所謂階級と混同す  
 るならば、それは甚だしい迷ひであると云はねばならぬ。  
 一家に於ける親の地位の如く、國家に於ける皇室の地位も  
 亦自然であつて、天秩・天序といふべきものである。人爲的に  
 改廢し變動する階級とは、全く其の性質を異にする。今後、  
 我が國の政體を始めとし、其の制度、組織が如何に變遷する  
 ことがあらうとも、皇室を最高の中心とする天秩・天序には、  
 斷じて變りがあるまじきものである。

二 皇祖皇宗

皇祖皇宗は、我が國家の命脈の中心的傳統を作り給へる

世々の至尊にあらせられる。皇室が益尊榮にましく、國民が無限の國恩に浴することを得るは、一に皇祖皇宗の恩徳によらないものはない。天祖の神徳、神武天皇の大業を始めとし、崇神天皇の神を敬ひ、四方を平げ、民政に力を盡くし給へる、天智天皇の逆臣を誅し、制度を改め、中興の業を振ひ給へるなど、世々の天皇は、祖志を繼紹し、祖業を恢弘することを以て、天職とせられたのである。

一是を以て、皇室では世々皇祖皇宗を奉祀して報本反始の誠を盡くし、遺訓を奉體することを以て大孝とせられる。其の遺訓として最も著しいのは、申すまでもなく天祖の神勅である。皇孫の降臨させ給ふに際し、天祖は手づから寶鏡を授けて、吾が兒、此の寶鏡を視ること、當に吾を視るが

皇祖皇宗  
皇室

一は、  
た、  
た、

國民、  
と、  
と、

こ、  
こ、  
こ、

皇祖皇宗、  
皇祖皇宗、  
皇祖皇宗、

いと、  
いと、  
いと、

如くすべし。與に殿を同じうし、牀を共にし、以て齋鏡イヘノカミとせよ。」と仰せられたと古典に傳へてある。かくて、天祖を祀らせ給ふことは、天壤無窮の神勅を奉じて、經國濟民の天職を盡くさせ給ふこととなるのである。神武天皇は皇祖天神を祭りて大孝を申べ、三種の神器を橿原宮の正殿に安んじ、常に御牀トカを同じうして政事を聽かせられた。崇神天皇は天祖の授け給へる鏡と劍とを大和の笠縫フサヌイの邑に遷し、垂仁天皇は更に之を伊勢に遷して、五十鈴川の上に、神宮を御建てになり、爾來神宮は長く天祖の神靈を仰ぐ處となつた。龜山天皇の御製に、

「すべらぎの 神のみことを 受け來つゝ、  
いやつきゝに 世をおもふかな」

とあるのは、天祖の神勅を奉じ、歴世相承けて、國の爲に勞し給ふ大御心を詠ませられたものであらう。後村上天皇の御製に、

「九重に <sup>イヒモ</sup>今もますみの <sup>イヒモ</sup>天かゞみこそ <sup>イヒモ</sup>光なりけれ」

とあるのは、天祖の神靈を仰がせ給ひ、昭々たる明訓、千載猶一日のごときを思し召したものであらう。時勢が如何やうに變遷しようとも、皇室が祖宗に奉仕し給ふ御心には、常に變りがない。明治天皇は、皇祖皇宗を崇敬して、

「上つ代の <sup>カミ</sup>御代のおきてを <sup>カミ</sup>違へじと

おもふぞおのが <sup>カミ</sup>願ひなりける」

と宣ひ、皇室典範・帝國憲法公布の際に於ける御告文にも「天

壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ」又は「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ」と宣ひ、教育勅語にも「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ」とて、我が國の憲章・道德の淵源する所を示し給ひ、明治時代の隆運をお開きになつた。今上陛下は、又孝敬の大御心篤くましく、踐祚の初にも「祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リテ之カ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス」と仰せられた。

皇室で崇敬し給ふところは、もとより國民が崇敬の誠を致すところである。皇祖皇宗に奉仕することは、獨り皇室の御事に限るのではなく、皇國全體の事である。我が國の祝祭日に、必ず皇祖皇宗の祭祀が行はれるが如きことは、世界に類のない所であつて、全く君民一體の我が國體による

皇祖皇宗と國民

のである。各地の神社の中には、皇祖皇宗の神靈を奉祀せるものが多く存する。中にも伊勢神宮は國民が敬神の至情を捧げる中心であつて、西より東より参拜するものが續續として斷えず、古來伊勢参りといふ風俗が出来て居る。近くは明治神宮の御造營に、我等國民は天皇を崇敬し奉れる熱誠をさゝげ、奉仕の厚きを盡くして居るが、此の神宮は永久に天皇の聖徳を仰ぎ、維新以來の國運の發展を記念すると共に、皇國興隆の一大源泉たるのである。

三 天皇

崇神天皇紀四年の詔に「惟れ我が皇祖諸天皇の宸極アツクシホしるしめすことは、豈一身の爲ならむ。」とあるは、歴世の皇位皇業觀の最もよくあらはれたものと思はれる。光仁天皇の宣

皇位皇業の  
公的性質

天位  
一人

皇位繼承の  
公的性質

\*六箱中の  
太公の語

我が本來の  
國家公共觀

命にも「高御座タカミイマス天の日嗣ヒコの座は、吾れ一人の私の座にあらざるとなほ思ほしめす。」とある。皇位は皇祖皇宗に傳統を有する公の位であり、皇業は公の皇位に於いて行はれる所の國家統治といふ公の大業である、もとより天皇御一身の威福の爲ではない。漢土では、夙に國家統治の公の位を、一家の血統に繼承するは、是れ國家公共の位を一家に私するものでないかと疑ふものが出来、天位天下は一人の天下にあらず、乃ち天下の天下なり。」といふ主張があらはれるやうになつた。西洋では、多年の間、君主が土地、人民を私有の財産として取扱つてゐたが、近世になつて國家公共の觀念が發展し、國家を以て君主の私物視することを許さなくなつた。然るに我が國では、曾て國家を天皇の私物とせられたことはない。

皇室は自然に國家公共の中心にましますのであるから、皇位の繼承は決して皇室の私事ではなく、國家本來の公事となつて居るのである。それでこそ歴代の天皇は、皇位・皇業を公のものとして繼承せられ、國民は此處を以て我が國絶對の大義名分の存する所とし、最も重きを置くのである。そして、之によつて、我が國家組織は、其の中心に於いて、絶對の安定を得、國家全體が公共體として偏私のない統治を受けることが出来るのである。

天皇が皇位に於いて行はせられる國家統治の大業を、古來「知ろしめす」と稱してある。「知ろしめす」とは、君徳を以て天下の爲に天下を治めるといふことである。歴代の天皇が皇位を繼承して、天の下知ろしめすといふ天職に就かせ

天下知ろし  
めす天職  
皇位の繼承  
と神器

られるときは、必ず同時に祖宗の神器を承けさせられる御定めであつて、明治天皇は詔して、「神器ハ天祖威靈ノ憑ル所歴世聖皇ノ奉シテ以テ天職ヲ治メタマフ所ノモノナリ」と仰せられた。皇位の在る所、必ず神器が存し、神器の存する所、必ず天祖が「治せ」と宣へる神勅を奉じて、國の爲、民の爲にとて、其の天職に大御心を盡くさせ給ふのである。皇位の神聖なるも、まことに偶然のことではない。

#### 君徳史即愛民史

藤田東湖は、歴世の皇業とし給ふ所を、敬神・愛民及び尙武の三つとして居るが、尙武は敬神・愛民の皇業に妨げあるものを鎮定する徳であるから「天下知ろしめす」といふ皇業は、大體、敬神と愛民との二つにわけて考へることが出来る。そして、此の敬神と愛民とは、畢竟一つのことになるので、祖宗の神々に奉仕せられるといふことは、其の遺訓を奉體して、國民を愛し國民の爲に御盡くしになるといふこと

である、歴世の君徳史は即ち愛民の歴史であつて、それが現代の陛下にまで追んで居るのである、我等國民たるものは感激に堪へなす。

### 第四章 國民

#### 一 皇室と國民

我等の家族的な國民生活は、皇室を中心として生々繁榮し來つたもので、又、皇室を中心としてのみ、其れが最も理想的に創造せられるのである。

天秩天序として、皇室は自然の中心にあらせられるから、國民と皇室との關係は絶對である。漢土では「君臣は合離の義あり。義あらば合し、義なくば離る。」といひ、西洋でも君

國民 皇位 絶對關係 = フクニユ=スルモ

族制國家の理想的創造

君民關係の絶對と普通 通 本體記孔疏

皇室ハ本國ニテ國政ハ行ハレ 絶對關係 後制國政トイフニツケテ

儀

一 皇室と國民の關係は絶對である。漢土では「君臣は合離の義あり。義あらば合し、義なくば離る。」といひ、西洋でも君

勤王史が國  
民道徳史の  
精華

主は、人民の承認又は選立によることを本則とし、權利義務の契約觀念を以て、君臣の關係を解釋して居る。けれども、我が國に於いては、君民の關係は絶對である。そして、皇室は、本來、國民全體の皇室であらせられ、或る特殊階級の皇室でないから、皇室と國民との關係は普遍である。君民の關係が、此くの如くであるから、皇室では歴世愛民を以て天職とし給ひ、愛民史が君徳史の精華を成して居ると共に、國民の方から云へば、勤王史が國民道徳史の精華を成して居るのである。國民は「御民われ、生けるしあり。」といつて、皇恩に浴することを光榮とし、皇室に奉仕して、敬虔な愛君の至誠を捧げることがを道とした。そして此の點に於いては、階級の差別もなく、地方の差別もなく、又他から

勤王の史實

入り來つた民族の差別もなかつた。

神武天皇紀に、大伴氏の祖先道臣命を「忠にして且つ勇」とあつて、天皇の創業を輔翼し奉つた第一の功臣として、後世の仰ぐところとなつて居るが、此の大伴氏は「海行かば水漬カバネく屍、山行かば草生す屍」と「君の御世々々」に奉仕することを祖孫相傳へて、一族の訓誡とした。しかも、之は大伴氏に限らず、上世以來の、すべての國民の道とした所である。外來の諸氏族も、各、其の部民を率ゐて皇室に奉仕し、忠勤を抽んでることによつて、本來の民族と全く同一の國民となつた。かの忠勇無双の名將坂上田村麻呂は、外來諸氏族の忠魂を最もよく代表して居るものである。世に盛衰があつて、臣節を誤るものが出て、必ず一方に純忠至誠の國士が

あらはれて、大義名分を明かにし、皇運を扶翼し奉つた。江戸時代に、勤王の大義を唱へ、終に明治維新の宏業を翼成したものは、幕府の親藩の中からも、大名・武士の中からも、農民からも、商人からも、神職からも、僧侶からも、階級の別なく、職業の別なく、地方の別なく、男女の別なく、全國の中から振ひ起つたのであつた。是れ皇室と國民との關係の自覺に本づくものであつて、爾來、今日より將來に渡り、國民全體に益、此の自覺を進めて、益、此の大徳の發展を見るべきものたるのである。

## 二 國民相互の關係

我等國民は、族制國家の一大家族として、すべて皆同胞一體の愛の生活を創造すべき親縁を有する。我等は國民同

同胞愛の創造



同胞愛と現代の闘争思想

胞の愛の生活を深厚に創造して、更に人類同胞の愛を四海に發展せしめるに至らなければならぬ。

現代思想の上で、最も注意すべきことは、個人對個人、階級對階級の闘争によつて、各自の利益を獲得するを本義としてはならぬと云ふことである。之は如何なる社會に於いても誤つて居るが、我等皇國の同胞が、かゝる闘争を當然とするやうなことがあつては、甚だ歎かましいことと云はねばならぬ。若し夫れ、我が國民の中で、強者が弱者を虐げ、富者が貧者を苦めるやうなことがあるならば、其れは一家の中で、兄弟の力ある者が、幼者、弱者を虐待するやうなもので、我が國性は斷じて之を許さない。我等國民の中に、幸にして或る有力な地位を得、富を積むものがあるならば、多數同

特權階級の本務

下層階級の自覺と自重

胞の爲に、其の力、其の富を有効に用ふべき悦ばしい本務を負うて居る者として、其の道を盡くさなければならぬ。

之と共に、不利益な地位に置かれて居ると自ら考へて居るものも、深く反省する所がなければならぬ。社會國家に正當な階級の存すべきことは固よりであるし、不合理な階級の存する場合といへども、之を改廢するには、適法の秩序によらなければならぬ。本來、我が國には先天的仇讎ともいふべきやうな深刻な差別を有する何等の階級も存しない。もとより少數の家族の間にも、利益の争が起るほどであるから、多數の國民の中には、或る一部階級のもものが不當な利益を私する事はあつても、それは、それ等同胞の過である。其の解決は、各自の利益の主張を目的とする階級戦で

はなく、皇國全體の公益の上から施されなければならぬ。我が國性は、如何なる地位に在る者をも、自由に其の志を伸ばさしめる。豊臣秀吉・伊藤博文等が貧賤から身を起しても、階級戦によつて、下層社會の復讐心を満足することを目的とした者ではなく、上に皇室を奉じて國家の爲に功業を建て、一世の榮達を極めたに過ぎない。國民は彼等を下層民から起つた英豪として尊敬し、下層民の自尊心を高めて居るのである。彼等は下層民の階級的反感を代表したものではなく、皇國人として、其の向上心を發揚したものである。明治維新になると、『庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス』とて、國是の上からも、各人の正當な自由發展を保護せられることゝなつたのである。

\*五條の御誓文

然るに、進取の氣力もなく、低い階級に自棄しながら、高い階級のことを嫉視し、不當の欲望を逞しうしようとして、紛争を事とするやうなことがあつてはならぬ。我等は、如何なる境遇にあつても、相共に皇國一體の同胞愛に榮えることを理想としなくてはならぬ。

又、近時、新に我が國民となつた諸民族も、皆皇室を本宗とし、我等の兄弟姉妹となつたものであるから、同胞愛を以て一體の國民生活を昌榮すべきものであることは、本來の國民相互の間と少しも異なる所はない。若し、兩者が相信しない、恭儉と同情とを以て、互に友愛しないやうなことがあるならば、國家の禍であると共に、双方の不幸である。互に友愛の道を盡くすならば、双方共に、従前より更に新しい

近時の新同胞との友愛

善い國民生活を創造し得ることは、我が國性の上から明かなことである。

### 三 國家と國民

皇室に奉仕し、同胞國民に友愛なるべき我等は、君民一體の國家其の者に對して、重大な本務を有する。古來、皇室は、民の爲、國の爲に盡くすことを道とし給ひ、國民は君の爲、國の爲に盡くすことを道とし、愛民も愛國となり、忠君も愛國となり、愛國に於いて、君民が全く其の徳を一にすることは、我が國體の純美なる所であるから、我等は國民として、國家全體と如何なる關係を有するかを明に自覺し、其の本分を盡くす所がなければならぬ。

國家と國民  
との一體關  
係

國家と國民各自とは、全く一體のものであつて、國家の禍

愛國と君民  
一體

現代國民と  
國家の過去  
及び將來

我が國家肇  
造史觀

福は、直に國民の禍福である、之を以てよそ事と思つてはならぬ。國民の國家に於ける關係は、細胞の身體に於けるが如きもので、國民は男女の別なく、老少の差なく、一人として國運の盛衰に關しないものはなく、國家の事は、國民各自の負擔である。家の言んで居る者も、貧しい者も、職業の同じものも、異なる者も、國民として、それ〴〵國家に盡くすべき本分を有しないものはない。そして其の本分は、現代の國家に對するばかりでなく、國家の過去にも、將來にも、永遠の責任を有するものたるのである。

思ふに、我が國の今日あるは、決して偶然のことではない。我等の祖先は、幾多の治亂、盛衰を閱みしつゝ、我が國體を擁護し、我が國運を發展して、之を我等に傳へたのである。こ

神社の意義

れ我が國の祖國たる所以であつて、之を思へば、感謝の念に  
 已み難いものが存する。各地の神社には、皇祖皇宗の神靈  
 を奉祀すると共に、藤原鎌足、和氣清麻呂、菅原道眞、楠木正成、  
 其の他皇國の光榮ある歴史を作つた人々を祭つてある者  
 が多い。かの靖國神社の如きは、其の祭神に殉難、死節の武  
 將、文官の存するばかりでなく、一兵卒もあり、看護婦もあり、  
 水夫も職工も、朝鮮の新同胞もあつて、階級上下の差別もな  
 ければ、職業の差別も男女の差別もなく、義勇奉公の全國民  
 精神、其の者が祀られてある。そして、これ等諸神社は、我が  
 國の光榮ある過去と現在とを一つにし、更に之を將來に創  
 造發展せしめる一大原動力となつて居るものであつて、こ  
 れ我が國の神國たる所以である。

皇國、祖國、  
神國の無限  
の創造

かくて、我が國が皇國たり、祖國たり、又神國たる所に、我が  
 國性の精髓が存するので、益、之を善美に創造して、其の隆運  
 を無窮ならしめることは、一に我等國民に任かせられてあ  
 るのである。

### 第五章 國憲國法

#### 一 國民生活の規範としての法律

法律とは、國家の主權によつて定められ、強行せられる所  
 の規範である。國民は之によつて、正邪の觀念、罪惡の觀念  
 を明確にし、其の公私の生活に於いて、非違を禁止し義務を  
 遂行し、又よく其の權利を保護することを得、國家の秩序を

法律の價值

法律の遵守

整へ組織を維持することを得るのである。若し法律がなければ、正義は破壊せられて、罪惡は横行し、國民共同の生活は成り立たないことになるであらう。

それで國民は、國家の法律に定められてある義務は、必ず之を守り、權利は必ず之を重んじなければならぬ。法律が如何ほどよく備つて居ても、實行せられなければ、何の効果もないことである。義務は忠實に之を守り行ふべきものであつて、之を避け免れようとするのは、自ら國民たる資格を棄てるものである。權利は、公私共に必ず正當に行使すべきもので、之を私欲・私利の爲に濫用するやうなことがあつてはならぬ。實に國法のよく行はれると否とは、國家治亂の分れる所であるから、國民は必ず意を此處に用ひ、自ら

進んで之を遵守すべきである。

(注) 法律いふ語は、場合によつては、憲法・命令などと區別して狹義に用ひられるが、

此處では、憲法も、命令も、國家の主權によつて、確定し強行せられる一切の規範を法律と稱したのである。

## 二 國憲國法

我が國の法律は、古來種々の變遷を経て、今日までの發展をして居るのであるが、現行の法律は、之を國憲・國法の二つにわけて考へることが出来る。

國憲は國家の根本の法則である。我が皇國の根本の法則には、皇室典範及び大日本帝國憲法がある。兩者共に明治二十二年二月十一日、紀元の佳節を以て、公にせられたもので、これによつて、國體は益、明かに、國基は益、固くなつたの

國憲の意義  
皇室典範及  
帝國憲法

である。皇室典範は、皇位繼承ケイセンに關する御定めを始めとし、孰れも皇室に關する大法である。皇室は、本來、我が國家組織の公の中心にましく、國體もこれによつて立つものであるから、皇室の大法は、即ち我が國家の根本法である。帝國憲法は、天皇に關する事を始めとし、臣民の權利・義務、帝國議會の事など、國家の根本に關することを定められたものである。憲法制定の御趣旨は、皇祖皇宗の遺訓を明かにして、皇子孫の率ひたまふところを示し、臣民が大政に協賛する道を廣め、以て皇國の基を固くし、臣民の幸福を増進せんとし給へるものである。

國法とは法律・命令などをいひ、國憲に本づいた國家の法則である。法律は帝國議會の議決を経て、天皇の裁可し、其

明治天皇の時  
皇室法を作ル  
これに關する人  
と名倉君  
伊藤博文

國法—法律  
命令

の公布及び執行を命じ給へる法則をいふので、民法・商法・刑法・市制・町村制などがそれである。命令は帝國議會の協賛を俟たないで、専ら天皇の大權に由れる法則である。天皇の親裁に由る命令を勅令といひ、其の他、大權の委任に由るものは、其の機關の名を以て發せられる。内閣總理大臣の發するものを閣令といひ、各省大臣の發するものを省令といひ、府縣知事の發するものを府縣令といふが如きがそれである。市町村などの、自治團體の定めた條例・規則の如きも、亦國法の一つであるといふことが出来る。

三 法律と道徳

法律は甚だ重要な規範であるけれども、國民として行ふべき事は之に限つたものではない、我等は法律の他に多く

法律と道徳  
\*此の節の  
法律は廣  
義

の道徳上の本務を有するものであつて、これ等の道徳と法律と相俟つて、始めて國家を興隆することが出来るのである。法律は其の性質上、國民生活の規範の或る範圍に屬するものを、或る程度に於いて強行するものであつて、其の他は風俗又は道徳として行はれるに任かせられるのである。今法律と道徳との關係を考へるに、法律は道徳上の正義を、或る範圍と程度とに限つて、國家が強行するものであるといふことが出来る。仁愛・報恩等は極めて重要な徳であるけれども、此等の動機は、各個人の内心に自發すべきものであつて、外部から之を強制すべきものでも、又爲し得べきものでもない。法律は主として正義に屬する徳を、國家が監督し制裁し得る範圍に於いて強行するものといふこと

國法と道徳  
 目録より及ぶ  
 一 抑るべき  
 強行すべき  
 仁愛・報恩等  
 自發すべき  
 外部から之を  
 強制すべき  
 ものでもない  
 法律は主として  
 正義に屬する  
 徳を、國家が  
 監督し制裁し  
 得る範圍に於  
 いて強行する  
 ものといふこと

が出来ゝる。故に、法律は負債の返却に關係しても、恩惠に報いることに關係しない、納税・兵役の義務を法律として規定しても、勤儉貯蓄・義勇奉公は國民の道徳に俟たねばならぬ。法律上に親子間の扶養、其の他の權利・義務が規定してあつても、慈愛と孝愛とが圓滿に行はれ、親子一體の愛に榮昌することは、其の道徳によるのである。要するに、法律は、多くは國家の監督し強行し得る正義を、其の低い程度に於いて規定したものといふことが出来る。けれども、我等は之が爲に法律を輕視するやうなことがあつてはならぬ。法律は狭い範圍、低い程度に限られた強制的規範であればこそ、法律として特殊の効果を有するのである。法律は其の範圍が狭くしてあるから、監督も行き

遵法の能力  
國民の品性

渡るやうにし、制裁も手落がないやうに施すことが出来るのである。そして、其の程度も低くしてあるから、優越な品性・智能を有するものに限らないで、一般の人々に其の遵守を要求することが出来るのである。故に、法律は他の道德が行はれるまでも、國家の秩序を維持し、國民の生活を整へる爲に、少なくとも之だけのことは、是非行はれしめねばならぬといふ緊切な事柄を規定したものと云ふことが出来る。其の法律すら遵守し得ないやうなものは、其の他の道德を實行し得ないものと云はなければならぬ。

法律は一面から見れば、國家の強制的規範であるけれども、國民からいへば、よく國家立法の精神を理解し、之を自律的に遵守することを理想とする。法律が如何に嚴正であ

つても、之を適用し執行する所の官憲、又は之を遵守すべき人民にして、其の品性が邪曲であるならば、法網を潜つて惡事を營み、刑罰に觸れざる限り私利を貪るを事とし、又法律を曲解し濫用して非違を敢へてし、終には放縱詭激にして、綱紀を紊亂し、法禁を侵犯することを顧みない者が生ずるに至るであらう。法律が其の實績を擧げることとは、國民が單に其の智識を有するに止まらず、克く之を遵守する品性を有するによるものであることを知らねばならぬ。

一 明治天皇の國憲制定の聖旨

明治天皇が、皇室典範及び憲法の國憲を制定し給へる大御心は、其の御告文に、  
最もよく拜することが出来る。

皇室典範及憲法制定ノ御誥文



皇朕レ謹ミ畏ミ憲法ヲ守リ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循  
ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スル  
事ナクト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨  
フニ宜ク皇祖ノ遺訓ヲ明徵ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内  
外ニ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ  
道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ  
テ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ  
制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ  
外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコト  
ヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率  
先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾  
クハ

### 神靈此レヲ鑒ミタマヘ

國憲を制定せさせ給へる大御心が拜せられて、まことに貴くも畏き極みである。

#### 二 法律と命令との區別の存する理由

國法に法律と命令との區別が存する理由は、伊藤博文の撰した憲法義解によつて、其の大意を知ることが出来る。憲法第八條には、

「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」

とあつて、其の義解に、

「國家一旦急迫の事あるに臨み、又は國民凶荒癘疫及其他の災害あるに當て、公共の安全を保ち、其の災厄を豫防救済する爲に、力の及ぶ所を極めて、必要の處分を施さざることを得ず。此の時に於て、議會偶々開會の期に在らざるに當ては、政府は進で其の責を執り、勅令を發して、法律に代へ、遺計無らしむるは、國家自衛及保護の道に於て、固より已むを得ざるに出る者なり。」

とある。又憲法第九條には

「天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス」とあつて、其の義解には、

「蓋法律は必議會の協賛を経、而して命令は、専ら天皇の裁定に出づ。命令の由て發する所の目的二あり。一に曰、法律を執行する爲の處分、并に詳節を規定す。

二に曰、公共の安寧秩序を保持し、及臣民の幸福を増進する爲の必要に於てす。此れ皆至尊行政の大權に依り、立法の軌轍に由らずして、一般遵守の條規を設くることを得る者なり。蓋、法律と命令とは、均く臣民に遵守の義務を負はしむる者なり。但し、法律は、以て命令を變更することを得べく、命令は以て法律を變更することを得ず。若兩々相矛盾するの事あるに至れば、法律は常に命令の上に效力を有すべきなり。」とある。

### 第六章 立憲政體

#### 一 立憲政體の本義

今日、我が國の政體は立憲であつて、憲法第四條に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」と定めてある。すべて立憲政體は、立法、行政及び司法に關して、憲法所定の各種の任務を有するものが、其の職能を十分に振張することによつて、其の効果を擧げ得るのであるから、其の孰れの方面にも、偏輕偏重の生ずることがあつてはならぬ。併し、從前の政體と異つて、今日の立憲政體の特色は、廣く臣民に大政に協賛する道を開かれたる處に存するのであるから、我等はよく國民參政の本義を理解

立憲政體の特徵

立憲政體  
 市町村自治  
 行政  
 立法  
 司法  
 行政  
 司法  
 行政  
 司法

口体  
 立憲政體  
 主權行使の形式  
 憲法行政  
 國民參政の倫理的意義  
 自分が思ふに活動する

して、忠實に有效に其の任務を盡くさねばならぬ。

如何なる社會でも、成員が、其の社會の性質と、目的とを自覺し、己の意志を以て、積極的に其の社會の活動に参加するやうになるほど、其の社會は充實した創造を進展することが出来るのである。國民の中に、國家の目的を自覺して、積極的に其の活動に参加するものが多くなるほど、國家は興隆するのである。それで、國家の政治に参加し得る能力のないものは致方もないことであるが、其の能力を有するものは、各、其の分に應じて、國政の爲に盡くすべき道德上の本務を有する、従つて其の權利を有する。其の權利を國法で確立したものが即ち參政權である。此の參政權を與へられ、之を有效に行使するものが多くなるほど、天下の衆智衆

立憲政體の  
真髓

力を集め、民意を輿論に徴して、公正な政治を行ひ、一部者が國權を濫用して、專横・偏私の弊害を生ずることを防ぐことが出来る。これ、立憲政體の生じた所以であつて、參政權を與へられるもの、範圍も次第に廣くなり、今日は普通選舉が實施せられるまでに進んでゐるのである。そして其の根本の精神は、天下と共に天下の爲に計り、國民公共の意志を、積極的に國運發展に致さしめる處に存するのである。

二 我が國の立憲政體の創設

本來君民同  
治の國體、  
其の歴史

世界に無類の國體を有する我が皇國は、其の立憲政體にも亦無類の歴史を有する。

中外立憲史  
の對照

世界諸國の歴史を案ずると、或る一部少數の者が、國政を私して、不當の特權階級を作り、他の有識・有能の人をも、志を

國事に伸べることを得せしめず、時には壓制・暴虐を逞しうして、萬人を塗炭に苦ましめながら、豪奢・驕樂を縱にするものがあつたので、一面には民權擴張の氣運を激成し、終には劇烈な衝突、悲惨な争亂を起して、其の極、革命となり、君主を廢して人民共和の政を爲すに至つたものもあるし、民權を以て君權を制限し、憲法を以て兩者の限界を定めたものもあつて、其の立憲の歴史は慘酷な血痕を留めて居る。

然るに、君民一家の親みある我が國に於いては、もとより兩者の權利の争ひがあるべき筈もない。皇祖皇宗は、夙に天下を公のものとして、之を知ろしめすことを天職とし給ひ、上下一體・君民同治は、古來の常法とせられた所である。そして、明治の御代に至り、維新の初に、早くも五條の御誓文

憲法制定の  
由來

に、「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」とて、施政の大方針を確立し、着々として立憲政體の創設に力を御用ひになつた。之が爲に西洋立憲の制度を多く參酌せられたけれども、其の根本の主義とせられたところは、どこまでも、我が國體を本とし、祖宗以來の統治の洪範を紹述して、臣民協贊の道を開かせ給ふことであつた。かくて、天皇は叡慮をこめて研鑽を積ませられ、終に國憲を欽定して、明治二十二年紀元の佳節に際して、萬人大歡喜の中に之を公示し給ひ、翌二十三年第一回の帝國議會の召集を見るに至つたのである。實に我が國の立憲政體は、君民一體となつて皇國の隆運を開く爲に創設せられたものであつて、天皇から云へば、多數の臣民を國事

立憲と君徳  
臣道

に參與せしめて、益、君徳を發揚する規模を大いにせられたものである。臣民からいふと、皇國の隆運を輔翼すべき忠君愛國の徳が、一大發展の機會を得たものである。立憲の趣旨が善美で、且つ其の歴史の光榮あること、蓋し未だ我が國の如きものはないのである。

我が國家が立憲の政體を有すると共に、地方は自治の制度を爲して居る。そして兩者の間には、甚だ密接な緊要な關係を存するのである。我が市町村の自治制は、憲法に先だち、明治二十一年に發布されたもので、その制定の趣旨はその上諭に「地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ」とあり、又その理由書に「蓋シ人民參政ノ思想發達ス

地方自治制  
度

ルニ從ヒ之ヲ利用シテ地方ノ公事ニ習練セシメ施政ノ難  
 易ヲ知ラシメ漸ク國事ニ任スルノ實力ヲ養成セントス是  
 將來立憲ノ制ニ於テ國家百世ノ基礎ヲ立ツル根源タリ」と  
 あるによつて明かである。爾來その制度に幾分の改更は  
 あつても、其の根本の趣旨は少しも變る所がない。市町村  
 の公民はもとより、一般の住民は、よく其の趣旨を體して、其  
 の充實したる發展に力を盡くすべきである。

三 參政と選舉

我が國の臣民は、法律・命令の規定せる資格に應じて、均し  
 く文武官に任ぜられ、又其の他の公務に就くことを得、直接  
 間接に國政に參與する種々の權能を有する。中にも、立憲  
 國民として國政に參與する上に、最も注意すべきことは、帝

立憲自治の  
國民の參政  
の權能

皇族 (本年二月)  
公卿 (257)  
伯子男 (227)  
勳位 (307)

皇族 (本年二月)  
公卿 (257)  
伯子男 (227)  
勳位 (307)

皇族 (本年二月)  
公卿 (257)  
伯子男 (227)  
勳位 (307)

帝國議會、  
市町村會

國議會及び地方自治體に關すること、特に其の議員の選舉  
 に關することである。

帝國議會は、國家の立法に參し、併せて政府の行政を間接  
 に監督する任を有し、權力の偏重を制し、非違を戒め、立法施  
 政を公正ならしめようとするもので、立憲政體に於いて甚  
 だ重要な機關である。議會は貴族・衆議の兩院より成り、貴  
 族院は貴族院令の規定により、皇族・華族の議員及び勅任の  
 議員を以て組織し、衆議院は衆議院議員選舉法の規定に依  
 り、當選したる議員を以て組織する。又地方自治體には、其  
 の重要な機關として、市町村會があつて、其の議員は、市町村  
 の公民中より選舉せられる。

かく、帝國議會・道府縣會及び市町村會等の議員は、國民の

選舉の本務

皇族 (本年二月)  
公卿 (257)  
伯子男 (227)  
勳位 (307)

中より選舉せられるものであるから、立憲自治の制度に於いては、選舉といふことが最も肝要となるのである。女子は直接に投票しなくても、其の理解と同情との有無は、選舉の結果に、甚だ重大な關係を有するものであるから、よく之に就いて心得る所がなければならぬ。そして、帝國議會の議員を選舉するにも、市町村會等の議員を選舉するにも、其の根本の要道は、すべて一つであるから、此處には主として、立憲國民として全國の衆民にかゝる所の重大な本務たる衆議院議員の選舉に關する心得を述べることにする。

選舉權は國民の良心に信賴して與へられた公權であつて、其の結果は國家の興廢に關する重大事であるから、一票を投ずるにも、必ず國家に對して重大なる本務を有するこ

選舉の自由  
と公正と有  
効

とを考へてしなければならぬ。そして其の心得として最も重要なのは、自由に公正に且つ有効に之を行はねばならぬといふことである。選舉の自由とは、他人の脅迫に屈することなく、私的情實に拘ることなく、私利に迷はず誘惑に陥らず、一に己の自由の意志によつて、投票することである。選舉の公正とは、國法の定めに従つて、決して之に違はないのをいふのである。候補者の間に競争が起きると、勝ちたといふのが人情であるから、勢ひ法規に違ふことをも顧みないで、種々の手段によつて投票を得ようとし、選舉せられる者も、する者も、共に罪に觸れることがないではない。國民は必ず國法に依り、公明正大に選舉が行はれるやうにしなければならぬ。次に選舉を最も有效ならしめること

は、德行・識見共に議員として最も適當なる人物を選ぶことである。たとひ法令に違反せず、又己の自由の意志から選舉しても、其の議員が不適當の人物であるならば、どうして憲政の目的を達することが出來ようか。若し選舉に關して腐敗の行はれることがあるならば、立憲國民として、之より大なる恥辱はないのである。

憲法發布ノ勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス  
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神

聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

第七章 國家の獨立

一 國家の獨立と戰爭

國家の獨立は、必ず完全で一點の缺ける所があつてはな

國家獨立の  
必要



らぬ。自ら立つことが出来ず、他國の権力に支配せられて其の横暴なる厭制の下に呻吟する所の多數の人民が世界に存することを思ふと、我等は國家の獨立が如何に重要なものであるかを痛切に感ぜずに居られない。又曾て富強盛大を以て、宇内に雄視した國民が、今は滅亡の悲哀を、歴史に留めて跡方もなく消え失せ、國破れて山河在り、城春にして草木深し。廢城・殘墟、到る處に散在して、空しく往時の榮華を語ることを思ふと、我等は轉、無量の感慨に堪へない。我等は必ず國家の獨立を完全にすることを力めなければならぬ。

然らば、如何にして國家の獨立を完全にすべきかといふに、内は國力を充實し、外は國際間に自國の立場を確保する

## 國家獨立の道

道を講ずべきである。國際間に自國の立場を確保するには、必ず正義・公道によつて、世界各國と共存共榮の道を盡くすべきである。之が爲に若し横暴を逞しうする者があるならば、國家は之に抵抗して、自ら衛り、仁義を世界に扶植する所の實力を有しなければならぬ。そして、其の實力として必要なは、軍備と武徳とである。

戦争は決して望ましいことでない。勝敗は豫め期することの出来ないものがあるし、戦敗國の沈淪する悲惨は云ふまでもない、戦勝國となつても、幾多の勇士を戦場に失ひ莫大の財貨を費し、國民の社會には、多數の孤獨を生じて、家族の流離する者も少なくないことであるから、戦争は確に大なる慘禍である。それで、戦争は出来るだけ之を避けね

戦争の慘禍  
戦争の事實

戦争の避く  
べからざる  
場合

ばならぬ。けれども、人類の歴史あつて以来、戦争といふ事實が絶えたことなく、弱の肉は強の食となつて、邦國が迭に興亡して居るのである。又、將來とても、戦争の絶無を保證することは出来ない。人類の性情に、怒や怨や鬭争の本能が根絶しない限り、又種々の罪惡といふ事實が斷滅しない限り、獨り戦争といふ事が勃發することはないと確言することは出来ない。斷じて我より不義の戦争を起すべきでないが、世界の公道を無視して、横暴を我に加へる者があるならば、我は自衛の爲に、正義の爲に、勇ましく戦ふを辭すべきでない。世界には所謂平和の名の下に、利益の争奪が行はれ、他國の強暴に壓迫せられて、一國の正當の利益が侵害を被り、戦はなくとも、次第に衰弊に歸し、其の慘禍は、戦争よ

正義の戦争

りも甚だしいことがないではない。戦はないで滅亡に就くか、戦つて自ら救ふの道を取るか、我等は正義の最後の主張として、戦はざるを得ないことがあるべきを覺悟してゐなければならぬ、不義の戦争があるからと云つて、正義の戦争の存するを否定することは出来ない。不義の戦争を事實として認めるからには、其の不義な戦争に對する正義の戦争を行ふの已むを得ないことがあるを認めなければならぬ。國家が威力を以て罪人を強制しても、決して暴を以て暴に代へるものでない如く、不義の強暴に對して、自衛の戦争を爲すことは、決して暴を以て暴に代へるものと云ふことは出来ない。世に如何なる場合にも、絶対に戦争を非認すべきものとするは、正義の國家として、宇内に獨立し、公

道を世界に扶植しようとする志のない者と云はなければならぬ。今、慕はしい親や子が、凶漢の毒刃にかゝらうとして居る場合に、誰か無抵抗主義を唱へて、之を坐視して居ることが出来ようか。我等の愛する國家が、他の横暴な迫害に直面して居るときも亦さうである。我が光榮ある皇國は、少したりとも其の獨立を危うせられることを許さない。戦争は、確に大なる禍難であるけれども、其の禍難を顧みないで、國家の正義の爲に盡くす所に、我等の貴い本務の存する場合あることを知らねばならぬ。

## 二 軍備と平和

時として戦争を避け得ない以上、我等は豫め之に備へる所がなければならぬ。戦争の必要は、何時起るとも豫め期

軍備の要務

軍備に關する  
虚妄な思想

することの出来ないものがあるから、平素から、軍備を整へ、事に臨んで狼狽せぬやうにすべきである。『治に居て亂を忘れず。』とは、經世の要務である。とかく、人は目前の無事に狂れて、一旦の急變に備へることを怠りがちなものであるから、深く此の點に意を用ひなくてはならぬ。世には、やゝもすると、平素から軍備の存することは、國際間に敵愾心を増長し、又其の濫用もあつて、軍備が却つて戦争を挑發する原因となるから、之を撤廢すべし。』と論ずる者があるけれども、其れは事の本末を取り違へた考である。我等は、火災の起ることがあるから消防の設備、盜難の起ることがあるから警察の設備を、事前に整へるのである。それ等の設備をするから、火災や盜難が起るのではない。警

察があり戸締をすることが、共同社會の人々の間に、敵愾心を増長せしめることゝならぬやうに、公平の心を以てするならば、軍備は國際間に何等の累を及ぼすものでない。又、軍備の濫用を恐れるが爲に、之を廢止しようといふのは、放火の恐れある爲に火を全く禁止し、殺傷の恐れある爲に、刃物を全く禁止せよといふのと同じで、何等の正當の理由のないことである。

もとより、軍備の伸縮は、時によるべきもので、過大の軍備は、却て國力を疲弊せしめる、國民は、重い甲冑の着倒れをするやうなことがあつてはならぬ。併し、時勢の必要に應じた軍備は、必ず充實しなければならぬ。且つ、國家に精銳な軍備の充實して居るといふことは、國際の平和を保ち、戦争

軍備充實の倫理的意義

兵役の本務

の慘禍を豫防する力ともなり、又正義人道を顧みないで、世界の秩序を亂る者に制裁を加へ、宇内人類の頼みとなることも出来るのである。正義の實現、平和の確保といふことは、決して空想者の空論や、弱者の泣言によつて行はれるものでなく、必ず其の實力ある者によらなければならぬ。

### 三 國民の兵役と武徳

一國の軍備として、最も重要なものは、國民が兵役に就くことに依つて、組織せられる所の軍隊である。國家は、我等の國家であり、其の獨立を完全ならしめることは、我等の本願であるから、國家の獨立を確保するに必要な兵力を組織することは、國民全體の本務である。兵役は一身一家の禍にかゝることを顧みないで、國家の獨立を擁護することを目

國民皆兵の  
意義

的として居るものであるから、諸般の本務中にも、最も光榮あるものであつて、一旦緩急あるに臨んで、義勇公に奉ずることは、國民の美德中、最も壯烈なものである。今日の我が國は、國民皆兵の制度を立て、天皇陛下を大元帥と仰ぎ奉り、國を擧げて一大軍隊を成せるものといふべく、兵役は國民の男子一般に通ずる一大本務であつて、身分職業の差別なく、皆之に服すべきものである。かくてこそ、一國の武力を強くし、其の獨立を全うすることを得るのであるし、國民全體の皇國として、其の光榮ある生活を創造することを得るのである。

全國民の武  
力の鍛鍊

故に、國民は軍隊に在ると然らざるとを問はず、武勇を尙び卑怯を恥とし、平素から艱苦・缺乏に心身を鍛鍊して、義勇

武徳の養成

公に奉ずる基を作らねばならぬ。殊に今日の國際戦争は一旦事あるに方つては、常備・豫後備等の軍隊に屬する者のみの戦争ではなく、國民の男子たると女子たるとを問はず、又其の職業の種類の何たるとを問はず、全國力を擧げて戦争の一點に集注し、以て一國の運命を決するものであつて、女子は單に武勇な軍人の妻又は母としてのみならず、軍國の爲に活動することを多く要するのであるから、平素から其の覺悟と修練とがなければならぬ。そして國民の武力の鍛鍊に就いて、特に意を用ふべきは、武徳の養成である。若し、武徳にして薄弱であるならば、如何に兵數が多くて、兵器が精銳でも、其の用を爲さぬに至るであらう。明治天皇は軍人へ勅諭を下して、忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五徳を

擧げ、貫くに一の誠心を以てすべきことを御示しになつた。國民皆兵の我が國に於いて、軍人への勅諭は、全國民の服膺すべきものであつて、國民は之れを奉體して其の武徳を養成しなければならぬ。そして、又武徳は獨り兵事に必要なばかりでなく、平和の業務にも、一切の人事に必要な大徳たるのである。何となれば、武徳はあらゆる艱難・障礙に抵抗し、之を排除して、正大な理想を實現しようとする意志の力に外ならないからである。我が國民は、古來、忠勇尚武を以て風を成し、國家を擁護しようとする義烈の精神に至つては、敢へて他の國民に譲らない。そして、其の忠勇義烈の歴史の一面は、日本の女性によつて作られてゐるのである。それでこそ、建國幾千年の間、曾て其の獨立を辱めたことが

我が國民の  
忠勇尚武の  
氣風

なく、近時、東洋諸國の甚だ振はない時に方つて、國運が興隆して、次第に世界の力となるに至つたのである。若し虚妄・浮華な思想に誤られて、文弱・優柔の弊に陥るやうなことがあるならば、國民の爲に之ほど憂ふべきことはない。

## 第八章 國家の富榮

### 一 國富と民富

種々の政務から、軍備・教育などの事に至るまで、國家に必要な萬般の事業を振ひ起して、國家の獨立を完全にし、國運を發展せしめる爲には、鉅額の經費を要する。特に戰役其の他の變災には、臨時に莫大の費用を要することがある。

國家國民の  
富榮の理想

國運の發展に伴うて、國費の増加するも亦已むを得ないことである。國民は、これ等の經費を負擔して國用に不足なからしめることを要する。我等の國家として、其の費用を負擔するは、我等當然の本務である。且つ、國用に不足する所のないのみならず、國民は食足り衣給し、生を養うて憾みなく、其の家族社會を昌榮せしめる爲に物資の充足することを要する。國民が其の經濟生活に絶望して、貧弱に安んじ、富榮を致すの努力を失ふやうなことがあるならば、其の國運も亦萎微沈滞して、世界に存在を認められないものになつてしまふであらう。

納税は、國民が國家の一員として、當然負擔すべき本務である。國民が國家から受ける利益の代價として、支拂ふも

租税と公債

のと思ひ違へてはならぬ。國費は、鐵道の國有、鹽の專賣など、官營の事業の收入によつても支辨せられるが、其の大部分は租税に俟つものであるから、納税は兵役と共に、國民の重大な本務として、憲法にも規定されて居るのである。國民は、租税に關する申告等を正直にし、且つ納税の期限をあやまらないうで、國費の供給に不足なからしめ、國務の進行に支障を生ぜしめぬやうにせねばならぬ。交通、通信、教育等の諸機關の創設、完備、特に戰役などの爲に、一時に多大の費用を要し、租税や官業の收入を以て、其の目的を達し難い場合には、公債を以て、之に充てることを通例とするから、國民は進んで其の募に應じ、國家の要求を満たして、遺憾なからんことを期すべきである。公債は租税の如く、國法上の義

公債 (100 円)  
外

國富と民富  
との一體的  
繁榮

務として負課されないだけに、國民の自發的の愛國心・公共心に俟たねばならぬことが多いのである。

國民各自の富の總和が、直に國富であるといふわけではない。國民が各自の富を隠蔽したり、脱税したり、又其の餘財を公共機關に提供しなかつたりするやうなことがあるならば、民富は直に國富とはならない。併し國民が貧弱であるならば、國費の必要が如何ほど急であつても、之れを辨ずることが出来ない。且つ又、國民自らも家を立て業を営むに、必要な富を有し、其の生計を確立しなければならぬ。單に國用の一面のみを理由として、民力を疲弊せしめることは出来ない。民富はよく國費を負擔して、財政を裕ならしめ、國富は善く利用せられて、民富を増進せしめる力となり、國富・民富が一體となつて榮え行くことは、國家經濟の理想とする所である。

國富増進の  
急務

國富の増進

近時、我が國運の發展は、頗る著しいものがあるけれども、富の一事に至つては、未だ世界列國に比して、優なるを得ない。國事は内に外に益、多端であつて、資財を要することは、益、多く、諸般の施設が意の如くならないことは、識者の深く憂ふる所である。我等國民たるものは、努力して國富の増進を計らなければならぬ。

二 國產の發達と資源の開發

皇太后陛下の御歌に

「たなすゑのみつぎのためしひく糸の

ながきよかけてはげめとぞおもふ」



## 國産の發達

とあるは、特に我が國の女子に縁故の深い國産奨勵の御詠として、まことに有りがたいことである。實に、國民の富を増すに、最も注意すべきことは、國産の發達に力を盡さなければならぬことである。若し、よく有用な産業に大發展を加へるならば、其の効果は、廣大な新領土を國家に加へるよりも、偉大なものゝ存することがあらう。故に國民は、學術の應用、實地の工夫等、常に其の改良進歩を怠らないで、特有の國産はもとより、すべて其の生活に必要な諸般の産業を發達せしめて、國內の需要を満たし、更に外に輸出して民富を増進しなければならぬ。他國より多くの輸入を仰いで國富を流失せば、終に衰へざるを得ない。殊に、國民が奢侈の爲に、贅澤品を外に求むるが如きは、甚だ誤つたことである。

## 國産の精製

る。

今日、我が國産に就いて、最も反省すべきことは、其の精粗如何といふことである。舶來品といへば精良を意味し、和製といへば、粗惡を意味するが如きは、我が國民の工業力の幼稚と云ふことだけでなく、國民の品性にも關することであつて、國民が自ら辱めて居るものと云はなければならぬ。外國品に劣らない自國品があつても、國民が自ら之を信用せず、外國の商標を附けなければ賣れ行きが悪るいなどいふことは、自覺と自重とのないものであつて、最も恥づべきことである。我等は精良品を産出して、自ら之を使用すると共に、日本製といへば、世界の市場に於いて、最も精良で、確實で、且つ最も信用すべきものであることを意味するやう

國民の産業  
と資源

にならねばならぬ。そして、之が爲には、直接に生産に従事する人ばかりでなく、需要者たる一般國民も、國産發達の爲に、其の使用と理解と助成とに、意を用ふべきである。國民産業の資源として重要なのは、其の國の自然界である。動植物・鑛物は皆大切な自然の資源であつて、國民の智能を以て之に加工することによつて、産業は發展するのである。資源として自然界に就いて注意すべきことは、其の調査と開發とである、愛護と涵養とである、そして其れを利用して、經濟上、最も價值あるものたらしめることである、精細に調査すれば、今まで知られて居ない地中に、幾多の有用・貴重な鑛物の藏せられて居ることもあらう。海に湖に豊富な水産世界の新に開かれることもあらう。地質・地味の

資源として  
自然界に關  
する注意

\*書經  
資源として  
我が國の自  
然界

調査を進めると、従前よりは、更に農工業の發展に資するものもあらう。併し自然の資源には限りがある。山林を濫伐して不毛の地とすることの罪惡なる如く、すべての資源を濫用・荒廢せしめると、國民は必ず自ら禍せず居られぬ。一時の利益に馳せて、國家永遠の利を忘れるやうなことがあつてはならぬ。「天物を暴殄することなかれ。」といふ貴い教訓は、此處に存する。我が國は、古來瑞穂の國と稱し、海に陸に、産物が豊饒であるけれども、他の廣大な領地を有する富國に比すれば、狹小であるし、現代産業の重要な必須品に、天惠國と稱することの出來ない點も少なくない、國民は之を自覺して、其の濫用を戒めると共に、之を補ふ道を講じなければならぬ。

財貨偏重の  
禍害

## 三 國民の經濟と道德

國民の富を増進するには、内に於いても外に對しても、必ず正道によらなければならぬ。誤つて富の價值を偏重するときには、國民の理想は低劣となり、内には同胞相争ひ相奪つて飽くことを知らず、階級の争議、利害の糾紛は、年と共に益、多きを加へるに至るであらう、外に對しては信用を害し、名譽を傷つけ、世界の實業界に其の立場を失ふに至るであらう。かくて、國民の中に少數の者が利益を得ることがあつても、國民一體の道に反し、富者は驕奢淫樂の習ひを長じ、多數の貧者の風俗は壞亂し、人氣は險惡となり、國家の深憂を爲すに至るべきことは、明かである。

浮華放縱、輕佻詭激の二大時弊は、種々の原因が存するで

時弊と國民  
の經濟生活

あらうが、財貨を偏重することが、確に其の一大原因を爲して居ると思はれる。國民の中に、金力萬能、黄金崇拜の陋習を生じ、名譽も富を以て標準とし、政權も富の爲に左右せられ、人格價值と貨幣價值と同一視するに至るならば、假令、國民生活が、一時富榮の觀を呈することがあつても、腐敗・墮落は必ず久しからずして生ずる。それで國民は其の經濟と道德との關係に就いて、くれぐれもよく理解する所がなければならぬ。

經濟とは、最も有効に富を生産し、且つ之を使用することを目的とするものであつて、實に人生社會の一大方面を爲すものである。我等は飢ゑては食を要し、寒ければ衣を要する。これ等衣食の要求を始めとし、種々の物質上の要求

經濟の意義  
と其の効果

を満足しようとするのが、經濟的活動の生ずる所以であつて、一身一家の事から、社會國家の事に至るまで、其の存立と活動とは、經濟の力に俟つことが甚だ多い。けれども、金力は萬能のものでなく、其の効果には制限が存する。個人の幸福も國家の興隆も、決して富の力のみによつて作られるものではない。若し、金力が萬能ならば、富家の傾廢することもなく、富國の衰亡することもないであらう。

經濟は人生の物質的方面に於ける價值の創造であり、道德は人生の全價值としての創造であるから、經濟は決して道德の外に出づべきものでない。國民の經濟も、必ず其の道德の中に於いて行はれなければならぬ。世にやゝもすれば、道德と經濟とを別途のものとし、時としては經濟と兩

眞の經濟は  
道德の一面

立し難いものとして、道德を無視するものがあるけれども、それは甚だしい心得違ひである。道德に反いて利益を計るときは、必ず人生の他の方面に害惡を及ぼすものであつて、社會國家に禍するのみならず、自ら禍するものである。道德を離れた利益は、決して眞の利益でない。それで、我等は國家富榮の道を講ずることは、甚だ必要なことであるけれども、富を偏重するは、決して眞の富榮を致す道でないことを知らねばならぬ。我が國從來の風は、やゝもすると、經濟に従事するものは道德を重んぜず、道德を重んずるものは經濟を忽にする傾がないではない。我等國民は深く此處に意を用ふべきである。

## 第九章 國家の文化

## 一 文化と國家

文化の意義

人類が、自我及び其の環境を自然の成行きに放任しないで、其の全生活を、自覺と工夫とに依つて、價值あるものとして、創造することが文化である。即ち、文化は價值として人類の全生活の創造である。更に、それを委しく説明すると、文化は人生の眞の創造であり、善の創造であり、又美の創造であつて、眞は學問によつて創造せられ、善は道德によつて、美は藝術によつて創造せられるものといふことも出来る。併し、それ等は相俟つて一體の文化を成すものであつて、相離れて存すべきものでなく、又文化は學問・道德・藝術の分類

文化と國家

に限られたものでなく、政治・經濟・教育等を始めとし、人類生活の價值を創造するものは、皆文化である。

今日、文化といふ語は、種々の意義に用ひられ、中には甚だ不健全なものもあつて、浮華放縱・輕佻詭激の二大時弊も、それに原因して居ることが多いと思はれる。それで我等國民は、みだりに文化といふ語に捉はれてはならぬが、文化を人類の全生活の理想的創造といふ意義に用ひるならば、世に之ほど貴いものはない。之を個人から觀るならば、文化は其の個性の理想的創造である。之を國家から觀るならば、文化の發展は即ち其の興隆である。國家の獨立も富榮も、皆國家の文化の一面を成すものとして、始めて其の意義を有する。假令、兵が強くても、富が多くても、高等な精神文

強兵 死 悲 觀 悲 觀 死

文化の世界  
的發展と其  
の所習

化が榮えて居なければ、其の國家の品位は甚だ低いものと云はなければならぬ。又、國家の富榮といふのも、科學の應用によつて實業を發展せしめることを要するし、其の富を善用することも、國民の道德的品性の力に俟たねばならぬ。又軍備の精銳といつても、經濟や學術の力を要することも多いし、殊に愛國の熱烈な精神がなければ、武徳の作興を望むことも出来ない。我等國民生活の理想は、國家の文化を發展せしめることに存するといふことが出来る。

二 國民文化の創造と世界文化

戊申詔書には「方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス」と仰せられてある。文化は人類社會全體の力によつて發展するもので、埃及希臘な

西洋文明を  
鐵道の  
種子ヶ島

漢号  
伊散

イタリ  
セルマキ

どの昔に發源した西洋文化もあり、支那印度の昔に發源した東洋文化もある。此等東西の文化は、遠くの昔に或る關係を有するものもあらうし、又近世になつて、宇内交通の發展と共に、頓に相倚相濟の關係を發展するに至つたものもある。國民は此等宇内の文化社會から孤立して其の進運に後れ、自ら世界に立場を失ふやうなことがあつてはならぬ。我が國は、夙に漢土印度の文化を輸入し、大陸との交通が開けるやうになつてからは、航海の危険が甚だ多かつたに拘らず、風濤の難を冒して漢土に留學するものが相次ぎ、其の意氣の壯烈なのに頗る感ずべきものがあつた。そして、東洋の文化は我が國に扶植せられ、我が國民文化の發展に資益する所が甚だ多かつたのである。江戸時代になつ

て、識者の苦心により、西洋文化が幾分か研究されつゝあつたが、明治維新には、『智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ』との國是を立てさせ給ひ、國民は銳意西洋の文化を學ぶやうになつた。我が國運が、今日までの發展を見るに至つたといふことは、古來自ら足れりとしないで、廣く世界の文化を學んだことによるものであつて、今後も亦此の努力を怠つてはならぬ。けれども、此の間には、我が國民は、利害得失、種々の經驗を積んでゐるので、國民は之に反省して、其の正しい道を得るやうに力を用ひなければならぬ。

我等が第一に注意すべきは、眞の文化は必ず自己の力によつて創造せらるべきものであつて、之を外に假りることが出来ないといふことである。文化は他より學ぶことが

國民文化の  
自力的創造

多くても、之を我の文化とすることは、我自身の創造力に俟たねばならぬ。猿が人類の衣服を裝うてゐても、それは猿自身の文化でないと同様に、他國民の文化を假りて、其の外を裝うてゐても、それが直に其の國民の文化となるものでない。それで他國から文化を輸入するにしても、之を創造的に學習し、我自身の文化として體得しなければならぬ。且つ我等の文化は、これを他から學習するだけでは足りないで、獨自的に創造する所が多くなければ、文化世界に自主獨立の國民となり得ないのである。若し獨自的に新文化を創造することが出來ず、たゞ他國民の文化の餘惠を仰ぐことを専らとするのみならば、尊外卑内といつて、みだりに他國民を尊んで文化人となし、自らは夷狄を以て居り、他

の文化の長短得失を批判することもなく、其の我に適するか否かをも顧みないで、心酔模倣を事とし、終には一個獨立の國民たる本領をも失ふに至るであらう。

國民が自ら文化を創造するときには、必ず其の國性の要求する所を本とし、其の力によつて之を爲すのであるから、其の國の文化として特色を有するに至ることは當然である。世界から多くの文化を學んでも、之を其の國特有の文化として同化するに至ることも亦當然である。文化が一面に世界的であると共に、他の一面に各國特有の文化として發展するは之が爲である。我等は我が日本文化を創造し、之を世界的に價值あるものたらしめてこそ、眞によく我が國運を世界に發展せしめるものといふべきである。

各國特有の  
文化の創造

### 三 國民文化と國民教育

文化の發展  
と教育

文化を盛に發展せしめることは、必ず教育の力に依らなければならぬ。一國文運の盛衰は、其の國民教育如何によつて決すると云ふことが出来る。我が國の文化は、古來其の教育と共に發展したのであるが、明治の御世に至り、教育の大發展を見るに至つた。先帝の教育振興の御精神は、五箇條の御誓文の中にも拜せられるが、爾來着々として其の經綸を御進めになり、明治五年には、學制を頒布して、「必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す」と仰せられ、以前に、學問といへば、或る階級の男子に限る傾きがあつたのを、農工商及び女子に至るまで、一般に普及することとし、其の小學普通の國民教育を基礎として、高等の普

明治維新以  
來の教育の  
發展



通教育種々の専門教育を創設し、又之を振興せられた。明治二十三年の教育勅語は、時の文相が「天皇陛下深く國民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク勅語ヲ下シタマフ」と訓令した如く、國民の教育を御深憂になつたからである。今上陛下に於かせられては、先帝の教育の御遺業を繼承して「遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス」と宣ひ、學制頒布五十年の記念に際しては「惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ智徳竝ヒ進ムヲ尙フ國家ノ光輝社會ノ品位政治經濟國防産業等ノ發達一トシテ其ノ效ニ待タサルナシ皇考ノ制ヲ定メ學ヲ勸メタマヘルハ是カ爲ナリ」と仰せられた。

國民の教育は普通専門の各方面に渡つて、一般に振興を計るべきものであつて、一方に偏することを許さない。一

一、大正四年十二月  
御沙汰  
二、大正十一年十月  
勅語

文化の新發展と専門教育

普通教育の振興

國の文化を高度に進展し、更に之に新しい發展を加へるところは、専門高等の教育を受け、更に多年の研究と工夫との勤苦を積んだ人々の力に俟つことが多いから、國民は専門教育の發展を助成し、其の道の人々に尊敬と同情とを寄せ、發明・發見・學說等の成就したものには、深く感謝する所がなければならぬ。又、専門の教育と共に極めて重要なのは、國民の普通教育である。國民の中、少數の人々が單に高い文化の程度に達してゐても、一般多數者の教育が低ければ、國家全體としては、其の文化價值も亦低いものと云はなければならぬ。文化が全國民の生活に體現し、各自に人格者として、成るべく其の個性を圓滿に發展せしめ、それ等がよく綜合せられて、愛の一體生活を昌榮せしめるやうになつてこ

國民の教育  
と國體

そ、一國文運の興隆といふべきである。そしてそれは必ず普通教育の力に俟たねばならぬ。殊に國家の事を國民全體の負擔として、兵役も、納税も、又參政も、全國民に普及するやうになつた今日に於いては、益國民普通教育の振興を急務とするのである。先帝は「健全ナル國民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ」と御沙汰あらせられた。

一國の文化は、其の國性を基礎として創造せらるべきものであるから、國民教育も亦其の創造力の養成を理想としなければならぬことは固よりである。先帝が教育勅語に國體の精華を御示しになり、同時に之を以て教育の淵源の存する所と仰せられた點に、我等は深く思ひを致すべきである。そして此の教育といふのは、獨り學校教育に限るの

ではなく、家庭教育にも、社會教育にも、一切に通ずることであつて、我が國に於ける教育は、すべて我が國體を本とすべきものである。斯くてこそ、我が日本文化は、皇國文化として、最も光榮ある發展を爲すのである。

### 文化と文明

世には文化と文明とを分つて、文化を精神的價値の創造とし、文明を物質的價値の創造とするものもある。又文化を以て、文明より更に人格的の意義の深いものとするものもある。併し我が國一般の思想としては、特に兩者を區別する必要を見ない。以前に文明と云つても、物質文明・精神文明などといひ、其の精神文明には、人格的の根柢の深いものを考へて居るのである。又近來文化といふ語が、多く用ひられるけれども、其の中には、深い精神的意義を有するものもあり、又物質的意義を有するものもある。又物質的の價値といつても、人類の智能が創造するものであるから、全く精神的の意義のないものといふことは出来ない。又、全く物質的文化を離れて精神的文化の發展することもない。故に、精神的方面と物質的方面とを併せ、

人類の全生活の理想的創造を、文明とも文化とも稱すると解釋するが、當を得たものであらう。戊申詔書に『文明ノ惠澤』と仰せられてあるのは、もとより精神・物質の兩方面に渡つたもので、専ら物質的のものに限らないと考へられる。要するに、人生の價値の創造を、以前には文明と稱するのが普通であつたが、近來は文化と稱することが多くなつたと見るべきであらう。

### 第十章 國際社會

#### 一 世界の平和

印度の人を教祖とする佛教は、廣く東洋に行はれて、漢土にも、我が國にも流布して居る。漢土の人を教祖とする儒教は、其の廣大な地域を越え、東して我が國に行はれて居る。ユダア人を教祖とする基督教は、西方に流布して歐米に行は

佛 教 等 惡 人 新

ヨイアヲ 取り 入ル

(美 打)

{ヒカニ化ヲオビテイル}

ヤコウ

全人類の一  
體關係

ジユキコ- / b4 = AD + I 所

(文ニダヨ一ホ-バツ)

(ワルイ言多カ-ア-ハ+4ウ)

れて居る。此の三教に限らず、諸國民の中にあらはれた教義・學說で、世界に流通し、互に相資益して居ることは、時の古今を問はず、地の東西を分たない。これ等は、世界の人類が其の人種や、言語や、風俗や、社會制度等に於いて、著しい差別を有するに拘らず、心と心とに相契る所があることを示してゐるのである。獨り精神的文化ばかりでなく、貿易によつて、互に輸入し、輸出する所の貨物が、多種多様であつて、又其の需要の甚だ切なものがあることを見ても、物質的文化に於いても、人類間に共通の要素の多いことが知られる。世界幾億の人類も、意を用ひるならば、一として互に理解することの出来ないもの、同情の通ひ得ないものはない。そして、又世界各国國民は、直接に間接に、相倚り相濟して其の文

機 機

電車 一電 車 行

全人類愛の生活

西洋(物質的文明)の中心  
Mr. 仁心は公敵

平和論

平和は理想  
(中)

化生活を向上發展せしめつゝあるものであつて、全然孤立して居るものではなく、又孤立すべきものでもない。此のやうな人類の因縁を思へば、誰しも四海を兄弟とし、宇内を一家とし、全人類が愛の一體生活に榮昌することを理想としないものはないであらう。それで、世界には、夙に人類愛を根本精神とした人道・博愛の教義が行はれて居るのである。古來、人類社會に戦争が多く行はれて居るといふことは事實であるけれども、之を以て理想とするか、平和を理想とするかと云へば、誰れしも平和を以て理想としないものはないであらう。幾多の人々を死傷せしめ、人生のあらゆる慘禍を、戦争の一事に發生せしめて、之を理想の状態と考へるものはないであらう。そして人々が平和に交り、共同一

平和を無視する者は世界の公敵

世界平和と國家

愛

體の愛に昌榮することを好ましくなく、考へるものも、亦一人もないであらう。それで、眞の平和・人道を以て、全人類の理想とすべきものであることは、公明正大、何等の異議の存すべき理由もない。眞の平和を無視する者は、世界人類の公敵であるといふ非難を辭することを得ない。又、如何なる國家が戦争を起すにしても、平和・人道の爲といふことを理由とせざるを得ないことを見ても、世界の公道が此處に存することは、極めて明かである。

二 國際主義と國際聯盟

そこで、世界の平和を如何にして實現すべきかといふことが、古來の志士・仁人の苦心する所となつて居るので、其の極端なものには、世界に國家の如き差別的團體の存するこ

とを以て、平和に妨げあるものとし、國家を無視して、全人類が同胞として相愛することによつて、平和を實現すべきであるかと考へるものも出來た。けれども、かゝる種類の世界主義は、空想と評するの外はない。同じく人類といつても、其の中に、血統・言語・風俗・歴史などに種々の差別があつて、其の特殊の要求に従ひ、其の社會の最高な綜合的組織として國家を創造して居るものであるから、決して此の國家の最高價值を無視することは出來ない。

國際主義

假りに、今日の世界から國家組織を取り去ることゝしたならば、人類社會は如何に成行くであらうか、甚だしい混亂状態に陥つて、却つて益、平和の理想に逆行することは、火を睹るよりも明かである。國家の制度が宜しきを得、政治、道

世界戦争

大正三年

大正八年

德等のよく行はれることによつて、其の中に包容せられてゐる人々は、最も高い平和を得ることが出来る。そして、それ等の國家が國際社會の道德を重んじ、相互に協調することによつて、全世界の平和が實現するのである。全世界の平和は、自主獨立の國家を、最大の單元とし、其の各國家の自由な合意によつて、成立するといふことが、最も合理的であつて、他に其れ以上の有效な道はない。かく各國家の獨立の主權を尊重し、其の各國家の協調によつて、世界の平和を確立し、人類の福祉を増進しようとする主義を國際主義といふのである。

個別國家と國際聯盟

今や交通機關の發展と共に、世界各國は比隣の如く、互に條約を結び使節を派し、國民は相往來して、貿易を營み學藝

を傳へ、有無相通じ長短相補ふやうになつて居ることは、必ず國際主義の實現でなければならぬ。固より、平和の假面を装うて、各自の利益を逞しうしようとする關係であつてはならぬ。そして、世界の平和を實現することは、單に一國の力のみによつて成ることではなく、諸國家が世界の一體關係を自覺し、互に相協調することに俟たねばならぬ。是れ、實に道徳上、諸國家の共同責任であり、又權利である。此の共同責任を最も有効に果す爲に、各國家間の個別外交に止めず、國際社會を一體のものとして、之を組織化しようとする努力の現はれたのが、國際聯盟であつて、國際主義の大發展といふべきものである。大正三年に起つた歐洲大戰は、前後五年の久しきに亘り、其の場面は、歐洲を中心とし

國際聯盟の  
由來と目的

て、殆ど世界の全體に及び、敵味方を合せて之に死するもの七百餘萬人、財を費すこと三千億圓、劇甚な慘禍を諸國民に被らせた。其の戦慄すべき結果に鑑み、人類子孫をしてかかる慘劇を再びせしめることのないやうにと企てられた世界的宏謀によつて成つたものが、現存の國際聯盟であつて、其の全く成立したのは、大正九年の一月であつた。それで、國際聯盟の目的とする所は、戦争を防止して、國際恒久の平和を確立し、世界の秩序と安寧とを保持し、併せて國際協力を促進して、人類の福祉を圖らうとするものであつて、其の方法としては、國際間に紛議の生じた場合にも、其の最後の解決を兵力に訴へないで、國際正義とそれに本づいた法とに求め、仲裁裁判等の施設によつて、平和な處理をしよう

とするのである。其の他、世界各地に於ける自立し得ない人民の保護、世界の労働者の待遇改善等も、國際聯盟の事業となつて居るのである。

我が國は、上世以來、平和を旨として、親しく他國家、他民族と交つてゐたが、平安時代から多年の間、殆ど鎖國の状態にあつて、國際的の歴史と稱すべきほどのものを作らなかつた。然るに、江戸時代の末に至り、世界の諸國と國際の關係を開き、明治維新には、世界の公道によつて、開國進取の國是を定め、國運の發展と共に、諸國と對等の條約に改訂することを得、明治四十一年には、戊申詔書を下して、益、國交を修め、友義を惇うして、列國と與に永く世界文明の福利を共にすべきことを訓諭せられた。歐洲大戰に際して、國際聯盟の

我が國交の國是

國際の現實と理想

議が起つてから、我が國は有力な一大國家として、其の成立に参加した。そして其の平和條約の公布に際して、陛下は詔して、現代國民の國交に關する心得を懇切に御訓示になつた。我等は之を奉體して、淬礪の誠を盡くさねばならぬ。一國內といへども、其の秩序と安寧とが、容易に理想の如くならないといふのが、諸國の現状であるから、國際間の事に屢齟齬衝突を生ずるは、已むを得ないことである。併し、實現の困難なるが爲に、宇内の平和に失望するやうなものは、眞に世界的の價值ある國家といふことは出來ない。大國を恐れて之が爲に正義を枉げることなく、小國を侮つて、横暴を加へることなく、詐術を挾まず、權謀を用ひず、正々堂々として世界の秩序を維持し、健全な平和を確立すること

こそ、我が皇國の光榮ある天職と云はねばならぬ。

### 三 國際社會と國民

國民は各自の立場に於いて、全國家を表現し負擔して居るものである。外交を以て、單に外交官や政府や、其の他の或る特殊の人々に限る問題としてはならぬ。國民は、各自に國際間に於ける自國の運命を負擔して居ることを覺悟すべきである。殊に國民の一人が、他國家・他國民に對して爲すことは、直に全國家の責任となることがあるを知らねばならぬ。國際聯盟も、單に外交官や政府の相互に關係するものでなく、諸國の全國民の意志に基礎を置くことを本義として居るものであるから、國民は各自に其の國際的責任を自覺して、之を忠實に盡くす所がなければならぬ。

國民各自の  
世界の意義

他國人との  
六際

國民は我等の兄弟であり、人類は我等國民の親族である。世界の諸民族と我等とは、遠近の差こそあれ、其の血統或は文化の、我が國に入り來つたものも少なくない。今日外國の爲替相場は、直に我が國の市場に影響し、我が國の産物は外國に多く輸出せられる。海外に於ける平和も戦争も、我等の國民生活に大なる影響を及ぼさずに済むことはない。人口の増加と共に海外に出る者も多くなり、海外に企業するもの、投資するもの、外人と共同の事業を經營する者も多くなりつゝあつて、世界一體の關係が、年一年と發展しつつあるのが、正に現代の趨勢である。我等は諸國の人々と交るに禮儀を守り親切を旨とすべきである、媚び諂ふは卑屈である、自ら尊大にするは無禮である。人種・言語・風俗等の



世界的國民

異なるが爲に、之を忌み嫌ふが如きは、世界的國民と爲すに足らない。自ら尊大に構へて他國の人を夷狄視するは、往昔諸國に行はれたけれども、今はかゝる誤りを爲すべきでない。今日世界に於いて文化の最も進歩せる國々が、其の昔、他國から夷狄として賤まれたことを思ふと、文化の後進國に對しても、自ら慎まなければならぬ。殊に強者を恐れ弱者を虐げるやうなことは、最も恥づべきである。すべて外人と交つては、其の言語・人情・風俗等を解して、力めて意志の疏通を計り、信義を守り信用を厚うすべきである。かの實業を以て、平和の戦争と稱し、みだりに他國人を排擠して、不當の利益を獨占するが如きも、誤つたことである。競争が行はれても、何處までも、正道を遵守し、世界の共存共榮に

世界道徳の  
恭儉博愛の  
聖訓

活氣を添へるものたらしめなければならぬ。外人の我が國に來て居るものに對しては、之を厚遇し、風俗・言語等を異にした他郷に在る不便を察し、深く同情を寄すべきである。我が國民の外國に至るものは、常に自ら日本の人たることを心に忘れないで、品行を慎み、其の體面を汚すやうなことがあつてはならぬ。「恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ」と宣へる聖訓は、内外到る處に服膺すべきものであつて、之が爲に、我等は先づ智能も優れ、徳性も高くなつて、他國民に對して、敬愛の誠を盡くし、人類の公益を廣めるものたらなければならぬ。自ら他を敬愛しないで他の敬愛を受けやうなといふことは、固より望み得べきことでない。

平和條約公布ニ關スル詔書

威烈ニ頼リ 戦氣一掃 規ルハ固 治めば 簡派シ其ノ 商議ニ參セシメシニ 平和永遠ノ協定新ニ成リ 國際聯 盟ノ規模スニ立ツ是レ 朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナ ルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハア ラサルナリ

朕惟フニ今次ノ大戰亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ聳動セシメタルモ我カ聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ頼リ戦氣一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ甚々懌フ所ナリ今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同變理ニ須タサルヘカラス嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニ參セシメシニ平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模スニ立ツ是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ  
今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自彊隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ

進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ舉ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス  
朕ハ永ク友邦ト偕ニ和平ノ慶ニ頼リ休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ益祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

### 御名 御璽

大正九年一月十日

國務各大臣副署

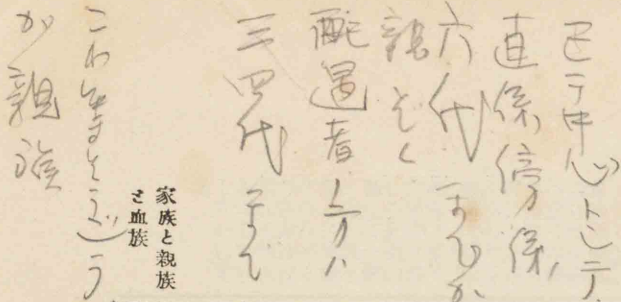
# 第十一章 家族

## 一 家族の意義

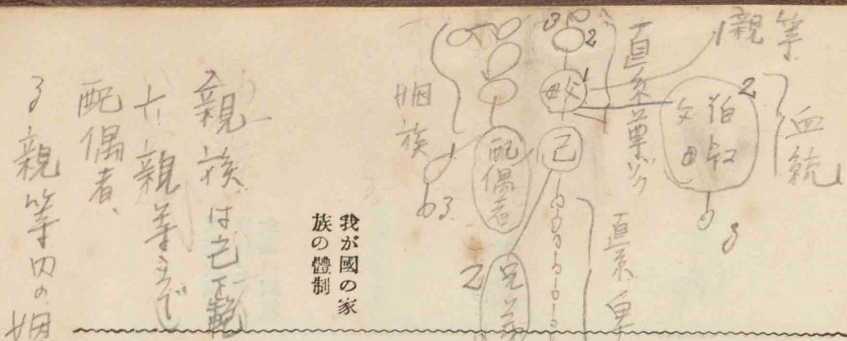
家族は、親子・兄弟・夫婦の如き至親の關係あるものが、共同一體の生活を爲せるものをいふのである。家族といへば何人にも明かなもので、殆ど解釋を要しないやうであるけれども、古來の家族には、種々様々のものがあつて、其の體制を同じうしない。現今といへども、國によつて家族の體制を異にするものがある。併し、通常家族といへば、少なくとも、其の中に夫婦及び親子の關係を有する者が存することを意味する。此の夫婦と親子との關係を縦に上下へ延長して、上は祖父母・曾祖父母と祖先に遡り、下は孫・曾孫、其の配

家族の要素と體制

家族と親族と血族



我が國の家族の體制



偶者等に及び、又此の親族關係を横に延長して、兄弟・伯叔父母等を數へて、同一家族とすることも出来る。併し、通常はこれ等親族の全部を家族とするのではない。家族の體制を立て、制限を加へ、其の體制以外のものは、別個の家族に屬するものとするのである。それで、我等は、家族と親族と血族との觀念を混同しないやうにしなければならぬ。今日、西洋でいふ普通の家族は、所謂小家族の體制を成せるものであつて、夫婦及び其の子女の同住せるものをいひ、祖父母孫等は親族であつても、之を家族としない。我が國の家族は、祖孫一體の生活を持続することを本義とするから、祖父母も曾祖父母も同一家族を成すのである。併し、母方の祖父母は、親族であつても、家族でないのが通例である。そ

家族主義の  
家族と個人  
主義の家族

一四 母と父  
二五 父と母  
三六 父と母  
四七 父と母  
五八 父と母  
六九 父と母  
七八 父と母  
八九 父と母  
九〇 父と母

れは、父系を本位として、家族の體制を立てることを常則として居るからである。

我が國の家族は、之を渾然たる一個の團體として、單に家といひ、又之を家族主義の家族とも稱する。現代の西洋の家族は、其の各個人を本位とした組合と見る傾きが多い、之を個人主義の家族とも稱する。西洋の家族も、昔は爐邊に暖を取りながら、親愛な兒孫に擁せられて、昔語りをする祖父母もあつたが、時勢の變遷によつて、今はさうでなくなつた。併し、之は時勢の變遷といふまでのことで、直に之を理想的のものといふことは出来ない、我等は家族の本質の上から、更に慎重な研究を加へて見なければならぬ。

## 二 家族と人生社會

夫婦、親子、兄弟の如き親近のものが、一處に集まつて共同の生活をしようとすることは、自然の性情であるから、家族は人類自然の性情に本づいて發展した組織であるといふことが出来る。そして之によつて社會の關係を安定にし、之を單元として、社會の組織を最も有効に整へることが出来るのである。

幼者が、其の個性の要求に應じ甚深な慈愛を以て、最も適切な養育を與へられることの出来るのは家族である。老者が休養と慰安とを得て、其の生涯を幸福ならしめるに最も適當して居るのは家族である。壯者が廣く社會に活動して、其の立場を開拓するに方つても、人生全體の上から見て、其の最も有効な根據となるものは、家族である。若し社

老幼男女の  
生活と家族

會國家の單元として、家族がなければ、此の世は如何に成り行くであらうか。老者、幼者は適當の扶養と慰安とを得ない爲に、種々の悲惨と種々の罪惡とを續出するに至るであらう。壯年の男女は果てしない亂倫・紛争に陥るであらう。家族が單元となればこそ、社會國家の組織も整ひ、人々は各其の處を得て、安住することが出来るのである。

家族は種々の社會組織の中で、最も強固で且つ永續的なものである。親子・兄弟の間は、切つても切れぬ天縁であり、夫婦は其の初め血縁がなくても、終生結んで解けないことを常則とし、且つ子女の出生によつて、一體自然の關係を作るのである。禽獸は、暫くにして親子の關係を失つてしまふけれども、人類は、他の禽獸に比して、其の子の保育に長い

家族は強固  
で永續的な  
社會

時間を要するばかりでなく、親子・祖孫の關係を自覺して、永く之を持続することが出来る。又、實に家族は、親子・祖孫一體の永久の生命を、最も有効に創造しようとする人類の本性に根ざした組織である。人生社會は、單に個人を本位とした一時的な平面的なものではなく、祖孫一體となつて縦に存續發展しようとする本性を有するものであるから、此の點から見れば、家族は最も自然で、強固で、且つ永續的な團體として、おのづから社會的單元たる要件を具備して居るものである。そして又我が國の家族の體制は、之に最もよく適當することを以て、其の本義として居るのである。

家族は國家の存續・發展に、根本的に必要な組織である。國民の出生と、増殖と、養育とが最も有効に行はれることは、

家族は國家  
の存續發展  
に必要

家族の力に俟たねばならぬことが多いのであるから、國運の盛衰は、其の國民の家族生活の如何に繋つてゐるといふことが出来る。故に國家は家族の重要なことを認めて、其の保護と繁榮とに力を用ふべきものであるし、家族は常に其の國家組織に於ける職分を自覺して、よく之を盡くさねばならぬ。殊に族制國家たる我が國に於いては、家と國との體制は、其の本義を同じうせるものであつて、國は大なる家、家は小なる國と見るを得べき點があり、萬邦無比の國體と相俟つて祖孫一體の生命を永遠に榮昌せしめようとするのが、我が國の家族である。我等はよく其の意義を自覺し、其の道を盡くす所がなければならぬ。

やゝもすると、近時の放縱なる思想の中には、家族を以て

誤つた個人  
思想と家族  
生活

夫婦一代の享樂的組合としようと、一切の社會から分解して考へた個人の生活に、絶對の價值があるとし、家族の生活からも解放せられて、氣隨氣儘な生活を縦にしようとして、祖孫一體の家族の本義を無視しようとするものがある。けれども、それ等は誤つた人生觀と誤つた解放思想によるものであつて、其の結果は必ず我が國體に禍し家族に禍し、又個人自らに禍することは明かである。我が國家族の法制や風習には、時代と共に改新を要するものがあつても、祖孫一體の生命を永久に創造しようとする根本の體制に於いては、斷じて變りがあるまじきものである。是れ實に我が國體の命脈にも關することであるから、我等は此處に深く思ひを致さねばならぬ。

家族は道德  
の淵源

### 三 家族の道德的價值

家族は道德の淵源である。若し、人類の歴史に於いて家族といふ社會が組織せられなかつたならば、今日の如き道德の發展を見ることを得なかつたであらう。仁慈といひ、敬虔といひ、和順といひ、報恩といひ又献身といふのは、すべて人間社會の美德とする所であるが、これ等は家族生活の體驗と訓練とを離れては、内容が甚だ貧弱となり、殆ど意義を爲さぬものとなつてしまふであらう。元來道德は、共同一體の社會意識と共に發生し、愛の一體生活を創造することを以て理想とするものであるが、家族は其の要件を、最も多く具備してゐる。我等が單獨な個人ではなく、共同一體の社會生活を爲せることを、最も深切に意識する所は家族

家族の道德  
と社會國家  
の道德

である。家族は一體で、利害禍福喜憂哀樂、皆其の共通のものである。人の爲に一身を献げ、己に克つて勤勞しながら、單に人の爲と思はず、我が身の事と心得てするものは家族である。此處に人間の道德が、最も高度に發展するのも、亦當然の事と云はねばならぬ。

此のやうにして發展した家族の道德が、社會に推し擴められて、人類一般の道德を向上せしめる。未開の時代から文化の進んだ今日に至るまで、一切の人類社會を通じて、家族は道德生活の淵源であつて、又教養所といふべきである。愛國心と云つても、家を愛する感情と同一種類のものであつて、愛家の感情の擴大せられたものが、民族を愛する心となり、國家を愛する精神ともなるのである。國民同胞とい

つても、四海兄弟といつても、皆家族の兄弟間の友愛を推し  
擴めたものに過ぎない。殊に國家其の者が一大家族たる  
我が國では、家族の道德と國民の道德と、全く其の性質を一  
にする。家族は歴史的に種々の社會の道德の起源であつ  
たばかりでなく、現在にも、將來にも、常に仁愛の美德を湛へ  
る所の源泉であつて、國民の道德生活も、其の根柢を家族に  
有し、常に此の源泉の潤す所となり、養ふ所となつて、其の榮  
光を發揮するのである。若し此の源泉が涸渴したならば  
國民の道德も、世界の人道も、皆凋衰せざるを得ない。社會  
に發生する所の幾多の罪惡を研究して見ても、家族の恩愛  
の中に生活することの出來ない者に、犯罪の多いといふこ  
とは、極めて明かな事實である。かくの如き道德的性質の

ゆたかな家族に於いて、重要な地位と職分とを有するもの  
は女子であり、女子が社會國家に報効することも、亦其の家  
族を通して行はれることが多いのであるから、よく之を自  
覺して自重する所がなければならぬ。

### 一 法律上の家族と親族

我が國現行の民法では、『戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス』と規定し、六親等内の血族・配偶者及び三親等内の姻族を、親族と規定してある。法律上では、母方の親族も家族となり得るし、女戸主の存することもあるが、父系を本位として、體制を立てることが、我が國の家族の常則である。(參照、民法第七三二條及第七二五條)

### 二 羅馬の盛衰と其の家族道德

家族と國家とは、道德上一體のものであつて、家族は國民道德の教養所となるのである。故に家族を尊重し、其の生活を改善發展せしめる所の國民は、其の國家を興隆せしめ、さうでないものは、其の國民の道德を衰敗せしめ、世界の道德の進歩



から落ちて行くやうになるのである。古代の羅馬人は、家族を神聖なものとして尊重した。彼等が祖先を崇拜して、其の下に強固な家族の結合を作つた時が、其の國家の興隆する時代であつた。然るに其の風俗が驕奢となるに連れて、彼等は責任ある家族生活を係累と感じ、子女の養育を厭うやうになつた。羅馬魂の養成所であつた嚴格・質實な家庭は、逸樂・浮華に流れて、子弟の教育に適しなくなつた。終には家族を離れて、享樂の生活に放浪する者も多くなつた。やがて市民の數は減少し、品性は墮落し、其の衰運は、亡國の歴史を作るまで進行を續けた。羅馬の盛衰が其の市民の家族生活と運命を共にしたことは、世界の歴史中最も注意すべき一大事實である。

## 第十二章 祖先

### 一 祖先敬慕の精神

人として祖先のないものはない。祖先が家を立て統を

祖先敬慕は  
人情の自然  
で社會意識  
の高尙な發  
展

傳へて、以て今日に及んで居ることを思ふと、之を慕ひ之を敬ふ心が起つて来るのは人情の自然であつて、高尙な社會意識の發展といふべきである。個人が現在の母を知り、父を知り、兄弟を知り、朋友を知り、又社會を知つて、之と種々の關係を取るやうになるのは、其の社會意識の横の發展である。祖先を追念し、子孫を推想し、之と種々の關係を取るに至るは、社會意識の縦の發展である。そして人はまだ子孫がなくても、必ず祖先はあるから、祖先敬慕は社會意識の縦の發展に於いて、先づあらはれるべきものである。我等は現在の社會の横の關係のみを以て社會生活の總てと考へてはならぬ。我等は横にも縦にも考へた社會の一員である。我等の社會生活は横だけでは一時的な淺薄なものに

なつてしまふ、縦の關係があつてこそ、恒久な深遠な意義を有する。若し自分は祖先を過去に葬り、自分の子孫は又自分を過去に葬り、世を追うて次第に過去の暗黒に消え行くのみならば、人生は無常流轉の、まことにはかないものであるが、祖孫一體の縦の關係を持続することによつて、子孫は生命の不盡の源流を祖先に見出し、祖先は子孫を通して永遠なるを得るのである。そして此の縦の社會生活の根本精神となるものは、實に祖先敬慕の精神である。

祖先敬慕には感恩の美德が存する。祖先は我が家の本づく所であり、祖先あつて今日の我等が存することを思ふと、こまやかな感恩の情が湧き出でざるを得ない。祖先に幾多の缺點や過失の存するものがあるとしても、孝子順孫

祖先敬慕は  
報本反始の  
感恩の美德

の至情は、其の缺點や過失を除き去つて、其の恩徳に感銘するのである。「君子は人の美を成し人の惡を成さず。小人は是に反す。」一般の人に對してもさうである。まして我が家の祖先に對しては、尙更のことである。元來、家族の祖先を敬慕するといふことは、聖賢偉人の恩徳に感謝して之を敬慕することゝは、其の精神を異にし、祖先としての恩愛に感ずるのである。親の智徳が如何にあらうとも、其の子に對する恩愛の甚深なことは世間一般の事實である。祖先來此の甚深な恩愛を世々に累ねて、以て今日の子孫に及んで居るのである。苟も人心があるならば、子孫として其の恩愛に感激せずには居られない。然るに、世の祖先敬慕の徳を輕んずるものは、とかく親先祖を惡し様に視ること

祖先敬慕の  
精神は、族  
和協の中核

に敏感で、祖先に對する感恩の情を開發することを力めな  
い。我が祖先に恩徳がないなどいふことは、子孫自らが恩  
知らずであることを告白して居るので、其の人の恥である。  
祖先敬慕の精神は家族を統一・和協せしめる中心となる  
ものである。兄弟姉妹の友愛・和協は、其の同胞一體の意識  
に根ざし、同胞一體の意識は、同一の親から出たものである  
といふ觀念を中心として居るのである。更に家族として、  
親子・兄弟を一體とする意識は、其の家の祖先を中心として  
成り立つのである。我が國の如き家族の體制は、必然に祖  
先を本幹とするのである。故に、樹木の根柢を手厚く培養  
するときは、枝葉もおのづから繁茂するやうに、一家結合の  
本幹たる祖先に厚くするときは、家族相互の間に、親愛の情

婚嫁後の祖  
先敬慕

と責任の感とを強くして、篤實敦厚の精神を以て、和協一致  
するやうになるのである。我が國民が皇祖皇宗を始め奉  
り、國民の祖先に對する崇敬思慕の徳を重んじ、之によつて  
國民精神を統一作興するのも、家族の祖先に對すると同じ  
道理で、我が國が家族的國家たるからである。  
女子が嫁して夫の家に入つたときは、其の家の祖先は、即  
ち家族として己の祖先である。其の祖先の傳へた恩愛の  
家に生活を營み、其の血統の流に合體して己の生命を子孫  
に傳へるのである。其の深い縁を思ひ、一家の主婦として  
其の責任を思ふときに、よく其の先祖方の事を心得、其の家  
風に從つて厚く之に奉仕すべきは言ふまでもない。其の  
まめやかに敬んで祖先に事へると否とは、己の生んだ子女

が祖先に事へる精神にも影響して、家風の上に大なる結果を生ずるものである。くれぐれもよく心せねばならぬ。

二 祭祀と述志

祖先に奉仕する道の主要なものは、祖先を祭祀することと、祖先の志を述べることとの二つである。祖先を敬慕し祖恩を感謝する至情は、祭祀・展墓などの行事となつてあらはれる。展墓は墳墓の地を離れて、諸方に移動して居る者に取つては、意の如くなるを得ないことがあつても、祭祀は何處に居つても、時に會して之を營むことが出来る。祭祀を形式として輕んずるが如きは、まだ其の眞義を解しないものである。昔、我が國の氏族は、其の祖先を祭つて一族を和協し、祖先の志を繼述することを以て習はしとし、其の後

祭祀の道德的意義

我が國の祖先祭祀の美風

祭祀以外の孝敬追遠の行事

家々に祖先を祭ることが廣く國民の間に行はれるやうになつた。之は我が國民の美風とする所であるから、長く之を傳へて、益、其の精神を發揮すべきである。又、此の祭祀を營むと同じ精神は、祖先の墳墓を大切にし、父祖の行狀を撰し、家門の歴史を編することなどとなつてあらはれるものである。同じく家といつても、それによつて事情を異にし、子孫も様々の運命に遭遇しつゝ、其の歴史を作つて行くのであるから、誰しも皆一樣なることを得ないけれども、皆其のほどほどに追遠孝敬の誠を致すことに於いては一つであらねばならぬ。

「孝は善く父の志を述ぶ。」眞に祖先を敬慕するものは、必ず其の志を繼述することを力めるものである。子孫とし

述志と我が國の孝道  
\*文徳實錄

て、此の一事がよく行はれなければ、其の他は見るに足らない。古來我が國の孝道は、祖志を繼述することに、最も重きを置いたものであつて、祭祀を營むのも、一面から見れば、繼述の志を新にする所以であるといふことが出来る。我が國の古典に於いて、孝といふ語が、初て見えるのは、神武天皇紀で、天皇は皇祖天神の恩德によつて天下が平定したから、「天神を郊祀りて大孝を申ぶべし。」とて大和の鳥見の山中で、御祭りを行はせられたとある。天皇が皇祖の命を奉じて、天業を弘め、皇國千萬世の基を御開きになり、皇祖の御志を大に繼述せられたことを大孝としてあるのである。これは天皇の御事であるけれども、祖志の繼述を以て大孝とすることは、一般國民に於いても、少しも變りはない。然らば、

\*日本書紀

祖志の繼述とは如何なる事を爲すにあるかといふに、如何なる祖先といへども、其の本心に於いて、子孫が家門を榮昌し、社會國家の爲に力を盡くす所の人となることを願はないものはないのであるから、此の祖先の本心の願ひを達成することは、即ち祖志の繼述である。そして、祖先敬慕の徳は、此處に最も創造的な徳となつて展開するのである。

### 三 祖先敬慕の精神と現代思潮

祖先敬慕の精神に篤く、之を中心として、家族の道德を立て、居ることは、我が國の美風であるが、近來思想の動搖と共に、之を輕視するものがあるのは、我が國民の深く思ひを致さねばならぬ所である。

世には種々の輕薄なる思想があつて、祖先の恩德に感謝

すべきほどのものがなく、又祖志に繼承すべきほどの価値あるものがなければ、どうして祖先を敬慕することが出来るかなどいふものもあるけれども、これ等は皆前に述べたやうに、祖恩、祖志の本義を理解しないもの、誤りである。又、祖先敬慕の精神は、人をして回顧的、保守的ならしめ、社會の活潑な進歩を妨げるやうになり易い。今日の如き進歩的な世の中には、祖先よりも子孫をこそ崇拜すべきである。」と論ずる者もあるが、之も亦甚だ道理のないことである。祖先を敬慕することは、必然に子孫を輕視するといふことを意味しない。祖孫は一體であるから、祖先敬慕と子孫尊重とは、並び行はれて、決して矛盾するものではない。祖先を敬慕するものでなければ、眞によく子孫を尊重し得ない

祖先敬慕と  
子孫尊重祖先の歴史  
と子孫の進  
歩

し、眞によく子孫を尊重するものは、必ず祖先を敬慕する。そして、祖先敬慕と子孫尊重と一體たる所に、社會の眞の健全な進歩は行はれるのである。たとひ子孫の智能が、祖先より進歩してゐても、それが祖先を輕侮すべき何等の理由となるものでない。今日の人類の文化は、すべて過去の祖先が、子孫に先だち、艱難と戦ひ努力を重ねて築き上げたもので、之を基礎として、始めて子孫の進歩も行はれるのである。祖先が歩一步と文化を進め來つた如く、子孫が之に一歩を加へるは當然の事であつて、一步を進めて新に創造する所がなければ、寧ろ子孫たる者の恥である。祖先を敬慕するは、即ち其の文化創造の歴史に責任を負うて、更に之を新ならしめる所以である。之を以て、單に回顧的な保守的

なものとするは、まだ其の眞義を理解しないものとなはな  
ければならぬ。

西洋の風俗と祖先敬慕

世には、現代の西洋に、我が國のやうな祖先敬慕の風がないことを以て理由とするものがあるけれども、其れは甚だ謂はれないことである。現代の西洋では、其の歴史上の事情から、個人主義の家族となり、其の祖先の觀念が薄らぐやうになつたけれども、それが決して人類の本性であり理想であるといふことは出来ない。或る學者も『舊時の家族制度は敗れ、門地に反抗する平等的感情は強くなり、富を重んじて之を唯一の資格と考へる傾向が強くなつても、祖先を誇とする精神が全く地を拂ふに至るとは思はれない。祖先を誇とする感情が深い根柢を有することは、亞米利加のやうな新しい民主的の社會を見てもわかる。』と云つて居る。フランクリンは、其の自叙傳の初に、彼が常に祖先に關して、どんなに小さいことでも、之を知ることに興味を有し、英國在留中は、親戚の殘存せるものに就いて之を調査し、之が爲に旅行をもしたことを記し、又彼の兩親の爲に、敬慕の情をこめた墓碑銘を撰

して、之を建て、居る。我等は之を見て、徳性の高い人がすることは、何處でも同じであることを感嘆せずに居られない。又、今日の歐洲でも、農民社會には其の祖先を重んじ、先祖代々傳へ來つた地所を大切にす風を存する所があるといふことである。祖先の傳記を作つたり、遺像を掲げたり、遺著を出したりして、之を記念することは、西洋の社會にも見る所である。人類の性情は、決して東西によつて異なるものではない。我等は我等の本性に反省し、我等の理想に活きなければならぬ。ただ徒らに他國民の現状を範とするが如きは、決して自覺あり自信ある國民の爲すべき所でない。

第十三章 父母 兄弟姉妹

一 孝 愛

伊藤仁齋は『孝は愛を以て本とす。』といひ、又『父母をして憂  
なからしむるは易し。父母をして悦ばしむるは難し。父

憂なからし  
むるは悦ば  
しむること

中田ハナ

母をして憂なからしむること能はざる者は、以て人とすべからず。父母をして悦ばしむること能はざる者は、以て子とすべからず。勉めよや。」といつて居る。仁齋が父母に憂がないやうにすることの出来ないものは、人とすることが出来ない、父母に悦があるやうにするものでなければ子とすることが出来ないといふことと子の區別を立て、居るのは、何故であらうか、之れ人の子たる者の深く反省しなければならぬ所である。「人に心配をかけないといふ消極的の愛は、一般の人々相互の間に於いても、必ず務むべきことである。常に父母を悦ばせるといふ積極的の愛を行つてこそ、始めて子といふことが出来る。」といふのが、蓋し仁齋の意であつて、まことに至言といふべきである。然るに、世

には父母を悦ばせることの出来ないのみか、其の身を慎ま  
ず、其の業を勉めず、我儘な願や望を多く持ち出して、父母を  
憂へしめる者がないではない。女子は年頃ともなれば、今  
日の事、行末の事など、萬事につけて、何くれとなく父母の心  
遣が多いものであるから、女子は親の有り難い情を酌み取  
つて、一段と心をひきしめ、行を慎んで、孝愛の道に怠りがな  
いやうにしなければならぬ。

## 二 奉養

古人は父母の奉養を、志を養ふと體を養ふとの二つに分  
つて居る。貝原益軒は之を説明して「志を養ふとは父母の  
心に順ひさからはず、常に父母を悦ばしめ樂ましめ、憂へ苦  
みなからしむるをいふ。體を養ふとは、飲食・衣服・居室・器物



を不足なく備ふるにあり。といつて居る。かく奉養は二つにわけることが出来るけれども、其の實は一つである。如何に衣食を厚くしても、心から眞の敬愛を以てするのでなければ、これ父母の肉體を養ふものであつて、父母の人格に奉仕するものといふことは出来ない。若し敬愛の誠を以てするならば、貧困で衣食の事が意に任かせなくても、身のほど／＼に厚く奉養することが出来る。親の體を養ふといふのも、一に孝子の心づかひに存する。

父母の志を養ふことの常道は、父母の意志に和順するといふことである。世にやゝもすると、孝順といへば、善惡の別なく親に盲従することを強ひるやうに思ふ者があるのは甚だしい誤である。苟も子の本心を失はないものなら

ば、誰しも恩愛の甚深な親が、頑冥な無理を強ひるものとは考へ得ない、必ずよく親の眞意を理解して、之に和順することを力めるであらう。親が無理か、子が我儘か、自ら反省することなくして親に忤らうことは、子の本心の爲し得ない所である。けれども、如何なる場合にも、親の意志に従ひ目の悦びを得ることを以て孝とするのではない。若し夫れ、親の志す所爲す所が、明に道に反して居ると思ふならば、親の意見をも詳にし、慎思熟考の末、之を諫むべきである。古來、孝順と共に、孝諫は親に事へる一大要道とせられて居る。之が爲に、一時、親の悦びを得ないことがあつても、親の恥、家の禍を招くことがないやうにするは、永久に父母の良心を養ふものといふべきである。併し、之も、世の經驗も少

なく、思慮も浅い子の身では、容易に爲し得ることではない。子たる者の愛敬の誠心を盡くし、親の爲にまことに已むを得ぬ場合に、やさしく穩に、其の心をやはらげつゝ爲すべきである。まして子の我儘な心から親にさからひ、己の不徳から親に心配をかけるやうなことがあるならば、罪も亦大なりといふべきである。

慈親の膝下を辭し、他に嫁して後は、多年愛育の大恩に報いる道は、主として嫁したる家に於いて、婦道を全うして、父母の辱めを爲さず、父母の心を安んずることに存する。女子が他に嫁すれば、父母の新たなる心遣ひは一段と加はるものであつて、たとひ膝下に居なくなつても、其の思ひは終生絶えることのないものである。そして其の最も心を勞す

婚嫁後の實  
父母に對す  
る孝道

る所は、我が子の婦道如何といふことであるから、子たる者も、最も深く此處に意を用ふべきである。嫁した後、父母の機嫌伺ひなどに怠りがあつてはならぬ。又時に、親の教を乞ふべき必要の生ずることもあらうが、夫舅姑などの事に關して、みだりに不平を訴へ、愚痴をこぼしなどして、親に心配をかけるやうなことがあつてはならぬ、これ最も心得のあるべきことである。

三 友 愛

兄弟姉妹には、長幼男女の別があり、容貌・氣質もそれと異つて居る所があるけれども、之を他の人々に比べると、互に似通うて居る所が多い。陰で聞いてみると、其の音聲がよく似て居つて、姉だか妹だか、區別のつけ難いものさへあ

兄弟姉妹の  
一體關係

る。兄弟姉妹は、共に同一の血脈の中に生々し、同一の慈愛の下に養育せられた一體自然の間柄であるから、互に似通うて居るといふよりは、同じ處が多いのも當然であつて、其の間に、他の如何なる社會に於いても味ふことの出来ない濃かな友愛の情が湧いて來るのも、まことに自然のこと、云はねばならぬ。

世の諺に『兄弟は他人の始まり。』といふことがあるけれども、それは世の淺ましいものを言ふことで心がけの悪い者がさうなるのである。人が幼少で兄弟姉妹と共に、慈親の膝下に養はれて居るときは、まだ人生の經驗も淺く、共同生活の訓練も少ないから、所謂兄弟喧嘩の起ることも屢あるけれども、双方共に惡意があるといふのではなく、其の間に

兄弟姉妹と  
愛の社會の  
擴大

相互の理解を進め、共同一體の友愛の生活を創造しつゝあるのである。そして、成長の後、諸方に別かれることがあつても、それは決して他人となるの始めを開くのではなく、親族の關係を世に廣め、愛の社會を大きくするものである。我等の愛の徳は、所謂他人をも他人としないで、同胞一體の愛の生活に同化し、四海を兄弟とすることを理想として居るのである。然るに切つても切れない兄弟姉妹の親近な天縁を、他人の始まりと見るばかりでなく、互に相敵視するものが生ずることもあるのは、甚だ嘆かましいこと、云はねばならぬ。

四 兄弟姉妹の相互扶助

成長後、兄弟姉妹の間に、最も心すべきは、其の境遇の上に

境遇の差別

愛と一體の友

生じた差別を以て、共同一體の友愛の情を傷けないのみか相互に扶助して友愛の道を全うしなければならぬといふことである。境遇はどんなに變つても、其の兄弟姉妹たることには、少しも變りがないのであるから、友愛にも亦變りがあるべきでない。たとひ己は艱難・貧苦の逆境に惱んでゐても、眞の友愛は、必ず他の兄弟姉妹の幸福を以て己の喜びとし、決して妬ましいやうな感じを起すものでない。又幸に己は富榮となつても、眞の友愛は、決して傲り高ぶる心を生じない、必ず不幸な兄弟姉妹に深い同情を寄せ、其の力となることを努めるものである。嫉妬は他の人々に對しても惡徳であり、博愛は一切の人々に對する美德である。まして親近な兄弟姉妹の間に於いては猶更のことである。

兄弟の妻に對する友愛

かくて波風の荒い世の中に兄弟姉妹が、互に力となり合ふならば、それほど心強いことはないであらう。けれども又、兄弟姉妹は、互に依頼の念を起してはならぬ。我より進んで助けとなることはあつても、自らは其の累ひとならぬやうに心がくべきである。妄に依頼して累ひとなるやうなことは、決して兄弟姉妹たる者の本心でもなく、又友愛の道を全うする所以でもない。

我が兄弟の妻となつて、家に入り來つた義姉妹に對しては、單身で家風趣味などを異にする所のありがちな、我が家族の中に入りまじつた心を察し、深い同情を以て、萬事にやさしく懇に交るべきである。自分等は、何時かは、他に嫁する身であるから、自分等に代つて兄弟に力を協せ、父母に孝

養を盡くし、我が家の務を執るは、兄弟の妻たる人である、感謝と友愛との心を以て親切に交るべきは言ふまでもない。

### 第十四章 夫婦

#### 一 婚姻と其の時期

夫婦は人の大倫であつて、其の道は婚姻に始まるのであるから、先づ婚姻の一事を慎まなければならぬ。男女が相當の年頃となれば、婚姻して家を成すといふことは、性の自然に出づるものであつて、之によつて祖先から承けてゐる自我の生命を子孫に延長し、以て永遠に生々繁榮することを得るのである。夫婦がなければ、社會も文化も、絶滅する

人倫として  
の夫婦

婚姻の重大

の他はない。特別の事情の爲に、終生獨身にて暮らすものがあるのは、さる事であるけれども、之を男女の常の道とすることは出来ない。男女がよく家を成すことは、人生社會の創造を無窮ならしめる始である。我等が社會の中に於いて作る所の關係には、種々のものがあるけれども、婚姻ほど特殊の重大な意義を有するものはない。婚姻は一男一女が唯一無二の契りを結ぶものであつて、一旦結べば永久に解けないことを常則とし、其の愛は終生一點の汚れあることを許さない。そして配偶者の健康・品性は、我が身の運命、一家の運命、延いては長く子孫の運命に關し、更に延いては社會國家の榮枯に重大な影響を及ぼすものである。社會の關係が和平・圓滿に成立つのも、

優良な子孫國民の生育するのも、婚姻の道を得るに由るところが甚だ多い。婚姻は決して男女一時の心まかせに輕々しくすべきものでなく、慎重の上にも慎重を加へなければならぬ人生の一大事である。

婚姻には適當の時期がある。身體のまだ成熟しない男女が結婚するときは、其の身の健康にも、子孫の健康にも禍するから、先づ身體上から婚期を考へなくてはならぬ。民法では、男は滿十七年、女は滿十五年に至らなければ、婚姻を爲すことを得ないと規定してあるが、法律は、寧ろ一般に通じて婚姻年齢の最低限度を定めたものと見るべきであるから、必ずしも法定の年齢に達すれば、身體の成熟が十分であるといふわけではない。且つ身體が適當の婚期に達し

婚期

こんんりにあつて  
たつたあつて

\*第七六五

條

能

い  
年

(2) 結 締

ても、それで直に結婚してよいといふことは出来ない。其の他に婚姻の時期を定むべき種々の條件が存する。夫婦となれば、新に親族其の他の交際も生じて、生活に復雜を加へ、且つ間もなく子女が出生して親となることを豫期しなければならず、親となれば、子女を養育する本務を負はなければならぬから、それだけの能力を身に具へないで、結婚することは、早きに過ぎるものと云はなければならぬ。殊に婚姻に就いて意を用ふべきは、一家の經濟の事であつて、夫婦の生活、子女の養育等に相當した収入を有することを必要とする。たとひ、父祖の財産によつて、家庭生活を營むことが出来ても、それでは、不十分である。人が家庭を作る頃ともなれば、夫婦自らの力によつて一家の生計を獨立する

婚期 { 身體  
能力 } 親として  
養育の本務  
經濟

配偶者の探

ことを要する。自ら經濟上の獨立を爲し得ないで、父祖の財産に依頼して夫婦生活を爲すが如きは、多くは腑甲斐ないことゝ云はねばならぬ。婚期を早まることは宜しくないが、種々の空想に誤られたり、思案に妨げられたりして、婚期を失ふことも、其の道を得たものといふことは出來ない。要するに婚姻は、単に一男一女の結合を作るばかりでなく、複雑な社會關係の中に、新生活を創造するものたることを覺悟して、適當の時機を決すべきである。

二 婚姻の道

配偶者の選擇には、主として其の徳性、材智及び健康等が、健全な家庭を作り、子女を育て、一家の務を盡くすに適するか否かを察すべきである。結婚は人格と人格との終生の

契りたるべきものであるから、單に或る一二の條件を以て決定することは出來ない。先方の財産を主とするが如きは、これ人格と結婚するものではなく、財産と因縁を結ぶものである。又、材智のすぐれて居るものが、必ずしも健全な家庭を作るとは限らない、最も望ましいのは、品性の優良と身體の強健とである。其の他、血族結婚の避くべきがある、年齢氣質等の配合がある、其の要件は少なくない。そして配偶者は、我から擇ぶ所があるやうに、彼からも擇ぶ所があるであらう。彼に望むと共に、我自らに反省もしなければならぬ。世には必ずしも理想通りの男女があるのではないから、慎重に考へて、程よい處で決しなければならぬ。これ等は世路の經驗も淺く、思慮もまだ熟しない者の容易に

決し難いところであるから、必ず常識の發展してゐる父母・長上の思慮に俟つべきことが多いのである。婚姻は人生・社會の一大事であつて、輕々しくすべきものでないから、國法にもそれ〴〵の定めが存する。父母・長上の慈愛と思慮とに依つて、我が身の行末を決するは、固より當然のことである。けれども、婚姻は夫婦たるべきものが、自ら永久の責任を負ふことであるから、他から之を強ふべきものでない、本人自ら之に意を用ふべきは言ふまでもない。本人・父母を始めとし、それ〴〵に其の道を盡くして、最善の決定を爲すことを力めなければならぬ。

世には時として、戀愛の神聖、結婚の自由などと稱して、其の實目前の衝動に驅られ、男女の道を亂る者が存するけれ

婚姻に關する悖謬な思想

ども、それは自ら禍し又社會に禍するものであつて、切に戒めねばならぬ所である。如何なる衝動といへども、それに盲目的に驅られて神聖と稱し得べきものは一つも存しない。其の衝動の意義を自覺し、意志の力を以て之を統制し、之を理想化する所に、始めて神聖な意義も發揮せられるのである。男女間の本性も亦さうであつて、之を理想化するのでなければ、禽獸の衝動的な生活と何の異なる所もない。結婚はもとより強制すべきものでないが、決して無法則に隨意にすべきものでない。青年男女が、父母・長上の意見を問ふこともしないで、一時の衝動に支配せられ、熱情に驅られて、放縱な生活をするときは、必ず悔を後日に遺すであらう。社會の腐敗・墮落・紛争・犯罪等、人生の暗黒面が、男女の道



婚 禮

を得ない爲に作られて居ることが多いのを見ると、我等は此處に深く思ひを致さなければならぬ。男女の婚姻に關する道は、社會多年の進化によつて、今日まで發展し來つたもので、之によつて社會の組織を安定にし、家族の生活を健全にし、祖孫一體の生命を昌榮せしめることゝなつて居るのである。此の道によつて光明な新人生を創造して行くか、此の道を守り得ないで、人生の暗黒面に墮落して行くか、人間の一大事は此處に存する。

婚姻の道は、婚禮を擧げることによつて完成する。婚禮は人の大禮であつて、父母を始めとし、一族親友などの賛同と祝福との中に、一男一女の配偶を社會に明にし、兩家の好みを合するものである。公の禮式を憚るやうな婚姻は、正

大なものといふことは出來ない。婚禮の重んずべきは、其の精神に存する。夫婦として健全な新生活を作らうとする始めに方つて、虚榮虚飾を事とし、虚禮虚儀に捉はれて、多くの財を費すが如きは、甚だ誤つたことゝ云はねばならぬ。今日、我が國の社會には、婚禮に多くの財を費す習俗の存するものがあつて、之が爲に家道の疲弊を來たすものもある、負債を生ずるものもある。そして、之が爲に種々の弊害を伴ひ生ずるものもある。これ等は必ず改善せられなければならぬ。

## 三 夫婦の道

夫婦は家の一時代を成すものであつて、内に於いては祖親に奉仕し、子女を生育し、よく其の家政を齊へることを任

夫婦の家

とする、外に對しては親族の交り、社會國家に對する務めを全うすることを職分とする。家運の盛衰は、一に夫婦が其の道を得ると得ないによるものであつて、夫婦の人と爲りが不健全な家は、根本の凋み衰えた樹木のやうなものである。とても其の昌榮を望むことは出來ない。

## 夫婦の相和

夫婦の道は相和することを以て主とする。一男一女が清らかな愛を以て永久の契りを結んで居るものが夫婦であるから、兩者の心と心とが相和して一體となり、相輔け相濟し、一憂一喜何事につけても、其の間に少しの隔てがないやうになつて居なければならぬ。夫婦は其の性を異にし、其の職を分ち、以て一家の組織を成して居るものであるから、夫は一家の長としての責任を負ひ、妻は其の本分を守つ

て、家事に力を盡くすことを以て常とするけれども、相和することをして以て兩者の道とすることに於いては少しも差別がない。そして相和するといへば、互に之を道とするのであるから、其の間に男尊女卑の差別もない。一家の秩序から、夫婦に各、其の分があつても、人格として夫婦は固より同等であつて、互に相敬愛すべきことは一つである。

『玉しける家も何せむやへ葎

覆へる小屋も妹と居りてば』萬葉集

夫婦相和するところの愛は、清い精神上のものであるから、富を以て之を作ることにも出來なければ、貧を以て之を衰へしめることも出來ない。愛が貧富によつて動くと思ふのは、まだ眞の愛に生きて居ないしるしである。

夫婦の愛は、清らかであつて、終生一點の汚れがあるべきでない。貞操は男女相互の本務である。けれども、男子に貞潔を守らないものがあるといふことが、女子の亂倫を是認する理由とはならない。そして女子の貞潔が破れるときは、其の結果は、女子に取つて特に重大な禍を殘すに至ることがあらう。故に、貞潔は妻の生命として、嚴肅に之を護らなければならぬ。世には不良の人があつて、之を汚さうとする恐れがないではない、其の貞潔を全うすることは、一に妻たる者の自重と操守とによるのである。若し夫れ、夫婦の間で、其の貞操に就いて疑念の生ずるやうなことがあるならば、家庭の榮光は、忽ち暗雲の蔽ふ所となり、一たび亂倫の事があるならば、一家の風波を起して、其の禍は獨り兩

者の身の上に止まらず、祖親への孝道も缺け、子女の教養も行はれず、延いては親族の累ひ、社會の害を爲すに至るのである。

夫婦愛の創造

結婚以前に、配偶者を選択することは自由なるべきである。けれども、一旦嫁した上は必ず夫の家を我が終生の家とし、假令豫期の如くでないことがあつても、心を二三にせず、眞實にして婦道を全うすべきである。艱難不幸に遭遇することがあつても、運命とあきらめて、わるびれた心を起すことなく、強い忍耐と深い同情とを以て、相愛相和の生涯を創造し、逆境を轉じて順境とするやうに全力を盡くすべきである。平生は夫の性格と職業と境遇とを理解して、和順内助の道に手落のないことを期し、明な過があるときは、

同情を以て之を諫め、操と愛との道に一身を捧ぐべきである。貞女の愛が、夫を善に導き家を榮えしめるに至つた例も、世に少なくない。

### 第十五章 舅姑及び夫の兄弟姉妹

#### 一 舅姑と媳婦

舅姑は媳婦たるものより見れば、我が夫を慈育し、我等夫婦に家を傳へ給ふ父母である。女子が嫁して人の妻となれば、夫に力を協せて、よく舅姑に事へ、子女を育て我が家を存續繁榮せしめることを以て其の本務とする。

世には舅姑に事へることを累しとして、之と別居するこ

舅姑と媳

兩者の別居  
と同居

とを希ひ、又は舅姑のない家に嫁することを望むものがないではないなが、之は深く考へなければならぬことである。己夫婦のみで同棲することは、禽獸でもよくすることである。夫婦が氣隨に享樂生活をしようとして、舅姑を厭ふやうなことがあるならば、家族生活の本義に反することの甚だしいものである。父母・祖先があつて、過去の歴史をあらはし、子孫があつて將來の希望をあらはし、祖孫一體となつて、永遠に繁榮するといふことは家の理想とする所である。舅姑の壽康なることは、其の家の重みとも力とも又信用ともなるものであつて、之と同住することによつて、家政・育兒・交際・處世の事など、舅姑が多年の實生活から得た貴い經驗と思慮を傳へられることは、容易に得難い幸である。舅

姑のない爲に、最も大切な育児上の事などにも、取返しのかぬ失敗をしたり、夫婦が互に氣隨なるにまかせて、却つて衝突を多く生ずることも、往々見るところである。やゝもすると舅姑と新夫婦と同住することは、一家の中に新舊の衝突を起すものゝやうに思ふものがあるけれども、新舊は、必然に衝突すべきものとは、限らない。新舊は、一體となり、舊來の歴史を本とし、更に之を新しい善いものとして創造することが人生社會の常道である。それが衝突するといふことは、兩者の間に道を得て居ないものが存するといふことを意味するに他ならない。且つ舅姑と別居すれば、それで氣隨に解放せられたものゝやうに思へば、大なる誤りである。別居しても舅姑に事へる孝道は存する。たと

ひ舅姑が歿しても、孝道は永遠である。別居するとならないとは、時の便宜に従ふべきもので、必ずしも同住するに限つたものではない。けれども舅姑に事へる孝道は、常に行はれなくてはならぬ。よく舅姑に事へ、一族を和するやうになつてこそ、婦道も全しといふべきである。

二 舅姑への孝道

舅姑に事へる道は、生家の父母に事へると、少しも異なる所はない。たゞ生家の父母と舅姑とは、其の性質・趣味・習慣等に異なる所があるものであるから、微細の點に至るまでよく氣を付けて之を理解し、飲食・衣服・起臥・動靜など、すべて其の意に適ふやうにし、舅姑と家族・親族などとの關係をもわきまへ、其の心を樂ましめ、其の志に順ひ、其の意を承け、其

舅姑を理解

舅姑を要あり

老人を理解

の言付を守り、禮儀作法も、敬愛和順の誠心をこめて、おろそかにならぬやうにすべきである。舅姑の老いて後は、身體の力も衰へ、風寒暑濕に犯され易く、心も淋しさを感ずるものであるから、よく老人の生理と心理とを理解し、萬事に意を用ひて、其の慰安と保養とに心残りのないやうに力むべきである。人の老を養ふに家ほど好い所はない。世路艱難の間に、幾多の努力奮闘を終へ、衰老に及んで親愛な兒孫の奉養を受け、晩年の和樂を得るは、此の上もない人生の幸であつて、孝子孝孫のある老人が獨り此の清福を受けるのである。且つ己が舅姑に事へて孝なるは、子女に其の祖母父母に孝なるを教へることゝもなり、家風を善美ならしめる本となるものである。

才五時同目

は 天 日

3

夫に孝を勸む

姑と媳

親の歿後に於ける孝道

「媳婦唯みづから孝を盡くすべきのみならず、尤も夫に孝を勸むべし。語に云ふ、孝は妻子に衰ふと。此の言極めて痛心すべし。故に媳婦は、夫に孝を勸むるを以て第一とす。まして夫を不孝ならしめるやうなことがあつては、罪も亦深しと云はなければならぬ。

世に姑と媳とは、自然に仲の惡るいものゝやうに言ひ習はすこともあるけれども、それが自然の道理といふことはない。多くは僻みの心から、誤解を生ずるものであるから、心を虚しうして敬愛の誠心を盡くすべきである、姑のつらいのを憂へるよりは、我が誠心の足らないことを憂ふべきである。

不幸にして舅姑を喪へば、其の葬祭に遺憾なきを期すべ

きは云ふまでもない。併し虚榮心や習俗に捉へられて、度  
外の厚葬を旨とするが如きは、却つて孝道の本義に反する。  
これ等は、皆其境遇と家風とに應じて宜しきを得るやうに  
心がけねばならぬ。そして、最も近い祖先として、其の祭祀  
を營み、其の志を繼述して、其の精神に仕へることは、永久の  
孝道となるのである。

三 夫の兄弟姉妹

夫の家に入ると、其の兄弟姉妹と親族の關係を生じ、生家  
の兄弟姉妹に加へるに、夫の兄弟姉妹を以てして、愛の社會  
が益廣がり行くのである。夫の兄弟姉妹は、舅姑の慈愛し  
給ふ子女であつて、我が新に加つた家族の榮えを爲すもの  
であるから、夫と力を協せて友愛の道を盡くすべきである。

新なる愛の  
社會

夫の兄弟と  
姉妹とに對  
する友愛

舅姑に事へる孝道も、亦此に存する。

夫の兄弟に對しては、禮儀作法を正しくし、慎みの中にや  
さしい同情あるべきもので、狎々しくして男女の禮法を亂  
つてはならぬ。夫の姉妹に對しては同性の間柄であるか  
ら、よく其の人と爲りを理解して、親しく睦じく交り、萬事我  
が身勝手にならぬやうに、我と我が心を制して、謙遜懇切な  
るべきである。夫の兄弟姉妹とは、必しも從來の習慣を同  
じうするものでないから、時に誤解を生ずることもあらう  
が、互に寛恕の心を以て交るべきである。己は不足を夫に  
訴へ、夫の兄弟姉妹は、不平を其の父母に訴へ、爲に一家の波  
瀾を起すやうなことは、誠に心なきものゝすることである。  
召使其の他の人が、夫の兄弟姉妹に就いて、告げ口をするこ

とがあつても、取り上ぐべきでない。どんな故障が起つても、愛の力を以て之に打勝つことを力むべきである。親族の間柄であるから、一時の故障があつても、何時しか愛は必ず其の中に榮えるであらう。

夫に力を合せて一族を睦じうすることは、妻たるもの、任であるから、夫と其の兄弟姉妹との間をよく取りなして友愛を全からしめねばならぬ。我が身の爲に、夫の友愛を薄らがしめるやうのことがあつては大なる過である。夫の兄弟姉妹の、出でて外に在るものが、訪ひ來つたときは、歡待の誠を盡すべきである。我が家を慕はしい所として、夫の兄弟姉妹の心を引付けるのも、次第に疎んじ隔たつて、他人の始を爲さしめるのも、妻たるもの、仕向如何によるこ

夫と其の兄弟姉妹

夫の兄弟姉妹の不運不幸なる者

とが甚だ多い。

生家の兄弟姉妹にも、其の運命境遇に種々の差があるやうに、夫の兄弟姉妹にも様々あるであらう。其の不運不幸で、夫の家に在るものなどには、殊に深い同情を寄すべきである。かゝる人は、順境に在るものよりも、機嫌の取りにくいこともあるけれども、愛の誠あるものは、必ず此に力を盡くして、其の慰安と保護とを勉めるのである。

### 第十六章 子女

#### 一 父母と子女の教養

人は夫婦となつて家庭を爲し、子女の出生するに至つて、



子女教養の  
天職

親としての貴い天職が始まるのである。父母は子女を教養する天職を有するものであつて、其の教養は最も適切に、且つ最も有効に行はれることが出来る。子女は先づ父母の甚深な愛情によつて、各自の必要に適した教養を施され、出でて學校・社會等の教育を受けるのが人生發展の自然の順序である。人の世に處し、身を立てることは容易の業でなく、子女將來の運命は、父母の教養如何によるのであるから、父母は其の至情として、此に力を盡くさざるを得ない。且つ子は父母の子たると共に、祖先から見れば其の子孫である、皇國から見れば、其の臣民である、そして其の教養は慈親の手に委ねられて居るのである。父母の任も亦重大であると云はねばならぬ。それで、子女の

母に子女の  
教養

教養は父母の至情に本づく天職たるばかりでなく、祖先への孝道であり、皇國に對する本務である。殊に、母の兒童に及ぼす感化は、至つて大きいものである。母は日常家庭に於いて、子女と最も親密な關係を有し、其の衣食・起臥を始めとし、事細大となく、直接に養育の任に當るものであるから、母の一言一行は、兒童に對する模範となり暗示となり、兒童の模倣性は、善となく惡となく、之に見習ひ化せられるものである。賢母の存する處に、必ず賢子女がある。身體の强健な、智徳の優れた子女を育て、之を家に捧げ、社會・國家に捧げることが、女子の天職中最も神聖なものといふべきである。女子の一生は、賢女となり賢婦となり賢母となる處に、最も重大な使命を有するものであつて、

家運の消長も、國家の盛衰も、女子がよく此の天職を盡すと盡さないに關ることが甚だ大きい。社會・國家の業務には、女子の手を俟たないで行はれ得ることも多いが、たゞ育兒の一事に至つては、必ず女子に頼らなければならぬ、其の最も貴き天職たる所以も亦此に存する。

人の母たるものは、先づ胎教を慎むべきである。そして子女が生まれたならば、之を教養するに、愛に溺れて保護に過ぎることなく、其の身體を鍛へ、智徳を磨き、有爲の人物として、世に立たしめるやうに力めなければならぬ。古語に『母は其の慈を取らずして、其の教を取る。』といひ、又『慈愛なるも姑息に至らず、嚴格なるも恩を傷ふに至らず。恩を傷へば離れ、姑息なれば縦にして教へ行はれず。』といつてある。

胎教

慈と教

慈愛と嚴格と相俟つて、子女の人物を育て上げるを要道とする。若し其の道を誤るときは、子女をして或は柔弱ならしめ、或は放縱ならしめるに至るであらう。世に我が身の老い衰へて後、子女の不良にして如何ともし難いのに泣くものがあるのは、概ね其の幼時の教育を忽にしたのに因るのである、慎まなければならぬ。

子女の教養は、母の貴い天職であるから、人手任せにしてはならぬ、自ら主となつてこれに當るべきである。教養の心得も責任もない召使などに打任せて置くのは、最愛の子女を害ふ本となるものであつて、之が爲に兒童の健康を害ひ、品性を悪くすることは、世に實例の存することが少なくない。職業其の他の事情の爲に已むを得ないこともあ

子女教養の  
擔任者

るけれども、母たるものが一身の歡樂・虚榮にあこがれて、家庭に不在がちになり、育兒の天職を省みないやうなことは、其の道を失へることの甚だしいものといはねばならぬ。

二 子女幼時の教養

明治天皇の御製に

「たらちねの庭のをしへは 狭けれど

ひろき世に立つ 基とぞなる」

とある。家庭の教養は、子女が世に處する基となるものであつて、其の社會國家に及ぼす影響も亦甚だ大きい。之を世の實際に觀るも、善良な人は、家庭に於いて注意ある教育を受けたものに多く、邪曲で常に罪惡を事とし、他の教育も感化も殆ど如何ともすることの出來ないやうなものは、幼

家庭の教養  
に子女の立  
身處世

子女の爲の  
教養指導

時父母を失つて、其の恩育を受けることの出來なかつた者、又は家庭の教育が正しくなかつた事に本づく者が多い。父母は其の任の重いことを自覺し、身を以て子女の模範となつて、善良な感化を與へ、眠食・嬉戯・學業・交友等、萬般の事に綿密な注意を加へ、學校に入り師に就くやうになれば、其の教育と力を協せて、心身共に健全な發展を爲さしめることを計るべきである。

子女を教養するには、其の性質と將來の境遇とを察すべきである。子女は父母の所生であるけれども、其の個性には父母と殊なるものがある。其の現在受けつゝある教育も、將來處する所の境遇も、亦父母と同一ではない。子女の生活を、父母の閱歷と全く同じからしめようとしたり、強ひて

己の欲するが如くならしめようとすることは爲し得べきことでもないし、又望むべきことでもない。そして子女は祖先及び己等の遺傳に依つて、其の身體も心性も、おのづから、長短種々の制限が存するものであるから、性急短氣に子女を責めて、圓滿な發達を望むは、無理な注文である。慈愛と忍耐とを以て、長き時の間に其の個性を本として、次第に最善の發展を遂げしめることを期すべきである。又、子女は將來日本國民として、世に立つものであるから、母たるものは國體・國憲又は風俗・時勢の事なども心得て、子女を導かなければならぬ。單に子女現在の要求、又は一家の利害のみを考へて將來を察しなければ、教養の任を全うし得ないであらう。そして子女の將來は長く、其の獨立の生活を營

み、又は結婚するに至るまで、費用を要することが少なくな  
いから、之が爲に勤儉貯蓄することも肝要である。

### 三 成長後の子女

子女が成長して後は、其の職業・結婚など、萬事其の意志を  
重んじ、其の獨立と發達とを助成すべきである。子女の爲  
す所が邪道に陥らうとするときは、嚴格に且つ懇篤に之を  
匡救すべきであるけれども、世には往々子女の惡るいとい  
ふのではなく、たゞ父母と思想・趣味・性格等を異にして居る  
爲に、不幸な衝突を見ることがないではない。善くこれ等  
の點に反省するときは、父母の天性は、必ず子女に對して其  
の道を得るに至るであらう。

諺に「娘が姑になる。」といつてあるが、我が子の妻を娶るに

子女の意志  
を尊重

媳と姑

及んで、母たるもの、任は又新に加はり来るものである。通常、姑は媳と同住するものであるから、其の仕向け方如何は、媳の幸・不幸に重大な影響を及すものである。そして姑としての地位を有するだけに、其の責任も亦重いのである。我が若くして人の媳たりし頃の事を思ひ合せ、我が子と一體となつて、我が後を繁榮せしめる有り難い人であることを思ひ、我が所生の子といへども己の欲する通りに強ふべきものでないことを省み、深い同情と感謝とを以て、家の歴史・家風・家政の事など懇に教へ導いて、我が家の人たらしむべきである。慈愛なる姑となつて、賢母の事が始めて全きを得るのである。

親の老後と  
子女

老後にも、親がみだりに子に依頼することは、もとより我

が國家族の本義とする所ではない。子は出来るだけ奉養の厚きを致さうとし、親は出来るだけ、子を煩はすことのないやうにと心がけ、双方の孝と慈とが長く一體たるところに、家族生活の最も美しい所が存する。そして親がすべての子女に對する愛を公正にし、家督相續の事から遺産分配の事などに至るまで、子女の間に紛議の種を残さないやうにすることは、言ふまでもなく、其の生前の心遣ひたるべきものである。

此の他、親として守るべき道は頗る多く、中には自ら親となつた上でなければ、理解し難いものもある。故に、今日の子たる者は、子としての立場から、出来るだけ親を理解すると共に、先づ自ら子の道を盡くして遺憾のないことを期

善く子たる  
者は善く親  
となる

すべきである。さうすれば、他日親となつた時には、次第に深く親たる者の道を明かにし、之を全うすることが出来るやうになるのである。

## 召使の人々

召使の人々は、我が家に入つて我が家の用を辨ずるものであるから、子女の教育にも、一家の風儀・經濟にも、親族の交際にも、又社會の信用などにも、其の及ぼす所の影響が甚だ大きいことがある。召使の事であるからと思つて、決して忽にしてはならぬ。

召使は先づ其の人選に注意しなければならぬ。心だての正しくないもの、惡い病氣のあるものなどを入れて、一家の禍となることも、世に其の例が少なくない。信用ある者の紹介により、其の健康・人柄・身元などを取調べた上で決すべきである。けれども召使に完全なものを望むことは困難である、一は其の用ひ方の如何によつて、善くも悪しくもなるものであることを知らねばならぬ。

召使の人だからといつて之を賤んではならぬ。召使の人々を僕婢などと稱するこ

とがあつても、もとより之を昔のやうに勞役に従事する最も賤しい階級の人々と視てはならぬ。人格としては、主人及び其の一族と平等な立派な人々で、自由なる約束によつて、人の家に勞務を執るものである。どこまでも、其の人格を尊重しなければならぬ。そして、人の家に召使となるものには、其の境遇・事情などに同情すべき點が多いものであるから、仁慈の心を以て之を遇すべきである。召使に對して常に忘るまじきは『彼も亦人の子なり。』といふことである。

『我が子なら ともに連れじ 雪の夜』

『ゆきの日や あれもひとの子 樽拾ひ』

といふのは、皆よく我が國民の召使に對する仁慈の風をあらはしてゐるものである。且つ召使を輕蔑して冷酷であるときは、子女までも之に見倣つて、家風が甚だ惡しくなるものである。主婦は、子女を監督して、召使に對し不作法ならず、親切なるべきやう仕向けなければならぬ、まして自ら其の道を失ふやうなことがあつてはならぬ。年長で經驗もあり思慮もある召使には、我より敬して學ぶべきこともあるけれども、通常の場合、主婦は召使を教育する心を以て之を對すべきである。家庭の用務は更なり、禮儀・作法・言葉遣ひなども、ほど／＼によく躡けて、終には一人前の立派な

男子・女子として世に立ち得べきやう教へ導くべきである。たゞ、教へても容易に意の如くなるものでないから、寛大にしてみだりに咎め立てをせず、そして引きしまるべき處は十分嚴重にして、寛嚴其の宜しきを得るやうにすることが必要である。嚴に過ぎると怨むし、寛に流れると狎れる。其の中庸を失はないことは、主婦其の人の心得に存する。

「人を使ふは使はるゝ」といつてある。其の使方には、よく意を用ひ、命令はわかり易く言ひ含め、其の個人の性質・能力などを考へて、用向も使方も加減しなければならぬ。使方がよろしければ、我が手足の如くなるし、其のよろしきを得なければ、能ある者も却つて累ひとなるであらう。我が使方を反省しないで、召使を責めることは誤つて居る。

召使を用ひる時ばかりでなく、主婦は萬事に正しく身を持つて、其の模範とならなければならぬ。召使を置くのは、それ以上の重要な本務に、自ら勤勞せんが爲であつて、決して一身の安樂を貪るが爲でない。主婦にして安樂を貪る心があるならば、召使も隙を見て遊惰を恣にしようとするであらう。其の他、すべし主婦の良いこと惡るゝことが、直に召使の行にあらはれることは、形の影に於けるが如くなる

であらう。主婦の不心得な爲に、召使の風儀の惡るゝのは、我が恥である。

召使と主家とは、單に金錢・利害の關係に止まらないで、互に恩誼を以て結ばれるやうにありたいものである。召使は恩に感じて報效の誠を盡くし、主家も其の勤勞を有り難く思つて、益之をいたはり、召使が暇をとつて後も、猶恩誼の情を持続することを以て、理想とすべきである。

## 第十七章 親族

### 一 親族の關係

嚴密な意義で親族といへば、親子も、兄弟も、皆親族であるが、通常親族又は親類といへば、家族以外の親族をさして云ふのである。此處でも主として、其の通常の意義で、親族といふ語を用ひたのである。

通常の意義  
の親族

親族は根本的天縁

親族は、一家の主婦から見れば、夫及び己の兄弟姉妹を始め、雙方の父母・祖先の兄弟姉妹、又はこれ等の人々から、系を引き派を分つたものをいふのである。其の間におのづから親疎の別があつて、法律上にも親等を分ち、相互の義務にも同じくないものがあるけれども、己と血統を同じうし、又は婚嫁によつて親密な關係を生じたものなることを思へば、互に相睦まじみ相依るに至るは、自然の情であつて、又人の道である。時として朋友隣人との間に、親密な情誼が發展し、親族の方が却つて疎遠に思はれることもあるけれども、之が爲に親族の重要な意義を有することを忘れてはならぬ。朋友隣人の交は、それ〴〵に重んずべきもので、出来るだけ其の情誼を敦くしなければならぬが、それ等の社會關

反隣人 相互  
利便より

利害關係以上の親族關係

係は、相互の利便を本として情誼を發展せしめるので、利便がなくなれば、情誼も亦疎遠となつてしまふものも少なくない。併し、利便のみが社會關係の基礎となるものでもなく、又さうすべきものでもない。親子の關係は、其の結果として相互の利便となることがあつても、決して之を基礎として居るのではなく、人間の最も根本的な、至親の天縁を基礎として居るのである。一身の利害からいへば、甚だ多大の負擔であつても、時には一身を献げても悔いなくて、之が爲に真心を盡くすのである。親子の道の貴いのは、其の利害關係を超越してゐる所に存する。親疎の差こそあれ、之と同じ性質の社會關係を擴げて居るものが親族である。故に一身一家の利害の打算から、親族關係を解釋しようとする



するならば、抑、の誤りであつて、我等は利害關係以上の處に基礎を置いて、親族の交りを考へなければならぬ。久しく疎遠になつて居る親族で、其のした事が、自分の責任とも利益ともならないことでも、其の中に立派な事をしたものがある、己の誇りのやうに感じ、醜惡な事をしたものがある、己の恥の如く感じ、成るべく之を隠さうとする情が、人々の心の底に存するといふことは、親族と根本的に一體なものが存するからである。そして此の一體自然の人情は、やがて親族間の道德の基礎となるのである。

二 親族の道

親族の間は、親等の近いのも、遠いのもある。又親等の近いものにも、久しく懸け離れた地に居住して、交りの疎くな

親族の特別  
關係と其の  
常道

つてゐるものもある。親等の遠いものにも、或は特別の恩誼の關係を生じて居るものもある、事業を共にして居るものもある。又、近隣に居住して親しく交つて居るものもある。其の關係が種々であるから、其の交際の道も、亦一樣なることを得ない。けれども概していふと、親族としての交りは、近きより遠きに達し、本に對する心を推して、末に及ぼすことを以て道とする。夫を愛する心を推して、夫の父母、兄弟、姉妹等に及ぼし、父母に孝なる心を推して、伯叔父母に及ぼし、兄弟、姉妹に友なる心を推して、其の子女に及ぼすを以て道とすべきである。又親族の間には、おのづから本末の別がある。夫の家に入つては、其の家の親族を大切にしなければならぬ。親族の交を圓滿ならしめることは、主婦

の手に俟つことが多い。其の本末を誤つて、厚くすべきところ、薄くするやうなことがあるならば、親族の交りも之が爲に破れ、時としては仇のやうになることもあらう。此のやうなことになるのは、多くは親族全體の關係を心得て身を公正に持することが出来ず、己の愛憎する所に偏するからである。主婦の心が公正で、其の情意が濃であるならば、親族をして其の交りを圓滿ならしめ、大なる愛の社會を作ることを得るのである。

すべて親族の交りは、住處の近きは相往來し、遠きは音信を通じて、折りくゝの訪問・見舞を爲し、祖先の祭りには相共に本に報い始めに反るの意を忘れず、一族心を同じうして喜びを共にし憂を分ち、敦厚な情誼の關係を發展せしむべ

親族の交際  
と情誼の創  
造

親族の救護

きである。親族は天縁であつても、其の交りをおろそかにすれば、冷たい縁故者たるに止まつてしまひ、意を用ひるならば、其の情誼は、益、敦厚に創造せられて行くものであるから、之を疎略にしてはならぬ。親族に不時の災難があつたときには、進んで其の救護に力を盡くすべく、兵役・出征・長期の旅行等で、留守宅に助力を要するものは、成るべく親族の間で、其の任に當るやうにしたいものである。親族に厚いことは、我が國古來の美風であつて、困窮・不幸に陥るものがある、其の救護を他に任せないで、親族の間で之を引受けることを務めとした。それで、饑饉などの特別の凶年の他は、依るに處なく、頼むに人がなくて、世にさまよふものが少なく、平素は大きい慈善の組織を立てる必要を見ないほ

どであつた。時は移り世は變つて、今と昔と事情を異にするし、社會に生じた困窮不幸を救済することは、社會全體の力に俟つ必要があつて、親族のみでは如何ともし難いことがあるけれども、其の境遇相當に親族として其の道を厚うすることを力むべきである。親族の道を疎にして、たゞ眼前の利を逐うて走るが如きは、輕薄なこと、云はねばならぬ。兄弟姉妹でも、貧富順逆の運命は同一でない、其の爲すところも、亦互に意の如くならぬことがある。まして多數の親族の中には、盛衰の常なく、賢愚の定めないので、世の習ひである。けれども父母祖先から見ると、いづれを重いと、いづれを輕いともすることは出來ない。貧富などに拘つて其の交際に偏私する所があつてはならぬ。かく親族は

親族との  
公正

親族相互の  
扶助と依頼

互に睦まじくして、互に力を盡くすべきものであるけれども、各自に獨立することを力めて、みだりに依頼することがあつてはならぬ。自ら力めないで、親族の累ひとなるが如きは恥づべきことである。親族が疎遠となり不和となる原因にも種々あるが、親族に要求することが多きに過ぎ、自分には親族の爲に力を致すことがないのに、親族は之れ位の事はしてくれさうなものだと依頼心を起し、それが満たされないと、ところから、不平を起すことも少なくないのである。自分は親族の爲に盡くして、其の報を求めず、親族には厄介をかけないやうにと互に力めてこそ、親族の交際は全きを得るのである。

親族の道と  
民族の道

親族の關係を更に大きい社會にまで發展せしめたもの

が民族である。完全な意義に於いて、民族とは、同一の血統を有する人民が、共同の社會を爲せるものをいふので、同一の血統を有する人民は、即ち皆廣義の親族である。同一の民族は、皆從兄弟、再從兄弟、三從兄弟等の關係を擴大した同胞であると云ふことが出来る。社會は血統の關係を本位として組織せられるものもあり、土地の關係を本位として組織せられるものもある。そして人々の住居の自由、職業の自由が發展するに従ひ、血統よりは土地又は職業の關係を本位として、社會の組織せられることが次第に多くなる傾がある。けれども同一民族であるといふことが、土地關係、職業關係の社會組織を一層強固にし、深厚ならしめることは、明かな事實であつて、今日の人類は、概して各自の民族

社會組織の  
基本條件と  
しての血統

關係を本位として、大なる共同社會を作り、それが國家といふ最高の社會組織を創造しつゝあるのである。そして其の民族としての道徳は、家族としての道徳と其の性質を同じうする。

家族の道徳に厚いものは、必ず親族の交りを睦じくする、そして親族の道をひろむれば、民族の道となり、更に民族の道を推し擴むれば、人類同胞の道ともなるのである。親族の道も亦重いものであると云はなければならぬ。

## 第十八章 職業

### 一 職業の意義

近時、女子が出でて社會の職業に就くものが多くなる傾向がある。以前には殆ど男子に限られてゐたやうな職業で、女子の爲に開かれるやうになつたものも少なくない。これ、女子がそれに適することを認められ、又女子自ら生計の上から之を必要とする者が次第に増して來たからである。これ等の女子はいふまでもない、自ら出でて社會の職業に就かないものでも、夫の職業、子の職業に對して、妻たり母たるものゝ同情又は助力は、其の結果に少なからぬ影響を及ぼすものであるから、職業の如何なるものであるかを理解し、之に關する道を正しうすることは甚だ必要である。現今の社會に於いて、人が身を立て産を治め、獨立の生活を爲すは、主として職業によるのである。平生、世に處し、國に

職業の意義

社會の職業  
個人が負つて居るもの

分業  
商業 農業 工業

盡くすも亦主として職業によるのである。人間終生の精力を注ぐべき所は、多くは職業に存する。職業は、どうしてそんなに重要な意義を有するのであらうか。未開の時代に於いては、其の生活は簡單なもので、人々が殆ど同様の生活をするに過ぎなかつたが、社會が進歩すると共に、諸般の人事に分業が生じ、分業が生ずると共に、社會は益、進歩して、今日の文化を創造するやうになつた。分業の利益は、

- 一、個性の長所に適當した仕事を擔當して、之を發揮することが出来る。
- 二、専ら、一事に力を用ひるから、之に熟練上達して多くの効果を收めることが出来る。

三、其の事に關する經驗と智識とが多くなるから、發明  
發見を加へて之を改良することが出来る。  
などいふことに存するのである。此の社會の分業を個人  
が負擔して居るものを、其の人の職業といふのである。そ  
れで個人の専らしてゐる事でも、社會の分業とする價値の  
ないものは、之を職業と稱することは出来ない。  
かくて、今日の社會は分業によつて高い程度に進んでゐ  
るのであるから、個人は何等かの職業を覚え、社會の需要に  
應ずるのでなければ、報酬を得て、己の獨立を保つことも出  
來ない。人間終生の精力を注ぐべき所が多く職業に存す  
るのも、此の理由に本づくのである。

二 職業と公益世務

公益世務を  
して各個人  
の職業

各個人の職業は、社會から見れば、其の分業であるから、各  
種の職業が、よく其の機能を發揮することによつて、社會共  
同の生活が昌榮することを得るのである。買手がなければ、  
賣手も存し得ない如く、職業は、決して己一人のみの力に  
よるものでなく、社會的に存する。之を最も低く觀た場合  
でも、一體共同の社會の中に、各自の利益の交流するもので  
あり、更に進んでは、相互扶助となり、一體共榮の愛の社會の  
創造となるのである。職業は一面から見れば、之によつて  
獨立の生活を營むものであるけれども、決して一身一家の  
利益のみを目的とする私事ではなく、必ず一面に社會國家  
の公益を目的として居るものである。我等が平常日々の  
生活に於いて行ふ公益世務の主なるものは職業である。

特殊の公益  
世務と日常  
の公益世務

公益世務といへば、直に金銭物資・勞力等を寄附して、道路を開き、橋梁を架し、圖書館・學校を建て、慈善教化の事業を起すことなどのやうに思ふものがあるけれども、公益世務は、決してこれ等特殊の事柄に限るものではない。人々が日常に従事する職業は、すべて公益世務の性質を有する。職を國家の公務に奉ずるものは、もとよりの事、公職以外の種々の職業に従事してゐる者も、亦各自の職業を通じて、力を公益世務に致すべき責任を有する。場合によつては職業の爲には、一身を以て之に殉ずる必要さへ生ずるのである。然るに職業を以て單に私利を營む手段とする所から、之によつて出来るだけ私利を貪つて、社會を害することを顧みず、富裕にして生計の憂がないものなどは、却つて無職の遊民

職業を商賣  
視する思想

たることを誇りとするやうな弊風を生ずるのである。

今日、商賣といふ語が職業を意味することゝなり、商賣といへば、法網にかゝらない限り、世間に發覺しない限り、他から摘發せられない限り、どんな不正な事を行つても、利益を得ることを専らとし、時としては社會の災禍に乗じて暴利を貪ることを以て、商機に敏なものとする者もある。そして、此の思想が他の職業にも感染して、著しく公益的な性質を有する職業に従事して居るものも、之も商賣の爲だからといふ理由の下に、不徳を敢へてすることを顧みず、「官吏といふ商賣」などいふ語を用ひ、一身の利害を本として、國家の公職に就くの得失を論ずるものさへあるといふことは、商業道德の低級なると共に、一般の職業道德の低下して居る

無職の遊民  
たるなかれ

ことを示すものであつて、世道人心の上に、甚だ慨すべきこと、云はねばならぬ。人は無職の遊民であつてはならぬ。分業によつて發展しつゝある社會から多くの恩益を受けながら、自らは之を擔當しないで何等の報ゆる所がないのは、社會の寄生蟲ともいふべきものである。父祖の財産に依頼して、遊惰に一生を送るなどは、一個獨立の人格として恥づべきことである。且つ其のやうな生活は、決して安全・幸福なるものでない。女子が一家の主婦となつて育兒家政などの事に従ふのも、廣い意義の分業を負擔せるものである。又其の直接・間接の助によつて、夫をして出でては後顧の憂なく、社會に活動して職業に盡くすことを得しめ、入つては休養と慰藉

50分  
50分  
50分  
50分

學校

學校

私學

遊民

遊民

選擇

職業と性能  
との關係

とを得て元氣を新にし、益、職業に勉勵することを得しむるならば、一個獨立の人格として社會に其の職分を全うするものである。若しそれ夫が職業に勤勉する結果にのみ依頼して、安樂を事とするならば、女子の人格を自棄することの甚だしいものといふべきである。

三 職業の選擇 職業の道德

職業の選擇には、第一に其の人の性能如何を考察しなければならぬ。性能には、それと長所・短所があつて、其の長所に適當した職業に従事するときは、多大の成功を收めることが出来るけれども、短所を強ひるときは、勞が多くして功は之に伴はない。極端な例を以ていへば、聾者が音樂家となり、盲者が畫家となることは出来ないのがそれである。



職業婦人として、世に立たうとする場合に、如何なる職業を選ぶべきかといふことは、慎重な研究を要する問題であるが、それが女子の性質に適當したものでなければならぬことは、もとよりである。女子が男子と同一の職業に従事する場合にも、やはり其の職業に女子としての性質のあらはれるのが當然である。教育・通信等の職業に従事しても、單に男子のみの時よりも、其處に女子特有の綿密な注意や溫和な性質が加味せらるべきが如きである。そして同じく女子といつても、人によつてそれらの長所・短所があるから、たゞ他人の成功を羨み、或は朋友の赴くところに附隨などして『鵜の眞似をする鴉』の如き結果に陥つてはならぬ。

自己の好む所には、多くの力を用ひ、時には寢食を廢して

自己の嗜好  
と努力勤勉

性能と嗜好  
との關係

までも、熱心に勉強するけれども、好まない所は、必要と知つてゐる所でも、成るべく之を避けようとし、他から強ひられても、又自ら勉めて見ても、餘り効果のないことは世の常である。それで、其の人の嗜好は、職業選擇の有力な條件として、参考しなければならぬ。其の人の長所と好みとが一致すれば、最も都合が好い。併し長所と好みとは、必ずしも一致するものではない。『好きこそ物の上手なれ。』興味を以て努力すれば、現在よりも進歩することは明かであるが、『下手の横好き』といふこともあつて、どんなに好んでも、其の性能の制限を受けて發展し得ないこともある。音楽や文藝が好きで、且つそれに多少の長所を有すると思ふところから、其の方に向つて見ても、廣い世の中には、上にも上があつ

職業と生計

て、職業として身を立てるに足らず、畢竟下手の横好きに終つてしまふことも屢あることである。

我等は、職業と収入との關係をも考慮しなければならぬ。職業の種類によつては、比較的収入を得易いものと、さうでないものとある。社會の爲に有益で且つ高等な能力を要する職業でも、必ずしも多くの収入を得るとは限らない。

又、自己の職業に關する父母・兄長の意見・希望は、尊重して考慮しなければならぬ。父母の意見・希望をも顧みないで、己の欲するだけの保護と學資とを受け、當然の權利の如くに考へ、ひたすら己の好む所に奔らうとするが如きは、固より我が身勝手の事である。

職業は、己一身の好みや働きのみに依つて成り立つもの

自己の職業に關する父母・兄長の意見・希望

職業と社會の需要

でない。社會が其の價値を認め、之を需要して居るものでなければ、其の報を得ることも困難である。社會の需要が多いものを選ぶのは、職業として成功する所以である。

かく、自己の性能・嗜好・父母の意見及び社會の需要は、職業選擇の要件であつて、これ等がすべて一致して居るときには、まことに好都合である。けれども、實際にはこれ等の矛盾して居ることがあり、其の矛盾にも程度があるから各方面を精思比量して、其の重きに従ひ、職業として成功し得る望みの最も大なるものを選択すべきである。そして、これ等の要件中、自己の性質と、社會の需要とが、最も重いものであることは云ふまでもない。

職業に關する道德は、一語にして盡くすことが出来る。

職業選擇の諸要件の一致しない場合

職業道德

それは即ち忠實勤勉である。職業は社會の分業であつて、世の中の進歩すると共に、分業は分業を生じ、學理が應用せられて特殊の技術を要することも多くなり、専門の人でなければ、其の業を經營することの出来ないのはもとより、其の結果を理解し鑑識することも容易でないから、若し、他人が知らないのにつけこみ、特殊専門の智識を悪用して、各自に其の私利を逞しうすることゝなれば、世の中は斷えず、互に警戒し互に猜疑すべきものとなつて、終には一體共榮の生活を破滅せしめるに至るであらう。

### 第十九章 家計

#### 一 家計の必要

最も手近な事柄で、しかも家族の生活に重大な關係があり、又主婦として重大の責任を有するのは、一家の生計である。一家の生計とは、家族の生活に必要な財貨の收得と使用とに關する暮らし方、即ち一家の經濟生活の仕方をいふのである。人には高等な精神上の生活があるけれども、衣食がなく住居がなければ、それ以上の高等な生活を營むことも出来ないから、我等は取敢へず衣食の生計の事から力を用ひて行かなくてはならぬ。又生計を暮らしと稱することから考へても明かなやうに、一般多數人の日々の生活

家計と家族生活

は、殆ど其の全部が、生計の爲に過されて居るのである。實に家族の健康も品性も、其の生計の影響を受けることが甚だ大きい、家族の幸福も禍害も、其の生計によつて支配せられることが甚だ多い。

若し一家の生計が立ち難い状態にあるならば、其の物質上の生活ばかりでなく、其の一切の生活が如何に悲惨であるかといふことは、世に幾多の實例の存する所で、我等は寧ろ其の餘りに多いことを悲まざるを得ない。現代の最も困難な、最も切迫して居る社會問題も、亦日々の生計に窮して居る家族が甚だ多數に存するといふことに原因して居るので、如何にしてこれ等の多數の家族の生計を安定すべきかといふことが、我等の大問題たるのである。

生計難の悲

家計と社會問題

一家の生計と青年

今日、幸に父母の恩愛に衣食して居る者は、多くは生計の事に無關心であり無理解であつて、たゞ財貨の消費によつて、自己の欲望を満足することに意を用ひて居るけれども、世にはかゝる種類の人々が多く存するのではない、普通の教育を受け終らない前から、早くも家計の窮乏に思ひを悩まし、小學校を卒業すると直に勞働に従事して、世智辛い經濟生活の波に揉まれて行くものが甚だ多いのである。然るに生計に關する父母の勤勞、社會多數の家族の慘苦に對する理解も同情もなく、うか／＼と打過ぎるやうでは、家族としても社會人としても、決して正しい經濟生活の道を履んで行くことは出來ない、まして其の道に貢獻する所の人となり得ない。

生計の創造  
と勤勞

二 勤 勞

生計は先づ勤勞することに依つて創造せられる。我等は自己の勤勞によつて、自己の生活に必要な財を收得すること、或は少なくとも其れに相當した勤勞を爲すべき本務を有する。今日、父母の營みつゝある生計に保護されてゐる者も、現在の課業に勤勞して、他日一家の生計を獨立する者とならねばならぬ。父祖の財産に衣食して、安逸な贅澤な生活を爲すが如きは、社會に對しては罪惡であり、一身に取つては、其の獨立の人格を辱めるものである。世には額に汗して、終日、營々勤苦しながら、斷えず貧窮に追はれて、日常の生活に必要な榮養を取ることすら出來ない者が多數ある傍に、美衣美食、驕奢な生活をして居るものがあるといふ

安逸驕奢な  
生活の非違

富者の務

ことが、人の不平反感を挑發し、社會の禍亂を生ずることゝもなるのである。今日、如何なる富家の生活といへども、全く自給自足して居るものはない、必ず其の資料を社會多數の人々の勤勞に仰いで居るのである。然るに、社會多數の人々が、其の職業に勤勞した結果を享樂するのみで、自ら勤勞して、之に何等の報效する所がないといふことは甚だしく道に反する。明治天皇の御製に、

「家富みてあかぬ事なき、身なりとも  
人のつとめに怠るなゆめ」

とある。富者は自家の生計を營む以上に、進んで公益世務に盡くすべきであるのに、自家の生計にさへ勤勞しないで、逸樂驕奢の生活を縦にするやうでは、社會の一員たる本務

正當な收得  
と不正な收  
得

を缺くものと云はなければならぬ。財の收得は、必ず正當な勤勞によらなければならぬ。然るに詐偽横領・收賄・強竊盜など、日々社會に續發する罪惡の多くが、財の收得に關する不正であることを見ると、經濟生活が人生の甚だ緊要な一大方面であることを知ると共に、之に關する人類の徳性を堅固ならしめることに深く思ひを致さざるを得ない。我等は財に關する誘惑が如何に強くても、又其の必要が如何に迫つてゐても、人格價值を常に財貨以上に置き、斷じて之を汚してはならぬ。かの「貧の盜み」の如きは、中には其の動機に同情すべきものがあるやうだけれども、これ父母を不義に陥れ、汚辱を被らしめるもので、其の心情に不純なものが存すると云ふべきである。

投機射倖の  
弊

又、投機射倖は、社會に害毒を及ぼし、其の家族の經濟生活を不安ならしめるのみならず、品性の上にも甚だ有害な影響を及ぼすものである。世の實際を見ても、浮華驕奢の弊風は、多くはかゝる家庭に發生する。これ投機射倖を事とするものは、富の價值を正當に理解せず、且つ其の富が不安なる爲に、有るに任かせて目前の享樂を縦にしようとするやうになり易いことなどに原因するのであらう。それで我等は正直にして著實な勤勉を厭うてはならぬ。正當な勤勞は、社會を益して其の報を得るものであつて、自他併せ益するものである。

借財

借財は一時は便宜のやうであるけれども、なか／＼豫期の通り、返済し得るものでない。金錢の入用は次より次へ

と、意外に發生して、其の要求を満たすことさへ容易でないから、借財は利息と共に度外の負擔となつて、長日月の係累を伴ひ、終には己一身はおろか家族の大なる禍を來たすことゝもなるのである。それで、心ある人は借財をして目前の安きを偷むよりは、窮苦を忍んでも獨立自頼の節を全うする方が遙に貴いとし、借財の爲に、自己の貴い自由と品性と將來の幸福とを賣ることをしないのである。十分に工夫を凝らして後、萬已むを得ない場合には、借財も致し方のないことであるけれども、之に依つて贅澤な生活をするとは甚だ誤つて居る。然るに、世には此の類の人も少なくない。「金を借りるよりは、夕食を廢めて寢に就け。」人に此の氣慨がなければならぬ。借財によつて生活すること

\* 西談

輕々しく考へるやうなものは、到底獨立した確實な生計を爲し得ないであらう。

### 三 善用と節約

我等は正當な勤勞によつて、財を創造すると共に、成るべく有効に之を使用することを工夫しなければならぬ。財は之を善用することによつて、始めて其價值を生ずるものであつて、使用しなければ鉅億の富も「寶の持腐れ」であるし、使用しても之を善用しなければ、却つて人生・社會の禍を爲すのである。財の善用に最も害があるのは、奢侈である。奢侈は一人一家の虚榮・驕樂の爲に、有用の財を無用に費すばかりでなく、正當な勤勞では奢侈無限の要求に應じ切れなくなる所から、不當な方法によつて、財の獲得に腐心する

財の善用

奢侈

消費經濟の  
注意

やうにもなり、收得と使用との道を併せ失ふことゝなるのである。又奢侈といふのでなくても、物の品質を鑑識する能力が低い爲に、粗悪な品を高價で買入れたり、市價を調査して成るべく廉價で買ひ求める勞を厭うたり、各方面の用途を顧慮しないで、目前一時の要求を満たす爲に、家族生活全體の上から見て、餘り價値のないものに多くの費用を投じたり、度外に多量の品物を買込んで、空しく廢物としてしまつたり、消費經濟に精密な數の觀念のない所から、無駄遣をする者が少くない。そしてこれ等の無駄遣は、單に其の一事のみからは、さほどでないやうでも、之を積算して見ると、甚だ巨額な損失となるのである。一家族に於いて財の收得に任ずる者は、少ないのが常であるに反して、家族全體

用財の節約

は、消費者であるから、家族が消費經濟の訓練を有すると否とは、家計の確立に大關係を有することを知らねばならぬ。財を最も有効に善用するといふ一面には、節約といふことを併せ考へなければならぬ。善用と節約とは一事の兩面であつて、我等はとかく物欲の動くに任かせて、財を無用の事に浪費し易いものであるから、力めて奢を抑へ用を節しなければならぬ。實際に於いて果して何が奢侈であるかといふことは、時に判斷の頗る困難なものがあつて、畢竟常識に俟たねばならぬが、通常奢侈と稱するものには、絶對的のものと關係的のものと二種存するといふことが出来る。絶對的の奢侈といふのは、實用の上からいつても、趣味の上からいつても、又物質的生活を高上せしめる上からい

絶對的の奢  
侈



つても、何等の意義のない事をして財を消費し、虚榮・驕樂の心を満足せしめようとするものである。例へば、食ひ盡くすことも出来ず、強ひて食へば健康を害するだけであるに、たゞ食卓に珍羞の種類と分量との多きを競ひ、其の豊富を誇りとして、大部分を廢物としてしまふ如きが即ちそれである。世の所謂豪華な生活をして居る者には、此の種の奢侈も少なくない。關係的の奢侈といふのは、其の人其の家の収入・財産に不釣合ひな高等な消費生活を爲すことをいふのである。單に其の一事のみから觀ると、物質生活の高上で、寧ろ善と考へることが出来ても、生活の用途は多方面であり、収入・財産には限りがあるから、全體の必要を考へて、一方面の消費を節約しなければならぬ。一般多數の人は、

關係的の奢侈

實際に此の關係的の意義に於いて奢侈に陥らないやうにする必要が多いのである。又單に一人一家の上のみからは困窮する憂ひもなく、且つ絶對の奢侈といふのでなくとも、社會との關係から其の消費に節減を加ふべき必要の存することが多い。社會の多數が生活難に困窮して居るときに、自分等の家族のみが、裕かな生活をするには道でない。此の道に反するも亦關係的な奢侈といふべきである。

主婦は、家計の各方面に心を配つて、それによつて其の宜しきを得るやうに力むべきであるが、中にも消費經濟に就いては、最も深く意を用ひなければならぬ。妻たる者に經濟の思想がなくて、用途にも方針を立てず、物價にも注意せず、豫算・決算も精確ならず、奢侈に流れ、虚榮を事とし、濫費して

家計と主婦

奢侈—無用

絶好的奢侈

肉体的奢侈

度がなければ、夫はどんなに勤苦しても其の負擔に堪へないで、家は久しからずして、困窮に陥らざるを得ない。家政の不取締なるは、たゞに困窮するばかりでなく、種々の悪徳を伴ふものである。實に主婦の一大責任は一家の經濟に存する。古語に「家貧しうして良妻を思ふ」とあるが、一家の經濟に良妻の大切なことは、家の貧しい時に限らず、家が富んで其の任務は益々重きを加へるのである。

四 財 産

我等は勤勞によつて財を創造すると共に、節約によつて餘裕を生じ、之を貯蓄して財産とすることを力むべきである。得るに従つて費すならば、少しも殘餘を生じない、濫費して度がなければ、萬金も尙不足を生ずるであらう。勤と

財産の蓄積

財産の價值

儉との道を得るならば、さほどにもない收入の中から、財産を作ること出出来る。「入るを計つて出づるを制す」といふ原則に従ひ、豫算を立て、收入の幾分を貯蓄し、其の餘を各方面の用途に割り當て、會計を嚴密にするならば、物價の變動、不時の入用等で、人生の事は、なか／＼豫期の通りに進行し難い中にも、次第に積んで財産とすることも出来るのである。

そして、此くの如くにして生じた財産によつて、我等は一家の生計を獨立し完全にすることが出来るのである。父母を奉養し、子女を撫育し、職業を營み、疾病災禍など不時の需要を満たし、家族をして其の生を全うせしめることが出来るのである。家族の生活には、平時、不時の費用を要する

ことが甚だ多く、そして収入は豫期の通りに無いことが少なくない、若し財産がなければ、どうしてこれ等の需用に應ずることが出来ようか。又親族の交りを厚くし、社會國家に對する本務を盡くすにも、必要なのは財産である。人は財産がないと、やゝもすれば不義に陥り易いし、財産があれば道を行ふ助けとすることが出来る。諺にも「衣食足つて禮節を知る。」と云つてある。我等は固より如何に窮苦しても、斷じて禮節を失ふべきでないが、自ら求めて不義に陥り易い境遇に我が身を置くといふことは、自重心ある者のすべきことでない。且つ自ら不義に陥らないといふことは、財産なしに出来ても、進んで慈善を行ひ、公益を企てることになる、財産の助けを要することが頗る多い。自分が世

私有財産を  
非認する思  
想

に立つて人の世話をする人となるか、人の厄介となる人となるか、其の立場を解決するに與つて力あるものは財産たることを知らねばならぬ。社會國家の昌榮するも、亦財産によるのである。今日は實業其の他の事業に大資本を要する者が多く、それ等は人々の財産を集めて始めて經營せられるのである。國家百般の事業が並び行はれて、國運の盛んに發展するのにも、國民に財産があつて國費の負擔に堪へ、よく其の義務を盡くすことを必要とする。

個人又は家族の所有に屬する財産、即ち所謂私有財産を掠奪の結果とし、之を非認する思想の如きは、人類文化の進運に禍するもので、甚だ誤つたものであることは明かである。人類が自然物其の儘を生活資料とし、之を山野河海に

索め廻つて、貯蓄といふべきほどのものを有しなかつた状態から、財産を作つて餘裕ある生活を爲すに至つたときは、即ち文化の進運が作られたときである。所謂手から口への其の日暮らしの生活に追はれて居るのみならば、其の精神生活はおろか、物質生活を向上せしめる餘裕もない。人類今日の文化は、一面から見れば財産の力によるものといふことが出来る。そして、文化の發展が、家族生活の確立、人の個性の尊重と伴うて居ることを觀ると、それと同時に個人や家族の財産が確保せられるに至つたことも、亦當然である。若し各自の實功と實情とに相當した財産の差別を認めないで、勤勉なものも、懶惰なものも、有能なものも、無能なものも、己の家族も、人の家族も、社會共同の財産によつ

共產生活の  
歸結

私有財産問  
題の因由

有産無産の  
階級闘争

て同様の生活を爲さしめられることゝなれば、最も能率の高い財の生産、最も有效な財の消費が力を盡くして工夫せられることもなく、今日の文化社會は、家族や個人の差別も認められない未開の状態に逆轉するの他はないであらう。故に家族や個人の財産制度が、時勢と共に變遷することはあつても、財産を全然非認すべき何等の理由は存しない。今日個人や家族の財産即ち所謂私有財産に就いて、種々の問題を生ずるのは、財の收得と使用とに關して其の道を得ないものが存するからである。併し、之が爲に正當な財産を否定することは出来ない。世に掠奪に成れる財産があるとしても、正當な勤儉によつて貯蓄された財産の存し得ることも認めざるを得ない。世の所謂有産階級に對す

る無産階級の鬭争なるものは、掠奪された財産に對する權利の主張と見るべき場合もあらうが、浪費者が他の正當な財産の掠奪を謀るものと見るべき場合もあらう。若し夫れ正道に依らないで財産を積み、更に之を資本として不當の利益を貪り、世の禍を爲すことを顧みないで、一人一家の生活には豪奢を盡くし驕樂を極めながら、公共の爲に吝嗇なことがあるならば、財産を悪用することの甚だしいものと云はなければならぬ。

財産は其の所有者の自由に任せられて居るといつても、如何なる人も、之を悪用してよいといふ權利はない。財産が財産權として保護されて居るのも、一身一家の力のみではなく、社會の力によるのであるから、之を社會の爲に有

財産善用の本務

生計の要道

益に使用すべき本務がある。私有財産として、個人の自由に任せられてあるのは、之を自律的に公益世務の爲に利用せしめる爲で、決して一身一家の奢侈贅澤な生活をする爲でも、人の所有欲を満足して、富豪を以て世に誇らしめる爲でもない。其の使用が個人の自由に任せられてあるだけ、それだけ公共の爲に、之を有益ならしめる責任が存する。要するに我等の生計は、正當な勤勞によつて創造せられ、節約して貯蓄し得た財産によつて確保せられ、之を善用することによつて、社會と共に昌榮すべきものであると云ふことが出来る。

## 第二十章 齊家

### 一 婦人齊家の職分

家と婦人の  
天職

職業婦人として、世に立つものがあつても、婦人の天職が主として家に存することは、其の天性から考へて明かなことである。そして其處に温良・貞淑・恭儉・和順・仁慈・献身など、人生のあらゆる美德が最も高く發揮せられて、六親は以て和し、一家は茲に榮えるのである。且つ其の影響は、廣く外に及んで、社會の昌榮も、國家の興隆も、皆家がよく其の職分を盡くすと盡くさないに由ることが多い。男子が外に出でて働くのと、女子が内に於いて勞すること、其の職分は輕重の別はない。

齊家の職分  
の重大

されば、女子の天地は狭いやうで廣く、其の職分は小さいやうで大きいといふべきである。家政は小さいことで、教育ある女子が力を伸ばすに足らないと思ふならば、世に之ほど大なる誤はないであらう。古來、我が國の女子の美風とする所は、外に目立つてはれず、しくすることなく、内に深く其の徳を積むところに存する。我が國今日の隆運も、其の半面に、女子が齊家の職分を盡くしたことが、隱然として一大勢力を爲してゐるといふことが出来る。我が國の女子たるものは、之を自覺して、よく自重する所がなければならぬ。

### 二 主婦道

一家の主婦として、其の職分を全うしようとするならば、

先づ我が身  
を修む

先づ自らの徳を積むことが肝要である。中江藤樹は、「妻の心まめやかにして、孝順・慈悲・正直なれば、親子・兄弟は云ふに及ばず、一門まで和睦し、其の家よく齊ひ、奴婢までも其の恩澤に潤ふ。其の家是によりて福厚く、子孫も是に因りて繁昌す。」といつてゐる。又、内訓には、「身修らざれば徳立たず。徳立たずして能く化を家に成す者は蓋しすくなし。」といつてある。まことにさうであつて、我が身が修まらないで、家の齊ふことを求めるのは、曲がつた定規で、直線を描かうとするやうなものであらう。

## 家の内の事

一家の内の事は、衛生・經濟から行儀作法などに至るまで、日常の生活に方針を定め規律を立て、勤勞と慰安とによるしきを得て、我が家を最も住み心地のよい所たらしめ、病氣

## 家の外の事

の看護、其の他臨時の要件も、平素からの用意に手落ちのないやうにすべきである。そして來客の取次・接待・出入の人へへの心遣ひもなほざりにせず、一家の美風がおのづから人に薫ずるやうにありたいものである。

一家は一家のみで存立するものでなく、社會・國家の要素として重い職分を有するものである。親族・近隣・懇意の人との交際を重んじ、折々の音問・贈答などにも、其のよろしきを得、虚禮に流れず、浮華に失せず、萬事に實意をこめて、厚い情誼を以て行はれるやうにすべきである。男子をして後顧の憂なく、公益世務の事に就かしめ、納税の義務も滞りなく、兵役に就くものがあらば、いさぎよく其の行を壯にし、選挙などに關しても、腐敗の空氣を内に入らしめず、公私の

家事萬端主  
婦の品性の  
あらはれ

別を正しうして、一家の私事を以て公の本務を忽にせず、祝祭日には早朝より國旗を門戸に掲げるなど、一國の良風美俗が、悉く其の家に於けるやうに心がくべきである。

一家の政は、内外に渡つて多方面なものであるから、其の本末輕重を明かにして、要所々々から手を著けて萬事に行届くことを必要とする。古語に『人の堂に登れば即ち室中の事を知る。入つて庭戸を觀れば勤儉を知る。一たび茶湯を出せば、すなはち妻を見る。賢母なるかを知らんとせば兒の衣を看よ。』などといつてある。主婦の人と爲りは、美装して人前をつくるふ處などに存しない、日常の家事萬端すべて其の品性があらはれるものと知るべきである。

愛の一體生  
活の創造

齊家の道は多いけれども、要するに家族の愛の一體生活

を創造することに存する。愛の誠心を本として、主婦の道がよろしきを得るならば、家は常に世界の中で最も清らかな、最も幸な聖地たることが出来るもので、決して家の貧富、貴賤などに拘らない。富貴の家で、忿怨と愁嘆との氣に満ちて、波瀾の絶間がないものもある。茅屋の下、笑語欣然として、和樂の中に道德の榮えるものもある。主婦の關する所亦大なりといふべきである。

齊家の道は多いけれども、要するに家族の愛の一體生活を創造することに存する。愛の誠心を本として、主婦の道がよろしきを得るならば、家は常に世界の中で最も清らかな、最も幸な聖地たることが出来るもので、決して家の貧富、貴賤などに拘らない。富貴の家で、忿怨と愁嘆との氣に満ちて、波瀾の絶間がないものもある。茅屋の下、笑語欣然として、和樂の中に道德の榮えるものもある。主婦の關する所亦大なりといふべきである。



文部省檢定濟

大正十五年一月十九日女子學校修身科用

※※※

發行所

東京市牛込區  
市ヶ谷甲良町卅九番地

中文館書店

電話牛込三三二五番  
振替東京三八四二七番

※※※

女子修身書

卷一  
卷二  
卷三  
卷四  
上級用

著作  
所有

印刷所	印刷者	發行者	著作者
安久社	福井安久	中村時之助	亘理章三郎
東京市芝區田村町六番地	東京市芝區田村町六番地	東京市牛込區市ヶ谷甲良町三十九番地	

定價

卷一金五十錢
卷二金五十三錢
卷三金五十七錢
卷四金六十一錢
上級用金五十四錢
大正十五年臨時定價
卷一金八十五錢
卷二金九十錢
卷三金九十七錢
卷四金一圓四錢
上級用金九十二錢

※※※

大正十四年十月十五日印刷  
大正十四年十月二十日發行

※※※

女子修身書卷四終

文淵閣書目

大清乾隆二十九年十一月二十日

文淵閣書目

大清乾隆二十九年十一月二十日

文淵閣書目

大清乾隆二十九年十一月二十日



文淵閣書目

文淵閣書目

文淵閣書目

第四學年

沖田芳子

第四學年

計日世子



広島大学図書

2000087016

